

日本簿記学会
簿記実務研究部会
中間報告

「業種別簿記実務の研究」

部 委 会	長	成川正晃	(高崎商科大学短期大学部)
	員	石原裕也	(帝京大学)
		石山 宏	(山梨県立大学)
		市川紀子	(駿河台大学)
		鶴池幸雄	(沖繩国際大学)
		浦崎直浩	(近畿大学)
		大塚浩記	(埼玉学園大学)
		梶原 晃	(追手門学院大学)
		木下貴博	(松本大学)
		工藤栄一郎	(熊本学園大学)
		坂上 学	(法政大学)
		佐藤信彦	(熊本学園大学)
		宗田健一	(鹿児島県立短期大学)
		戸田龍介	(神奈川大学)
		飛田 努	(福岡大学)
		藤田晶子	(明治学院大学)
	丸山佳久	(中央大学)	
	姚 小佳	(近畿大学)	
	和田博志	(近畿大学)	

簿記実務研究部会「業種別簿記実務の研究」 活動実績

<研究会開催記録>

第1回研究会（2012年11月23日 於：明治大学）

「業種別簿記実務の研究」成川正晃（高崎商科大学短期大学部）

第2回研究会（2013年3月12日 於：鹿児島県立短期大学）

「業種別簿記の研究」成川正晃（高崎商科大学短期大学部）

「戸田部会について」戸田龍介（神奈川大学）

「空運業の簿記実務」宗田健一（鹿児島県立短期大学）

「IFRS・農業会計の現状と課題」浦崎直浩（近畿大学）

第3回研究会（2013年4月13日 於：沖縄国際大学）

「学校法人の簿記実務」鶴池幸雄（沖縄国際大学）

「日本における保険業の仕組みと保険会計」姚小佳（近畿大学）

「林業の簿記実務」丸山佳久（中央大学）

「鉄道業の簿記実務」和田博志（近畿大学）

第4回研究会（2013年6月16日 於：法政大学）

「生命保険業の簿記処理について」姚小佳（近畿大学）

「社会福祉法人の簿記実務」木下貴博（松本大学）

「保育所の簿記実務」大塚浩記（埼玉学園大学）

第5回研究会（2013年7月6日 於：近畿大学）

「規制法規から見た業種別勘定科目・報告項目の調査」坂上学（法政大学）

「業種別簿記実務の研究（中間報告）」成川正晃（高崎商科大学短期大学部）

目 次

I	はじめに -中間報告における報告要旨-	成川正晃 …… 1
II	空運業の簿記実務	宗田健一 …… 3
III	鉄道業の簿記実務	和田博志 ……14
IV	生命保険業における簿記処理の実務	姚 小佳 ……20
V	学校法人の簿記実務 -私立学校法人を対象として-	鵜池幸雄 ……30
VI	社会福祉法人の簿記実務 -社会福祉法人会計基準導入後を中心として-	木下貴博 ……36
VII	保育所の簿記実務 -制度の概要と簿記処理の特徴-	大塚浩記 ……45
VIII	林業の簿記実務	丸山佳久 ……55
IX	IFRS・農業会計の現状と課題	浦崎直浩 ……68
X	規制法規等から見た業種別勘定科目・報告項目の調査	坂上 学 ……75

I はじめに
-中間報告における要旨-

成川正晃（高崎商科大学短期大学部）

1 序

日本においてIFRSとのコンバージェンスやアドプションが議論になってきたが、ここに来て日本基準、米国基準、ピュアIFRS、エンドースメントされたIFRSという4つの会計基準の体系が存在することになろうとしている⁽¹⁾。また、公開・非公開企業の区別、あるいは規模別の区別と言ってもよいであろうが、日本では中小企業向けの会計基準とも呼べるものとして、中小企業会計指針と中小企業会計要領の2つが併存しており、合計で6つの会計基準の体系が存在することになる。この点だけでも実務面では複数の簿記会計上の処理並びに表示があるといえる。

このように、様々な会計基準とともにこれまでの簿記に関する研究は、企業、特に営利を目的とした製造業や商業を営む株式会社を中心に行われてきた。ところが、現在の組織体は多様化してきている。単なる製造業や商業を営む株式会社だけではない。組織形態も様々であり、業種も多様である。そこで、今まで余り取り上げられてこなかった業種別の簿記実務研究を行うことは、意義あることであると思われる。この点が、当（業種別簿記実務の研究）部会を組織したそもそもの動機である。

業種ごとに特殊な勘定科目が用いられていることは想像に難くない。また、業種固有の財務諸表における表示方法等も存在するであろう。そこで、「業種別簿記実務の研究」部会では、つぎの2点を明らかにすることを目標とした。第1に、各業種の簿記処理の実態把握である。これには、業種固有の勘定科目を把握することや、業種固有の取引における簿記処理例の把握、さらには業種固有の財務諸表の表示形態⁽²⁾までも考察の対象とした。第2に、各業種の簿記実務面で、その業界が抱えている課題が無いのかを指摘する。さらに指摘した課題の解決策を可能ならば提示してみたいと考えている。

2 先行研究

業種別簿記実務研究の先行研究にはいくつかのタイプがある。

1つは、社史の分野である。単なる社史ではなく、その中での簿記会計処理に焦点を当てたり、触れたりしているという研究である。代表的な例は、『日本郵船会計史：個別企業会計史の研究』などである。また、もう1つは、業種別の実務解説書の類いである。代表的な例として、『業種別会計シリーズ』がある。

これらの先行研究を視野に入れながら、当部会では、いくつかの業種の実態の把握につ

とめてみた。これが中間報告の主要な部分を構成する。

3 研究対象となる業種

業種とは、「事業や営業の種類」（広辞苑）という意味であり、産業より細かい分類として使われることが多いと理解されるが、その意味するところは、具体的には定かではない。また、業種の分類にも多くのものがあり、その分け方に違いがある。代表的なものとしては、日本標準産業分類があり、この中では大分類として 20 の分類が設けられている。また、証券コード協会による分類では、33 業種に分類されている。

このような多様な概念がある業種ではあるが、当部会では、各委員が関心を有する業種を1つ取り上げ、その業種における実態の把握につとめてきた。各委員が研究を行った業種を列挙すると、「空運業」、「鉄道業」、「保険業」、「学校法人」、「社会福祉法人」、「保育所」、「林業」である。また、全業種にわたる調査として、「業種別勘定科目・報告項目の調査」もある。さらに、「IFRS・農業会計の現状」も分析していただいた。

4 おわりに-中間報告の段階において-

研究に着手できた業種については、様々なことが確認できた。

業種固有の勘定科目が、対象とした業種においていくつも紹介されている。例えば、鉄道業における「預り連絡運賃（負債）」などは特徴的なものであろう。また、鉄道業における「上下分離方式」をいかに簿記処理していくのかというような点は、鉄道業特有の簿記処理の課題とでもいえるものかもしれない。

一方で、金融庁の EDINET に公開されている XBRL のタクソノミでは、特定業種に対する規制法規ごとに業種別タクソノミが用意されているが、EDINET の報告インスタンスの分析からは、全く使用されていないタクソノミもあることが判明した。

最終報告に向けては、さらに研究対象とする業種を増やしていくとともに、ある業種に抱えている問題があるとするならば、それを解決できる方策も提示していきたい。業種の数も多く、限られた委員の数では網羅性にかけるのは、致し方無いものの、限られた委員の先生方と限られた期間の中で少しでも多くの知見を得たいところである。最終報告に向けて、追加的にでもご参加いただける先生方の参集をお願いしたい。

注

- (1) 2013年6月19日に企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に対する当面の方針」という報告書の中でエンドースメントされたIFRS(日本版IFRS)開発の計画が述べられている。
- (2) 簿記の扱う範囲として、財務諸表の表示面まで含めるかどうかということには様々な議論があろう。当部会では、実務研究という側面を考慮し、研究対象たる組織体の外部から入手できる資料としては、財務諸表に価値があると考え、財務諸表の表示形態まで検討の材料に含めることにした。

Ⅱ 空運業の簿記実務

—航空運送事業を中心として—

宗田健一（鹿児島県立短期大学）

1 はじめに

これまでの簿記に関する研究は、対象として製造業や商業を中心に行われてきたと考えられるが、情報化や業態の多様化、合併や買収による組織形態の変化などに合わせて、多様な視点からの研究が不可欠であると言える。そうした意味において、多様な業種別の簿記実務の研究を行う意義があるが、本節では日本の空運業を対象として取り上げる。

日本の空運業は、長らく全日本空輸（ANA）と日本航空（JAL）の2社により発展してきたが、オープンスカイ政策や格安航空会社（LCC）の台頭などにより、ここ数年の間に日本の空運業を取り巻く環境は大きく変わったと言えよう。とりわけ象徴的な出来事としては、日本航空の経営破綻やLCCの新規就航などである。

これまでは、航空政策を中心とした研究や、公共交通機関としての役割、空港の開港・維持問題、航空運賃の料金設定や航空路線の改廃、観光や物流、空運業独自の指標を用いた分析などに関する視点からの研究が数多くおこなわれてきている。しかし、空運業の簿記実務や会計処理に焦点を当てた研究は限られており、たとえば、航空会社のマイレージ制度に関する研究やリース取引などについての研究などがある。

そこで本研究では、業種別簿記実務の研究の中間報告として、簿記実務の視点から見た空運業の実態を明らかにしたい。

2 研究手法

中間報告では、公表された財務諸表、監査法人による実務研究書、先行研究などをよりどころとして、空運業の簿記実務の一端を明らかにすることを目的とする。後述するように、空運業を営むためには様々な規制をクリアする必要があるが、財務諸表の作成に際しては一般事業会社と同様であり特殊な処理を必要としない。したがって、特定の規制に依存した簿記実務は存在しないが、規制に基づき、結果として必要となる固有の簿記実務は存在していると考えられる。それらも含めて考察していきたい。

入手可能な公表財務諸表が上場企業に限られたことから、中間報告ではANAとJALの2社を中心として資料を収集している。

3 空運業とは

3-1 業種分類

まず、空運業とはどのような業種であるかについて、証券コード協議会と日本標準産業分類に基づき整理しておこう。

証券コード協議会によると、業種別分類項目及び業種コードでは、大分類の「運輸・情報通信業」に属し、中分類では、空運業（業種コード 5150）に属している^①。証券コード協議会は「業種別分類に関する取扱要領」という規則を定めており、それに基づいて協議会が個別の銘柄について業種を決定している。取扱要領では、業種を分類する基準は、総務省が定める「日本標準産業分類」によるものとしており、その分類に基づいて、協議会が定める「業種別分類項目」のどの分類に入るかを定めている。「業種別分類」は、10の大分類の下に33の中分類があり、通常「業種」といった場合はこの中分類を指すことが一般的である^②。

そこで、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づき空運業について詳細を見ていくと以下のとおりである。

図表1 日本標準産業分類による空運業

大分類 H	運輸業，郵便業
中分類 46	航空運輸業
460	管理，補助的経済活動を行う事業所（46航空運輸業）
4600	主として管理事務を行う本社等
4609	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
461	航空運送業
4611	航空運送業
462	航空機使用業（航空運送業を除く）
4621	航空機使用業（航空運送業を除く）

（出所）日本標準産業分類（平成19年11月改定），大分類 H 運輸業，郵便業 説明及び内容例示，<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/pdf/19san3h.pdf>

中分類の航空運輸業には、航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業所及び航空機を使用して航空運送以外の行為の請負を行う事業所が分類されている。より具体的には、460～462番でそれぞれの事業に基づき小分類がある。われわれが普段目にする、航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業所は、461の航空運送業に分類されている。その他、航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行う事業所は462の航空機使用業に分類されている。

このように一口に空運業と言っても様々な経営活動を行っており、それらに基づいた簿記実務が存在していると考えられることから、中間報告では、461の航空運送業に焦点を絞って考察を進めていきたい。

3-2 空運業を巡る規制

業種分類とは別の視点として規制面からも空運業について整理しておこう。空運業に係る規制の一つである航空法によると、航空運送事業とは、「他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客または貨物を運送する事業」をいう（航空法（昭和27年施行、最終改正：平成23年5月25日法律第54号）、2条18項）。航空運送事業はさらに細分化されており、①本邦内の地点と本邦外の地点との間又は本邦外の各地間において行う航空運送事業を指す「国際航空運送事業」（航空法、2条19項）、②本邦内の各地間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行う航空運送事業を指す「国内定期航空運送事業」（航空法、2条20項）、および③他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業を指す「航空機使用事業」（航空法、2条21項）に分類される。より身近な表現を用いると、①は国際線、②は国内線と言い換えることができる。

空運業の開業は、航空法に基づく許可制をとっており、領空主権の関係から、国内線に関する海外企業の参入規制がある。これはカボタージュと言われ国内輸送を自国業者に限定するものである。その意味で、事業者が限定されており結果として寡占業種となっている⁽³⁾。飛行機の離発着では、空港が使用されるが、その空港の発着枠の配分については政府が権限を有しており、航空会社が勝手に航路を開くことはできない。たとえば、2013年3月に配分された羽田空港国内線の新たな発着枠が2012年11月30日に決定しているが、これは、羽田発着枠配分基準検討小委員会報告書（2012年11月28日）に基づき評価が実施され決定している。その内訳は、JALが3枠、ANAが8枠、スカイマークが4枠、AIRDOが2枠、スカイネットアジア航空が3枠、スターフライヤーが5枠となっている（国土交通省、「羽田空港国内線発着枠（25便）の配分について」https://www.mlit.go.jp/report/press/kouku04_hh_000073.html）。

航空会社の主たる収益源である航空運賃については、営業政策的割引運賃設定の弾力化が行われており、1995年5月より、割引率5割までの営業政策的な割引運賃及び料金について事前届出制が実施されている。これにより、航空会社は利用者ニーズに対応した運賃・料金を自主的な判断に基づき設定することが一層容易となり、例えば、事前購入割引等の各種の割引運賃が設定されている。たとえば、早割55や45などである。

これ以外にも路線の新設・廃止⁽⁴⁾、運賃水準、事業計画などについても政府（国土交通省）の監督下におかれていることから、これらの規制は、航空会社の事業活動を大幅に制約していると言える⁽⁵⁾。

3-3 業種特有の取引環境

空運業ならではの取引環境も簿記実務に影響を与えていると考えられる。たとえば、航空機の購入や売却、リースや航空法に基づく整備などである。航空機購入の際の資金の借り入れについてみると、政府系金融機関からの資金調達が目につく。2009年には、国

際協力銀行（JBIC）が、JAL に対する融資を行うみずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ 銀行、三井住友銀行との間で保証契約を締結している。JBIC の保証は、航空機輸入保証制度に基づき、JAL が米国ボーイング社製 777-300ER 型航空機 2 機を輸入するために必要な資金を上記 3 行より借り入れることを支援したものである（2009 年 11 月 24 日、<http://www.jbic.go.jp/ja/about/press/2009/1124-01/>）。

また、業種固有のリスクに起因する経営環境としては、疫病や戦争・テロなどがある。2003 年には各航空会社が米国テロ、イラク戦争、新型肺炎 S A R S の影響を受けたことにより日本政策投資銀行の「緊急対応等支援制度」を適用したり（2003 年 8 月 29 日、http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/12/120829_2_.html）、ANA が日本政策投資銀行から緊急対応等支援制度による緊急融資を受けたりしている（その後、借入残高（2012 年 3 月末時点で 825 億）を計上 https://www.ose.or.jp/f/listed/corporate/c9000/20121019_92020_gad.html）。

近年では、世界各国の航空会社で形成している、航空企業連合（いわゆるアライアンス）が各国の航空会社の経営に影響を与えていると考えられる。主要なアライアンスとしては、①スターアライアンス（ANA、ルフトハンザ航空、ユナイテッド航空）、②ワンワールド（JAL、ブリティッシュ・エアウェイズ、アメリカン航空）、③スカイチーム（エールフランス-KLM、デルタ航空）などがある。これらのアライアンスでは、路線・販売網の共有、共同運航（機材や乗務員の共通化）、コードシェアリング（同一便の複数社による販売）、マイレージサービス、発着時間調整、空港施設（ターミナル）の共用（乗り継ぎ時間の短縮）、予約システムの統一、燃料や部品の共同調達などの協力を行っている。多大な設備を必要とする空運業ならではの取り組みが数多くみられるが、連結財務諸表を作成する企業グループを超えた存在としてのアライアンスを基盤として利益や価値追求を行っている点は興味深い。

一方、上記のアライアンス等に加盟しないノン・アライアンスの航空会社も存在している。たとえば、バージン・アトランティック航空、マレーシア航空、エミレーツ航空などである。（「成田国際空港乗入れ航空会社一覧（2009/11/1 現在）」、<http://www.sanyo-travel.co.jp/ja/unit/nrtapo.pdf>）。これらの航空会社は、個別の航空会社と提携している場合もある。たとえば、バージン・アトランティック航空は、提携している ANA の利用により、自社のフライング・クラブへのマイル加算を可能にしている。

3-4 日本の航空会社

市場が寡占状態であることは記述したが、日本では、大別して JAL 系、ANA 系、独立系、LCC 系の 4 つの航空会社のいずれかに分類できる。上場企業は、日本航空(株)、全日本空輸(株)、スカイマーク(株)、(株)スターフライヤー、(株)パスコ、アジア航測(株) の 6 社であるが、パスコとアジア航測については、測量などを主とする会社であり旅客等の運輸ではないことからここでは考察の対象から外している。

空運業の一つの特徴は、多大な設備投資を必要とする点であるが、たとえば、航空機材に注目してみると、ANAのB787型機の場合、49機を購入予定で、投資予定総額が564,612百万円であることから、1機あたり約115億円と試算できる。また、これらの機材については航空法により、整備や機材更新投資が必要となってくる。

費用負担という視点から日本の航空会社を見てみると、パイロット組合に見られる職種別組合の存在が指摘できる。つまり空運業は、労働集約型産業であるともいえ、人件費の負担も大きい。その他、事業費(970,337百万円)に占める航空事業費(931,615百万)は約96%と多大であり、航空事業費(931,615百万)に占める航空燃油費及び燃料税(233,200百万円)は約25%と1/4を占めており、燃料価格や為替の影響を非常に受けやすい点が特徴的である(一部については、燃油サーチャージとして付加している)⁽⁶⁾。

3-5 空運業に固有の経営指標

他の業種と同様に空運業も多様なセグメントを有しており、それらのセグメントから分析することも可能であるが、とりわけ輸送実績に代表される業界固有の経営指標がある。単に財務諸表の数値を分析比較するだけではなく、空運業においては以下に示す固有の経営指標からの分析が重要となってくる。主要な指標を示すと以下のとおりである。

図表2 輸送実績に関する代表的な経営指標

- ・有効座席キロ：保有座席数×運行距離(旅客輸送力を示す指標で、1座席が1km飛ぶごとに1座席キロとして計量：供給量を示す)
- ・有償旅客キロ：運送旅客数×輸送距離(輸送量を示し、1人を1km運ぶごとに1旅客キロとして計量：需要量を示す)
- ・座席利用率：有償旅客キロ÷有効座席(旅客輸送効率性を示す)
- ・イールド(実収単価)：旅客収入÷有償旅客キロ(1有償旅客キロあたりの営業収入単価)
- ・ユニットコスト(単位単価)：営業費用÷有効座席キロ、もしくは営業費用÷有効トンキロ(輸送可能重量(トン)×運航距離(キロ))(1有効座席キロあたりの営業費用単価)
- ・ユニットレベニュー：旅客収入÷有効座席キロ(イールド×座席利用率でも算定可能)
(総合的な指標として利用)

(出所) 各社の有価証券報告書等より。

4 簿記実務の特徴

以上で考察してきたように、空運業においてはたの製造・サービス業とは異なった経営環境(規制や取引)が存在していることから、固有の簿記実務も存在していると考えられる。そこで、中間報告では、公表された財務諸表、監査法人による実務研究書、先行研究

を中心として簿記実務について考察していきたい。

4-1 財務諸表等に見られる特徴的な表示科目

中間報告では、実際の簿記実務について把握することができなかつたことから、財務諸表等の表示科目のうち、空運業に特徴的なものを抜き出して、簿記実務について検討してみたい。

図表3 特徴的な表示科目

連結財務諸表
航空機 (BS,資産の部：固定資産)
リース資産 (BS,資産の部：固定資産)
建設仮勘定 (BS,資産の部：固定資産)
独禁法関連引当金 (BS,負債の部：流動負債)
資産除去債務 (国有地の借用等に関して) (BS,負債の部：流動負債)
社債 (航空機他設備資金) (BS,負債の部：固定負債)
リース機返却時改修費用 (PL, 営業外費用)
独禁法関連引当金戻入益 (PL, 特別利益)
受取損害賠償金 (PL, 特別利益)
和解金 (PL, 特別損失)
独禁法手続関連費用 (PL, 特別損失)
個別財務諸表
施設利用権 (BS,資産の部, 固定資産, 無形固定資産)
発売未決済 (BS,負債の部, 流動負債,)
航空事業収入 (PL, 営業収入)
附帯事業収入 (PL, 営業収入)
補助金収入 (PL, 特別利益)
独禁法関連引当金戻入益 (PL, 特別利益)

(出所) ANA 有価証券報告書 (第 62 期 有価証券報告書 (2011 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日まで)) より。

このように特徴的な表示科目を示すことができるが、勘定科目を用いた簿記実務については、表示科目から類推するしかないことになる。たとえば、航空機(リース資産を除く)であれば、主として定額を用いており、耐用年数が主として 17 年～20 年であることから、それを基礎として簿記実務を類推することになる。

その他に事業費明表では、航空事業に関するより具体的な費用について簿記実務が把握

できそうである。特徴的な航空事業費について列挙すると以下のとおりである。

図表 4 事業費明細（航空事業費）より

<p>1. 航行費</p> <ul style="list-style-type: none">• 航空燃油費及び燃料税• 空港使用料（飛行場費及び航行援助施設利用料を含む。）• 乗務旅費 <p>2. 整備費</p> <ul style="list-style-type: none">• 整備部品費• 整備外注費• 減価償却費 <p>3. 航空機材費</p> <ul style="list-style-type: none">• 航空機材賃借費• 航空機租税 <p>4. 運送費</p> <ul style="list-style-type: none">• 業務委託費• 機内サービス費• 乗務旅費 <p>5. 附帯事業費</p> <ul style="list-style-type: none">• 業務委託費• 整備部品費• 機内販売費

（出所）ANA 有価証券報告書（第 62 期 有価証券報告書（2011 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日まで））より。

4-2 具体的な簿記処理

空運業を巡っては多様な簿記実務が存在していると思われるが、中間報告では紙幅の関係から、特徴的な簿記実務について考察してみたい。

設例 1 航空機購入と機材報奨費

航空機メーカー（たとえば、ボーイング）が航空機（B787）、エンジン等の機材を販売した際に、今後の航空機材、整備部品の購入、訓練研修などの購入対価に充てることが可能なクーポン（クレジットメモ）などを付与する取引がある。実質的には、航空機の割引となるだけだが、購入時に支払額から機材報奨費相当額を控除する場合と、次回以降の機材購入対価として利用する場合がある（あずさ監査法人編（2010 年）、227 頁）⁷⁾。航空

会社を囲い込むための一つの方法であり、この実務より、日本の航空会社の保有する機材がボーイング社に偏っていることが理解できる。

設例 1 - 1

航空機を購入するとともに、機材報奨費が付与され、今後の購入に利用した場合

(借)航空機	××	(貸)未払金等	××
(借)機材報奨金 (資産)	××	(貸)航空機仮勘定	××

* 機材報奨費は航空機材メーカーに対する支払い対価に使用可能であり資産計上。

航空機仮勘定は、今後の航空機材等の値引き見合いとして仮勘定処理し、航空機材の購入時に値引きとして処理する。

翌年度に航空機を購入し、前回購入時の機材報奨費を利用

(借)航空機	××	(貸)未払金等	××
(借)航空機仮勘定	××	(貸)機材報奨金 (資産)	××

設例 1 - 2

リース契約を締結するとともに、機材報奨費が付与される

(借)機材報奨金 (資産)	××	(貸)前受収益	××
---------------	----	---------	----

* リース物件の利用により生じる機材報奨金であり、リース期間に渡り収益の繰延処理を行う。

リース料をリース期間にわたり毎月均等に支払う

(借)リース料	××	(貸)現金預金	××
(借)前受収益	××	(貸)リース料	××

設例 1 - 3

機材報奨費により航空部品を購入する。

(借)貯蔵品	××	(貸)機材報奨金	××
--------	----	----------	----

5. おわりに

中間報告では空運業を取り巻く環境とその特徴に関する要約が主たるものとなっ
てしまい、個別具体的な簿記実務について網羅的に考察することはできなかった。最終報告に向けて、現時点におけるインプリケーションは以下のとおりである。①空運業には多様な実務・業界慣習があることから、簿記・会計関連以外の書籍からそれらの実態を把握する必要性。②他業種にも同様・類似の処理が見られるのかを確認する必要性（たとえば、空運と海運の類似性）。③公表資料から読み取れない勘定科目の調査。④実務と制度・理論との整合性の確認、および⑤ヒアリング、インタビューの必要性。

そこで、最終報告に向けての課題としては以下のとおりである。

まず、簿記実務の実態を把握についてであるが、中間報告で使用した資料に加えて、他の資料調査（公表資料）や統計情報を集約したり整理したりしたい。また、可能であればインタビューやヒアリングに基づく調査も行う予定である。それらの資料に基づき、現行実務で用いられている会計システム、技法、手続きを記述したうえで（記述的）、観察された会計実務の理由を説明し（説明的）、特定の会計実務の理由を探究する予定である（探究的）。

それらの作業を通じて、空運業が抱えている問題点や課題が抽出されることから、資料等に基づく証拠の妥当性を評価したり、証拠の自己解釈の妥当性を評価したりしたい。たとえば、現行制度と実務に何らかのギャップが存在しておればその原因についても考察したい。

上記で若干触れたように、同じ空運業であっても海外企業の実務のうち参考となるものも存在している。たとえばマイレージの処理に関わるが、国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRIC）13号「カスタマー・ロイヤリティ・プログラム」が日本国内の航空会社でどのように扱われているのか、また、適用した場合にどのような影響があるのかなどである。したがって、最終報告では、IFRSを導入している欧州航空会社の開示資料の検討を通じて、日本企業が抱えているIFRS対応の問題点についても考察を加え、解決策を探りたいと考えている。

（注）

- (1) 証券コード協議会(平成 15 年 6 月 2 日現在)、業種別分類項目及び業種コード、
http://www.tse.or.jp/sicc/category/ct_chart.html。
- (2) 証券コード協議会「FAQ～よくある質問」、
http://www.tse.or.jp/sicc/category/ct_faq.html。
- (3) このような寡占が生まれたのは、45・47体制が影響を及ぼしている。45・47体制とは、昭和45年閣議了解と昭和47年運輸大臣達により、我が国航空会社間の過当競争を排し、その共存共栄を図るとの観点に立ち、日本航空（国内幹線及び国際線）、全日本空輸（国内幹線及びローカル線）及び東亜国内航空（現・日本エアシステム：国内ローカル線）各社の概ねの事業分野を定めた我が国航空会社の運営体制のことである。なお、昭和60年運輸政策審議会中間答申により廃止されている。
- (4) 路線についての規制としては、国内航空路線におけるダブル・トリプルトラック化（同一路線を2社又は3社が運航するようにすること）を推進するために設けられた基準がある（昭和61年の運輸政策審議会答申に基づき、同年6月設定）。ダブルトラック化（2社化）、トリプルトラック化（3社化）のそれぞれについて年間輸送需要に基づく参入基準を設定していた。その後、複数社化の推進による競争促進の見地から、平成4年10月及び8年4月の2度にわたり基準の緩和を行ったが、競争の一層の促進により更に利用者利便の向上を図るため、平成9年4月に廃止され現在に至っている。

- (5) 上記の規制以外にも、1944年11月にアメリカのシカゴで開催された民間航空に関する国際会議において採択された条約である国際民間航空条約（Convention on International Civil Aviation, 通称、シカゴ条約（シカゴじょうやく、Chicago Convention））を含め数多くの規制を受けている。たとえば、業界団体として、ICAO（International Civil Aviation Organization：国際民間航空機関）がある。また、各国定期国際航空会社を会員として結成されたIATA（International Air Traffic Association：国際航空運送協会）は、加盟航空会社間における運賃・運送規制などを設定している。
- (6) 数値はいずれも、ANAの第62期（2011年4月1日から2012年3月31日まで）有価証券報告書（個別の損益計算書、事業費明細表）より。
- (7) 航空各社は、2006年3月期より、機材報奨費を営業外収益として計上する処理を廃止しており、機材報奨費の会計処理は購入（リース）した資産の取得価額またはリース料から控除する処理を行っていると思われる（あずさ監査法人編（2010年）、227頁）。以下の設例は、あずさ監査法人編（2010年）、227-230頁をもとに作成している。

参考文献

- ANA 総合研究所編（2008）『航空産業入門 オープンスカイ政策からマイレージの仕組みまで』東洋経済新報社。
- ANA&スターアライアンス編（2010）『最強のマイレージ』USE株式会社。
- Anne Graham（2008）*Managing Airports: An International Perspective Third Edition*, Elsevier.（中条潮・塩谷さやか訳（2010）『空港経営 民営化と国際化』中央経済社。）
- あずさ監査法人編（2010年）『業種別アカウンティング・シリーズ8 運輸・倉庫業の会計実務』中央経済社。
- 安達功（2011）「JAL 倒産が顕在化させた公認会計士監査制度の課題」『会計』第179巻第6号、36-51頁。
- 石川純治他（1995）『会計学・財務論の研究手法』同文館出版。
- 大木正志（2009）「IASB 公開草案 料金規制事業（Rate-regulated activities）」『会計・監査ジャーナル』2009年11月号 No.652pp.49-53。
- 金融財政事情研究会編（2012）『【第12次】業種別審査辞典 第9巻』きんざい。
- 金融庁（2008）「ポイント及びプリペイドカードに関する会計処理について」6月18日。
- 空港競争編集委員会編（2003）『空港競争 航空激動の時代に空港はどう競争力を高めるか。』海事プレス社。
- 公正取引委員会（2007）「国際航空市場の実態と競争政策上の課題について」
<http://www.jftc.go.jp/kenkyukai/kiseiken/070420.html>
- 黒沼成貴・西原圭著 田中輝彦 山根玄生 監修（2011）「業種別アカウンティング・シリーズ 第4回 運輸・倉庫業 航空運送業の経営環境・事業特性および固有の会計処理」『AZ

Insight』 Vo.44pp.1-6。

佐藤信彦編（2013）『税理士試験 財務諸表論の要点整理 第11版』中央経済社。

櫻井雅英（2007）『マイレージの超達人（JAL編）』USE株式会社。

塩見英治（2006）『米国航空政策の研究－規制政策と規制緩和の展開』文真堂。

杉浦一機（2006）『航空運賃のカラクリ 半額チケットでなぜ儲かるか』中央書院。

谷川一巳（2008）『空港・航空券の謎と不思議』東京堂出版。

戸崎肇（2010）『図解 これからの航空ビジネス早わかり』中経出版。

中西克吉（2009）『航空業界大研究（改訂版）』産学社。

成田礼子（2009）「ポイント引当金の会計と税務」『税経通信』5月号，205-211頁。

本所靖博（2009）「ポイント取引の本質とその簿記処理」『経理知識』No.88，27-38頁。

松本敏史（2011）「カスタマー・ロイヤルティ・プログラムと収益認識」『国際会計研究学会年報』2011年度1号，19-31頁。

Ⅲ 鉄道業の簿記実務

和田 博 志 (近畿大学)

I 鉄道業の概要

鉄道業とは、「特定の地点から別の地点に鉄道(軌道を含む)を施設し、その上を走る車両により、旅客や貨物を運ぶサービスを提供することで運賃という収益を獲得する事業」(新日本有限責任監査法人 2010,3)である。わが国の鉄道事業者は、1987年4月に日本国有鉄道(国鉄)を分割民営化することにより誕生したJRグループ7社⁽¹⁾(北海道旅客鉄道、東日本旅客鉄道、東海旅客鉄道、四国旅客鉄道、九州旅客鉄道、日本貨物鉄道)と大手民鉄(私鉄)16社(東武鉄道、西武鉄道、京成電鉄、京王電鉄、小田急電鉄、東京急行電鉄、東京地下鉄、相模鉄道、名古屋鉄道、近畿日本鉄道、南海電気鉄道、京阪電気鉄道、阪神電気鉄道、阪急電鉄、西日本鉄道)、準大手民鉄(私鉄)5社(新京成電鉄、大阪府都市開発、北大阪急行電鉄、山陽電気鉄道、神戸高速鉄道)と、多くの中小民鉄(私鉄)から構成されている。

鉄道業は、その公共性の高さから「鉄道事業法」の規定を受ける。「鉄道事業法」は、国鉄を規定していた「日本国有鉄道法」と、それ以外の民営鉄道(ただし軌道と専用鉄道は除く)を規定していた「地方鉄道法」を一元化するため、国鉄の分割民営化に先立つ1986年12月に公布され、JRグループの発足とともに施行された法律である。その目的は、「鉄道事業等の運営を適切かつ合理的なものとすることにより、輸送の安全を確保し、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること」(第1条)にある。

「鉄道事業法」によると、わが国の鉄道事業者は、第1種鉄道事業者、第2種鉄道事業者、第3種鉄道事業者に分類される(第2条)。第1種鉄道事業者とは、自ら保有する鉄道車両と線路によって、旅客または貨物を運ぶ鉄道事業者であり、「鉄道事業法」施行以前から存在する標準的な事業形態である。

これに対して、第2種鉄道事業者は、他社が保有する線路を使用し、旅客または貨物を運ぶ事業者であり、他社(主にJRグループの旅客会社)の線路を使用して貨物輸送を行っている日本貨物鉄道がその典型である。また、第3種鉄道事業者は、第1種鉄道事業者に譲渡する目的で鉄道線路を施設する事業者およびその鉄道線路を第2種鉄道事業者にもっぱら使用させる事業者をいう。

以下本章では、上記のような特徴を持つ鉄道業の簿記実務の現状を明らかにするとともに、今後発生する可能性のある簿記会計上の問題点について指摘する。

II 鉄道業の会計規制

「鉄道事業法」は、「鉄道事業者は、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない」(第 20 条)と定めている。この規定を受けて制定されたものが「鉄道事業会計規則」である。そのため鉄道業は、「財務諸表等規則」第 2 条の「別記事業」に該当し、「当該事業を営む株式会社又は指定法人が法の規定により提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法については、〔中略〕その法令又は準則の定めによる」ことになる。

また、「鉄道事業法」は、「国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、鉄道事業者又は索道事業者〔中略〕に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる」(第 55 条)と定めている。これを受けて制定されたものが「鉄道事業等報告規則」である。「鉄道事業等報告規則」は、毎事業年度の経過後 100 日以内に、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に、当該事業年度に係る「事業報告書」を、さらに毎年 5 月 31 日までに、国土交通大臣及びその経営する鉄道事業に係る路線が存する地域を管轄する地方運輸局長に、前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に係る「鉄道事業実績報告書」を提出しなければならないと定めている(第 2 条)。なお、「事業報告書」には、「事業概況報告書」と「財務計算に関する諸表」が含まれる(第 3 条)。

III 鉄道業の簿記実務

1 収益認識

収益認識については、「鉄道事業会計規則」に規定はない。そのため、「企業会計原則」に沿って実現主義に忠実な会計処理が行われている。周知の通り、実現主義とは、(a)顧客に対する財・サービスの提供と、(b)その対価としての貨幣性資産の受取をもって収益を計上する伝統的な収益認識方法である。

鉄道業の場合、顧客に提供すべきサービスの主たるものは、顧客をある駅から目的地の駅へと輸送するサービスである。そして、その対価として受け取る貨幣性資産は、乗車券発売時に顧客から受け取る現金である。したがって、顧客から現金を受け取り、その顧客が目的地の駅に到着した段階で収益を計上するのが、実現主義に基づく収益認識ということになる。

そのような収益認識基準が「輸送サービス提供完了基準」であり、鉄道業における原則的な収益認識基準とされている(新日本有限責任監査法人 2010, 56)。

それに対して、自動券売機や有人窓口で、切符や回数券等を発券した時点で収益を計上することもできる。これを「発券基準」という。しかし、発券時点では、貨幣性資産の受取という要件は満たすものの、顧客に対する輸送サービスの提供という要件はまだ満たしていない。すなわち、実現主義の 2 要件をまだ満たしていないことになる。それゆえ、「発

券基準」は、「輸送サービス提供完了基準」と重要な差異がないことを前提に許容される簡便法と位置づけられる(新日本有限責任監査法人 2010, 56-57)。

では、具体的な取引例に基づき、鉄道業における収益認識の仕訳を示す。

① 定期運賃の会計処理

【取引例】

×年 4 月 1 日 3 か月定期券を 6,000 円で販売し、現金を受け取った。

(借) 現金 6,000 (貸) 前受運賃 6,000

×年 4 月 30 日 月次決算処理をおこない、1 か月分の収益を計上した。

(借) 前受運賃 2,000 (貸) 旅客運輸収入 2,000

4 月 30 日の仕訳で、旅客運輸収入(これが売上に相当する鉄道業の収益勘定項目である)が 2,000 円計上されている。これは、「3 か月定期券および 6 か月定期券は、発売時に全額を収益とせずに期間按分した金額を収益とし、残りは前受運賃として計上する」(新日本有限責任監査法人 2010, 58)会計処理が行われた結果である。

こうした会計処理方法は、発売した金額を期間に按分して収益を計上することになるため、「発券基準」に基づく方法であるといえるが、定期券の保有者は定期券の期間にわたり概ね平均的に乗車することが想定されることから、継続適用を条件にこうした方法も認められている(新日本有限責任監査法人 2010, 58)。

② 定期外運賃の会計処理

【取引例】

普通乗車券を 200 円で販売した。

(借) 現金 200 (貸) 旅客運輸収入 200

厳密には、この仕訳は「発券基準」による収益認識ということになるが、「切符や回数券は短期的にすべて実現されると考えられる場合、輸送サービス提供完了基準と重要な差異はないことから、その発売時点において収益を認識する」ことが認められる(新日本有限責任監査法人 2010, 58)。

③ 連絡運輸の会計処理

都市圏では、多くの鉄道会社が列車を運行しているため、目的地の駅へと行くためには、他社線の列車に乗り換える必要が出てくるケースも一般的である。その際、乗客にとって便利なのが、1 枚で他社線内にある目的地の駅まで乗車できる連絡乗車券である。

【取引例】

近鉄長瀬駅で JR 連絡乗車券を購入した乗客が、JR 大阪駅まで乗車した。近鉄線内の運賃は 200 円、JR 線内の運賃は 170 円である。

[近鉄の仕訳] (借) 現金 370 (貸) 旅客運輸収入 200
預り連絡運賃 170

[JR の仕訳] (借) 未収運賃 170 (貸) 旅客運輸収入 170

月次決算処理を行い、預り連絡運賃を精算した。

[近鉄の仕訳] (借) 預り連絡運賃 170 (貸) 現金 170

[JR の仕訳] (借) 現金 170 (貸) 未収運賃 170

この取引例では、両社ともに輸送サービスの提供を行っている。そのため、この時点ではまだ現金を受け取っていない JR も、売掛金に相当する債権(未収運賃)を獲得できたので実現の 2 要件を満たしたことになる、旅客運輸収入が計上されることになると考えられる。

④ IC カード乗車券(プリペイド方式)利用時の会計処理

近年、全国に急速に普及しつつある IC カード乗車券(Suica や ICOCA など)は、駅の券売機等で一定額の現金を入金(チャージ)して使用する。入金時と使用時の会計処理は、それぞれ次のようになる。

【取引例】

JR 大阪駅で IC カード乗車券に 1,000 円入金した乗客が、近鉄長瀬駅まで乗車した。JR 線内の運賃は 170 円、近鉄線内の運賃は 200 円である。

[JR の仕訳] (借) 現金 1,000 (貸) 預り連絡運賃 1,000
(借) 預り連絡運賃 1,000 (貸) 旅客運輸収入 170
(未精算連絡運賃) (精算連絡運賃)
預り連絡運賃 830

[近鉄の仕訳] (借) 未収運賃 200 (貸) 旅客運輸収入 200

現状では、IC カード乗車券に入金された金額は、「預り連絡運賃」という勘定科目を用いて処理されているようであるが(新日本有限責任監査法人 2010, 71)、その金額は自社線内でも他社線内でも使用できるものである。自社線内でも使用される可能性がある以上、「預り連絡運賃」では現状を正確に表さないのではないか。私見に過ぎないが、「預り運賃」のような勘定科目を用いて、連絡運輸の場合との違いを明確にすべきである。

⑤ IC カード乗車券(ポストペイ方式)利用時の会計処理

大部分の IC カード乗車券はプリペイド方式を採用しているが、ポストペイ方式を採用しているものもある。関西圏の民鉄で使用できる PiTaPa がそれである。今までの考察に基づいて、ポストペイ方式の IC カード乗車券使用時の会計処理をイメージすると、次のようなものになると考えられる。

【取引例】

近鉄長瀬駅から阪神甲子園駅まで PiTaPa 利用の乗車があった。近鉄線内の運賃は 250 円、阪神線内の運賃は 350 円である。

[近鉄の仕訳] (借) 未収運賃 250 (貸) 旅客運輸収入 250

2 取替法

取替法とは、同種の物品が多数集まって一つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持されるような固定資産について、部分的取替に要する費用を収益的支出として処理する方法である(企業会計原則・注解 20)。取替法を説明した文献では、その適用対象となる資産として、レールや枕木があげられていることが多い。

「鉄道事業会計規則」も、「鉄道事業固定資産のうちレール、まくら木その他種類及び品質を同じくする多量の資産から成る固定資産で使用に堪えなくなった部分が毎事業年度ほぼ同数量ずつ取り替えられるもの」(第 13 条 1 項)を取替資産とし、「取替資産の一部をこれと種類及び品質を同じくする新たな資産と取り替えた場合には、その新たな資産の取得原価を修繕費に計上するものとする」(第 13 条 2 項)と規定されている。この規定を見る限り、鉄道業においては、取替資産に取替法を適用することが原則的方法であると解釈できないこともない。また実務上は、取得原価の 50%まで減価償却を実施した上で、取替法を用いているケースもあるようである(トーマツ航空・運輸インダストリーグループ 2013, 146)。

【取引例】

劣化した部分を新しいレールに取り替えた。取替費用は 60,000,000 円であった。

(借) 修繕費 60,000,000 (貸) 現金 60,000,000

ただし取替法には、次のような欠点があることも留意する必要がある(飯野 1933, 7-29)。

- ① 帳簿の上では、その資産の一部が取替えられるまでは当初の取得原価のままに据置かれることになるので、資産を過大評価する結果となり、費用配分の観点からみて合理的でない。
- ② 毎期の費用の負担額が期によって相当の変動が生ずることがある。

IV 上下分離方式とリース会計

最後に、鉄道業が今後直面する可能性のある簿記会計上の問題について簡単に触れ、本章を終えることにしたい。

近年、「上下分離方式」といわれる事業形態が鉄道会社に適用される事例が増えている。2000 年 8 月に公表された運輸政策審議会答申第 19 号「中長期的な鉄道整備の円滑化方策について」によると、「公的主体がインフラを整備し、運行は運行事業者が効率的に行う」もので、「運行事業者とインフラの整備主体が原則として別人格であって、インフラの整備に公的主体が関与する場合を広く上下分離方式と呼称する」とされている。「鉄道事業法」の分類によると、インフラを保有する公的主体が第 3 種鉄道事業者、実際に列車を運行する運行事業者が第 2 種鉄道事業者ということになる。

インフラが公的主体に分離されると、鉄道会社は減価償却費や施設設備のメンテナンス費用の負担から解放される。これにより、鉄道会社の赤字額を減らし(あるいは黒字化を図

り)、経営を安定させようとする目的で導入されたのが「上下分離方式」である。

しかしながら、「上下分離方式」のもとでの第2種鉄道事業者による鉄道施設利用はリース取引に類似している。第3種鉄道事業者が保有する鉄道施設のオンバランス化が義務づけられることになると、上下分離の効果も消滅してしまうことになる。オペレーティング・リース取引についてもオンバランス化を求められる動きが見られる以上、「上下分離方式」がリース取引に該当しないことを論証するための論理が必要とされることになるのではないかと。

注

(1) 鉄道総合技術研究所と鉄道情報システム株式会社を除いた7社である。

参考文献

飯野利夫(1993)『財務会計論〔3訂版〕』同文館。

佐々木重人(2011)「鉄道業の会計—固定資産の維持・更新に留意された会計法規制の展開—」

安藤英義他責任編集『企業会計と法制度(体系現代会計学第5巻)』中央経済社。

佐藤信彦(2011)「IASB『リース会計基準公開草案』の論点とその分析」『産業経理』第70巻第4号(2011年1月), 43-53頁。

所澤秀樹(2012)『鉄道会社はややこしい』光文社新書。

新日本有限責任監査法人編(2010)『業種別会計シリーズ 鉄道・バス事業』第一法規。

高井大基(2012)「リース会計 IASB と FASB による共同の再審議が終了—日本企業にも影響必至! その会計処理方法を解説—」『会計・監査ジャーナル』No.688(2012年11月), 29-39頁。

トーマツ航空・運輸インダストリーグループ編(2013)『Q&A 業種別会計実務7 運輸』中央経済社。

原潔(2011a)「地域鉄道における上下分離の効果と可能性」『運輸と経済』第71巻第5号, (2011年5月), 65-78頁。

原潔(2011b)「ローカル線の上下分離」『鉄道ジャーナル』第45巻第11号(2011年11月), 74-80頁。

菱山淳(2009)「リース契約の認識に関する使用权モデルの特質」『会計』第176巻第6号(2009年12月), 55-67頁。

菱山淳(2011)「リース会計における未履行契約認識ルールの展開」『産業経理』第71巻第2号(2011年7月), 109-119頁。

福井義高(2012)『鉄道は生き残れるか 「鉄道復権」の幻想』中央経済社。

古野康和(2012)「鉄道事業(特別企画 規制産業における IFRS の実務への影響)」『企業会計』第64巻第12号(2012年12月), 125-129頁。

IV 生命保険業における簿記処理の実務

姚 小佳（近畿大学）

I はじめに

保険会社は、相互扶助の精神に基づき、少額の保険金で、将来発生しうる様々なリスクに対応できる商品を保険契約者に提供し、企業の経済活動を含む国民生活と深くかかわっている。しかしながら、保険料支払の後、保険会社が破綻した場合、保険契約者が、不利益を被ることになる。このような状況を回避するために、保険会社は、保険契約法や保険監督法¹⁾により、様々な法律上の規制を受けており、さらに常時、金融庁の監督を受けている。保険業法とその関係諸規定により、保険会社として保険業を営むには、内閣総理大臣の免許を受ける必要があり、免許の種類により、保険会社には、生命保険会社と損害保険会社の2種類がある規定されている（保険業法3条2項、3項）。

生命保険とは、人の命にかかわる損失を保障するものを目的として、予め規定された約款によって、人の死亡などの契約で定められた事業が発生した場合に、保険者が保険契約の受取人に保険金の支払を行うものである（保険法2条8号）。現在日本では、生命保険会社について、株式会社ほか、生命保険会社に特有の組織形態である相互会社も存在している。また、生命保険会社の主要な業務は、保険料の受領、保険金の支払と資産運用であり、すなわち、保険契約者との間に長期の生命保険契約を締結し、将来の多額の保険金の支払や事業費の支出に充当するために、受領した保険料を多様な方法で運用することである。

したがって、生命保険会社は、様々な法律上の規制を受けるとともに、一般事業と異なる組織形態やビジネスモデルを有することため、それらの特徴を反映させる特有の簿記処理を採用する領域が多い。本稿は、生命保険会社における特有の簿記処理を検討することにより、それらの簿記処理がもたらす意義を検討することを目的としている。

II 生命保険業の特徴と簿記上の勘定科目体系

既に述べたとおり、生命保険会社には、相互会社という組織形態が存在していることをその特徴の1つとして、挙げることができる²⁾。相互会社は、保険業法により生命保険会社にのみ認められている特有の組織形態であり、性質・事業資金の拠出・会社の構成員等の点において、表1示しているように、株式会社と異なっている。

表 1 株式会社と相互会社との差異

	株式会社	相互会社
性質	会社法に基づいて設立され、株主の利益を目的とした営利法人	保険業法によって保険業を営む場合に限り認められており、営利も公益も目的としない中間法人
事業資金	株主の出資金	基金拠出者の拠出する基金
会社の構成員	株主	社員 (=保険契約者)
会社債務に対する責任	株主は株式の引受額までを限度とする	社員は保険契約によって既に払い込んだ保険料額を限度とする。
最高意思決定機関	株主総会	社員総会又は総代会
事業損益の帰属先	株主	社員 (=保険契約者)

出典：近見・堀田・江澤 2011 (153-154) を一部修正したものである。

相互会社が有する上記の特徴は、相互会社の財務諸表にも反映されている。例えば、相互会社の貸借対照表の「純資産」の部は、「基金」、「損失てん補準備金」、「基金償却積立金」など相互会社に固有の資本科目となっている。また、利益については、「剰余金」として表示され、意思決定機関である社員総会（総代会）で剰余金の処分を決議することにより、社員（契約者）へ配当金の分配が行われる。

また、生命保険会社の特徴として、生命保険契約における保険料の受領期間と保険金の支払期間が一致していないことを挙げることができる。生命保険契約において、契約者が生命保険料を支払う期間のみならず、保険料支払期間が完了した後、生命保険契約の経済・法律効力が続く場合があるためである。すなわち、生命保険会社は、保険料の受領時点と保険金の支払時点は大幅に離れる可能性がある。そのため、生命保険会社には、保険業法によって、受領した保険料に見合う保険契約準備金を積み立てる義務がある。したがって、生命保険会社は、保険契約準備金の積立により、将来の保険料支払の保障ができ、さらに、保険契約準備金のうち、責任準備金と支払備金を通じて、保険料の受領時点と保険金の支払時点との分離を解消し、適切な期間損益計算を行うことができる。

生命保険業は、以上で指摘してきた相互会社の組織形態や、保険料受領期間と保険金支払期間の不一致性、契約準備金の積立の他に、法律上の規制を受けることや資産運用などの点においても、一般事業と異なっている。そのため、生命保険業の会社処理は、表 2 が示しているように、当該業種の特徴を反映する特有の勘定科目が存在する。

表 2 生命保険会計における主要な勘定科目

項目	勘定科目
保険料収入	保険料等収入[内訳科目—保険料、再保険収入] (収益)
保険金支払	保険金等支払金[内訳科目—保険金、年金、給付金、解約返戻金、その他の返戻金、再保険料] (費用)、
資産運用	資産運用収益 (収益)、資産運用費用 (費用)
保険契約準備	責任準備金
	責任準備金 (負債)、責任準備金繰入額 (費用)、責任準備金戻入額 (収益)

金	支払備金	支払備金（負債）、支払備金繰入額（費用）、支払備金戻入額（収益）
	配当準備金	配当準備金（負債）、配当準備金繰入額（費用）、配当準備金戻入額（収益）、配当金積立利息繰入額（費用）
価格変動準備金		価格変動準備金（負債）、価格変動準備金繰入額（特別損失）、価格変動準備金戻入額（特別利益）
再保険貸借		再保険貸（資産）、再保険借（負債）、再保険料（費用）、再保険収入（収益）
基金		基金（純資産）、基金償却積立金（純資産）、未払基金利息（負債）、基金償却準備金（純資産）

Ⅲ 生命保険業における具体的な簿記処理

1. 保険料の計上

保険料収入とは、保険契約の締結により、保険会社が受け取る営業保険料のことであり、保険会社の収益の大部分を占めている。保険料は、損益計算書において現金主義に基づいて一括計上されるが、適正な期間損益を行うために、事例 1 が示しているように（あずさ監査法人 2012, 243 - 244；新日本有限責任監査法人 2010, 58）、現金主義で計上された保険料は、一般事業会社が行う収益の繰延（前受保険料の計上）ではなく、責任準備金の計上を通じて、実現主義に補正され、当該会計期間に対応する部分のみが認識される。

事例 1：当年度受け取る保険料 100,000 円、翌年度以後対応分 90,000 円

保険料入金時

借方	現金・預金	100,000	貸方	仮受金	100,000
----	-------	---------	----	-----	---------

契約成立時

借方	仮受金	100,000	貸方	保険料	100,000
----	-----	---------	----	-----	---------

責任準備金の計上（決算時）

借方	責任準備金繰入額	90,000	貸方	責任準備金	90,000
----	----------	--------	----	-------	--------

このように、当期に受け取った保険料 100,000 円は、責任準備金繰入額 90,000 円を差し引きすると当期に対応する部分である 10,000 円のみが収益として計上されることになる。これが、上述の「実現主義への補正」の意味である。

2. 保険金の計上

保険金支払は、生命保険会社にとって保険料収入に対応する費用勘定であり、保険事故が生じた場合に保険契約に基づいて支払われる死亡保険金、満期保険金、高度障害保険金等のほか、年金や給付金、解約返戻金等を含んでいる。損益計算書における保険金の計上も、保険料と同じように、現金主義に基づいて一括計上された後、支払備金・責任準備金

を通じて、発生主義に基づく期間損益計算への補正を行う。

保険金支払については、保険事故の発生と保険金の支払とが同一年度の場合、及び保険事故の発生と保険金の支払とが異なる年度の場合の2つがある。前者では、保険事故の発生年度に、保険金の未払額を支払備金として計上するとともに、前年度までに積み立てられた責任準備金を戻し入れる。これに対して、後者では、保険金支払年度には、保険金を費用処理し、保険事故発生年度に計上された支払備金を決算期末において戻し入れる。

保険金支払に関する具体的な簿記処理は、事例2-1及び事例2-2のとおりである（あずさ監査法人 2012, 246）。

事例2-1：保険事故の発生と保険金の支払が同一年度の場合

保険金支払時（保険金 100,000 円）

借方	保 険 金	100,000	貸方	現 金 ・ 預 金	100,000
----	-------	---------	----	-----------	---------

責任準備金の戻入（責任準備金積立残高 90,000 円）

借方	責 任 準 備 金	90,000	貸方	責 任 準 備 金 戻 入 額	90,000
----	-----------	--------	----	-----------------	--------

事例2-2：保険事故の発生と保険金の支払が異なる年度の場合

保険事故の発生年度：決算期末（未払保険金 100,000 円、責任準備金積立残高 90,000 円）

借方	責 任 準 備 金	90,000	貸方	責 任 準 備 金 戻 入 額	90,000
----	-----------	--------	----	-----------------	--------

借方	支 払 備 金 繰 入 額	100,000	貸方	支 払 備 金	100,000
----	---------------	---------	----	---------	---------

保険金支払年度：保険金支払時（上記未払額の支払）

借方	保 険 金	100,000	貸方	現 金 ・ 預 金	100,000
----	-------	---------	----	-----------	---------

保険金支払年度：決算期末

借方	支 払 備 金	100,000	貸方	支 払 備 金 戻 入 額	100,000
----	---------	---------	----	---------------	---------

3. 契約準備金の計上

保険契約準備金は、保険契約に基づき、将来の保険給付に備えて積み立てることが法令で求められている準備金であり、責任準備金・支払備金・配当準備金から構成されている。契約準備金は、保険会社に特有の表示項目であり、生命保険会社の貸借対照表の負債の部の大部分を占めている。以下では、この3つの契約準備金の意義を明らかにし、かかる簿記処理を検討する。

(1) 責任準備金

責任準備金は、保険会社が毎決算期末に保険契約に基づく将来における債務の履行に備えて積み立てる必要がある保険契約準備金である（保険業法 116 条 1 項）。責任準備金は、保険契約準備金の大半を占めており、毎決算期末において、保険料積立金、未経過保険料、払戻積立金と危険準備金の区分^別に応じ、積み立てなければならない（施行規則 69 条 1 項）。

責任準備金については、期中には会計処理を行わず、期末に保険料積立金、未経過保険料、払戻積立金及び危険準備金の区分に従い算出し、その合計額を一括して計上する。具体的には、決算時において、前期末に計上した責任準備金の残高の戻入れを行い、当期末に必要な責任準備金の金額の繰入れを行う。いわゆる総額洗替処理である（新日本有限責任監査法人 2010, 124）。ただし、損益計算書における表示は、戻入れと繰入れを相殺して、その純額を「責任準備金繰入額」という科目で表示する。また、繰入れが戻入れより少なかった場合には「責任準備金戻入額」という勘定科目で表示する。

責任準備金の計上に関する具体的な会計処理は、事例 3-1 のとおりである（あずさ監査法人 2012, 277）。

事例 3-1：責任準備金の計上

決算期末（当年度末要積立額（保険料積立金 40,000 円、未経過保険料 30,000 円、払戻積立金 10,000 円、危険準備金 10,000 円）前年度末責任準備金の残高 70,000 円）

借方	責任準備金繰入額	90,000	貸方	責任準備金	90,000
借方	責任準備金	70,000	貸方	責任準備金戻入額	70,000

(2) 支払備金

支払備金とは、期末において保険事故が発生し保険金等の支払義務が発生しているが、実際の支払がまだ完了していない場合に、期末に積み立てる保険契約準備金であり、普通備金と IBNR 備金の 2 種類⁴⁾がある。

支払備金については、支払義務が発生する都度計上するのではなく、決算期末に対象となるすべての金額を一括計上し、同時に前年度末の支払備金を全額戻入処理する。なお、損益計算書における表示は、戻入れと繰入れを相殺して、その純額を「支払備金繰入額」という科目で表示する。また、繰入れが戻入れより少なかった場合には「支払備金戻入額」という科目で表示する。

支払備金の計上に関する具体的な会計処理は、事例 3-2 のとおりである（あずさ監査法人 2012, 279）。

事例 3-2：支払備金の計上

決算期末、当年度末未払保険金に関する支払備金 20,000 円、IBNR 備金 5000 円、前年度末支払備金の残高 15,000 円

借方	支払備金繰入額	25,000	貸方	支払備金	25,000
借方	支払備金	15,000	貸方	支払備金戻入額	15,000

(3) 配当準備金

配当準備金とは、生命保険会社が定款及び約款に基づき契約者に対して支払うべき債務であり、剰余金を分配（配当）するために決算期末に積み立てる保険契約準備金である。

生命保険会社における損益計算を通じて算出された余剰（利益）は、相互会社の場合は、社員（契約者）に、株式会社の場合は株主に配当として還元され、保険事業継続に必要な内部留保にも配分される。株主への配当の還元について、株式会社である保険会社の会計処理は一般事業会社と同様であるため、ここでは説明を省略する。ただし、株式会社の場合でも、保険契約者への配当は行われ、契約者への配当財源に繰り入れる金額は損益計算書上の費用項目「契約者配当準備金繰入額」として表示される。他方、相互会社の場合は社員（契約者）への配当金は、総代会における「剰余金処分に関する決議書」によって社員配当準備金への繰り入れが行われて、損益計算書には計上されない⁵⁾（江澤 2012a, 18）。

配当準備金の計上に関する具体的な会計処理は、事例3のとおりである。

事例3-3：配当準備金の計上

① 配当金準備金の積立

株式会社の場合（契約者への配当金は10,000円）

借方	契約者配当準備金繰入額	10,000	貸方	配当準備金	10,000
----	-------------	--------	----	-------	--------

相互会社の場合—総代会での剰余金処分決議（あずさ監査法人 2012, 281-282）

（配当準備金の前期繰入余剰分50円、配当金支払いに備えて積み立てる額10,000円）

借方	配当準備金	50	貸方	配当準備金戻入額	50
借方	配当準備金繰入額	50	貸方	配当準備金	10,000
	前期繰越剰余金	9,950			

配当準備金の前期繰入余剰分については、税務上洗替処理により、前期の戻入れと当期分の繰入れの両建処理が行われるため、同額で両建ての仕訳を起票する。

② 配当金の支払

配当金の支払方法は、複利計算した利息を付けて保険会社に積み立てる方法や、保険料と相殺する方法がある。なお、配当金分配前に保険契約が消滅した場合には、保険金等を支払う時に保険金等に合算して支払われる。配当金を支払う時に、「配当準備金」勘定を直接に取り崩して処理する（あずさ監査法人 2012, 282）。

ケース1：受け取る保険料10,200円のうち、10,000円は配当金を充当

借方	配当準備金	10,000	貸方	保険料	10,200
	現金・預金	200			

ケース2：保険金受取人への支払い60,000円、そのうち50,000円は保険金の支払、10,000円は配当金の支払

借方	配当準備金	10,000	貸方	現金・預金	60,000
	保険金	50,000			

③ 決算期末（積立配当（配当準備金）10,000円、利率2%）

借方	配当金積立利息繰入額※	200	貸方	配当準備金	200
----	-------------	-----	----	-------	-----

※株式会社の場合は「契約者配当金積立利息繰入額」であるが、相互会社の場合は「社員配当金積立利息繰入額」である。

4. 生命保険相互会社における基金の計上

基金は相互会社に固有の制度であり、総額は10億円以上でなければならないとされている（保険業法6条）。相互会社の基金は、創立費用や事業資金としての性格を有し、貸借対照表上の純資産の部に計上されるなど⁶⁾、株式会社の資本金に相当するものである。募集によって得られた基金は、純資産の部に「基金」項目で計上される。基金に係る利息の支払は、剰余金処分によって行われるため、実際に支払われるまでの間は未払基金利息が計上される。生命保険会社は、基金を返済する際に、償却処理を行う。保険業法56条により、基金を償却するときは、その償却金額に相当する金額を、基金償却積立金として積み立てる必要がある。基金償却の財源が確保されていることを明確にするために、基金の返済（償却）時点よりも前に、任意積立金として基金償却準備金を計画的に積み立てる実務が一般的に行われている。

相互会社における基金の計上に関する具体的な会計処理は、事例4のとおりである（あずさ監査法人 2012, 287-288）。

事例4：基金の計上

① 基金の募集受入れ

受入時（基金として10,000円受入れ）

借方	現金・預金	10,000	貸方	基金	10,000
----	-------	--------	----	----	--------

② 基金利息の支払

総代会での剰余金処分決議（利息額300円）

借方	当期末処分剰余金	300	貸方	未払基金利息	300
----	----------	-----	----	--------	-----

支払時

借方	未払基金利息	300	貸方	現金・預金	300
----	--------	-----	----	-------	-----

③ 基金償却と基金償却積立金の積立

償却時（基金の償却5,000円）

借方	基金	5,000	貸方	現金・預金	5,000
借方	当期末処分剰余金	5,000	貸方	基金償却積立金	5,000

④ 基金償却積立金に備えた基金償却準備金を積み立てる場合

総代会での剰余金処分決議（基金償却準備金の積立 15,000 円）

借方	当期末処分剰余金	15,000	貸方	基金償却準備金	15,000
----	----------	--------	----	---------	--------

基金償却積立金の積立時

借方	基金償却準備金	15,000	貸方	基金償却積立金	15,000
----	---------	--------	----	---------	--------

IV 終わりに

以上の会計処理を踏まえて、生命保険業における簿記処理の特徴を次のように挙げることができる。

第 1 に、保険料・保険金が現金主義に基づいて計上される。生命保険会社は、一般事業と異なり、収益である保険料と費用である保険金を現金主義に基づいて計上する。しかしながら、前述したように、生命保険契約において、契約者の保険料支払期間が完了したとしても、当該生命保険契約に関する経済・法律上の効力がまだ続いている場合がある。すなわち、生命保険会社は、まず、収益である保険料を受領し、保険金を事後的に支払うことになる。また、大数の法則⁷⁾により、収益である保険料と費用である保険金は必ずしも対応するものではない。したがって、適切な期間損益計算を行うために、現金主義に基づいて計上された保険料と保険金は、責任準備金や支払備金の項目を通じて、実現主義と発生主義に基づいて修正されている。

第 2 に、各保険契約準備金項目の計上は統制勘定を設けて行われる。生命保険会社は、将来の保険給付に備えるために、保険業法により、保険契約準備金の積立を強制されている。保険契約準備金のうち、責任準備金には、保険料積立金、未経過保険料、払戻積立金及び危険準備金の 4 種類がある。事例 3-1 が示しているように、生命保険会社は、期末に責任準備金を上記の 4 つの区分に分けられて把握され、その後、貸借対照表の負債の部の「責任準備金」勘定にその 4 つの金額を一括計上する。同じように、支払備金は、普通備金と IBNR 備金の区分に従い算出された後、その合計金額を貸借対照表の負債の部の「支払備金」勘定に一括計上する（事例 3-2 を参照されたい）。したがって、責任準備金と支払備金は、統制勘定として用いられている。

第 3 に、相互会社の「基金」勘定は、純資産と負債の両方の性格をもつ。前述したように、相互会社の基金は、株式会社の資本金に相当するものであるため、純資産の性質を有する。また、相互保険会社の基金は、相互会社と基金拠出者との間の消費貸借類似の契約に基づくものであるため、生命保険会社は、基金拠出者（保険契約者）に対して利息を支

払い、契約で定められた期限での返済が必要となる点において、負債としての側面をも有している（業法 56 条）。したがって、相互会社の「基金」勘定は、純資産と負債の両方の性格をもつ特殊な項目として存在している。

第 4 に、相互会社は、基金償却積立金を積み立てる際に、2 段階の手続きを取っている。事例 4 の④が示しているように、相互会社では、基金償却の財源を確保するために、基金償却にあたっての基金償却準備金を計画的に積み立てる実務が一般的である。つまり、相互会社の総代会での剰余金処分決議に基づいて決められた金額が、「基金償却準備金」（純資産勘定）にまず計上される。その後、基金の償却時に、純資産勘定に計上された「基金償却準備金」から同じ純資産勘定の「基金償却積立金」へ振り替えられるのである。

本稿は、生命保険業における簿記処理の特徴について検討してきた。しかしながら、保険会社にはもう 1 つの種類である損害保険会社が存在している。受領した保険料を資産運用に投下し、資産運用により得られた資金を、事業費や保険金の支払に充当する点において両者は共通しているものの、損害保険会社が提供する保険契約の内容や法律上の規制等は生命保険業とは異なっているため、簿記処理においても生命保険業にない特徴があると考えられる。したがって、損害保険業の簿記処理について、最終報告書に向けての研究課題として、今後、検討していきたい。

注：

1) 保険法は、保険契約に関する一般的な契約ルール、すなわち、保険契約の成立、効力、履行及び終了を規律することを目的とする法律であり（保険法 1 条）、保険契約の当事者である保険会社（保険者）はこれを遵守する必要がある。保険業法は、保険業の公共性に鑑み、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする法律である（保険業法 1 条）。

2) 保険会社について、会社形態は制度上相互に転換可能である。株式会社と相互会社のうちいずれを選択するかは、保険経営上大変重要な意思決定であるが、いずれにしても、株式会社、相互会社という会社形態にもかかわらず、これらの会社が、「できるだけ安価に保障を提供する」という原点に立ち返って、自らのメリットを発揮しつつ健全な競争を展開していくことが望まれているのである（近見・堀田・江澤 2011, 154）。

3) 保険料積立金とは、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した準備金である（施行規則 69 条 1 項 1 号）。未経過保険料とは、保険契約に定めた保険期間のうち、決算期において、まだ経過していない期間に対応する責任に相当する額として計算された準備金である（施行規則 69 条 1 項 2 号）。払戻積立金とは、保険料又は保険料として收受する金銭を運用することにより得られる収益の全部又は一部の金額の払戻しを約した保険契約における、当該払戻しに充てる準備金である（施行規則 69 条 1 項 2 号の 2）。危険準備金とは、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した準備金である（施行規則 69 条 1 項 3 号）。

4) 普通備金とは、保険金等の支払事由が発生し請求書が保険会社に届いているものに対して積み立てる備金である（施行規則 73 条 1 項 1 号）。IBNR 備金とは、保険金等であって、保険会社が、毎決算期において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが、保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる者に対して積み立てる備金である（施行規則 72 条）。

5) その繰入額は、毎期の未処分剰余金から、①前期繰越剰余金の額、②任意積立金目的取崩額、③基金利息の支払額、④損失てん補準備金としてその決算期に積み立てる額、⑤基金償却積立金としてその決算期に積み立てる額、⑥基金償却準備金の額（ただし、償却完了までの期間により按分された額まで）、⑦施行規則 30 条 2 項 3 号に規定する額、⑧社員配当準備金の取崩額が剰余金に含まれる場合における当額取崩額の合計額を控除した金額の 20%以上であることが求められている（施行規則 30 条の 4・5・6）。

6) その理由について、以下のようなことを挙げるができる。相互会社である生命保険会社が破産した場合の元利金返済は、他の一般債権者に対する債務の返済や契約者への保険金の支払い等よりも劣後すること。また、償還時に募集した基金と同額の基金償却積立金を内部留保として積み立てることが義務付けられているため、基金償却後も募集した額と同額の自己資本が確保されること。

7) 生命保険会社が保険料を決める際に使う年齢別・性別の死亡率・生損率は、「大数の法則」に基づいている。例えば、サイコロを転がすときに、1 から 6 までの数字が出る。その結果を 1 回だけ見ると、数字が偏って、偶然の結果にすぎないように見えるものが、回数が増えるならば、一定の傾向、一定の法則があることがわかってくる。このような法則を大数の法則と呼ぶ。すなわち、個々人としては偶発的な事故であっても、大量に観察することにより集団全体としての事故発生率を予測できる。

参考文献

あずさ監査法人編（2012）『業種別アカウンティング・シリーズⅡ③保険業の会計実務』中央経済社。

江澤雅彦（2012a）「現代生命保険の動向と課題〈12〉生命保険会計の特殊問題（1）」『金融財政』第 10243 号（2012 年 5 月），17-19 頁。

江澤雅彦（2012b）「現代生命保険の動向と課題〈13〉生命保険会計の特殊問題（2）」『金融財政』第 10254 号（2012 年 6 月），10-12 頁。

江澤雅彦（2012c）「現代生命保険の動向と課題〈14〉生命保険会計の特殊問題（3）」『金融財政』第 10278 号（2012 年 10 月），16-18 頁。

坂口光男著・陳 亮補訂（2012）『保険法補訂版』文真堂。

田中 弘（2002）「生命保険事業における時価会計の影響と業界の対応」『商経論叢』第 38 巻第 1 号（2002 年 8 月），1-24 頁。

田中 弘（2004）「生命保険事業における会計的リスク対応」『商経論叢』第 40 巻第 2 号（2004 年 12 月），99-124 頁。

近見正彦・堀田一吉・江澤雅彦（2011）『保険学』有斐閣ブックス。

新日本有限責任監査法人編（2010）『業種別会計シリーズ保険業』第一法規。

安居孝啓編著（2010）『最新保険業法の解説（改訂版）』大成出版社。

山下友信・竹濱 修・洲崎博史・山本哲生（2010）『保険法』有斐閣アルマ。

山下友信・米山高生編（2010）『保険法解説—生命保険・傷害疾病定額保険』有斐閣。

V 学校法人の簿記実務 －私立学校法人を対象として－

鵜池 幸雄（沖縄国際大学）

1. はじめに

現在の我が国における学校法人会計制度は、私立学校法人を対象として規定されてきた。本中間報告においては、いわゆる簿記の実務の中でもその業種に特有な公的な規制の中で財務内容がこれまで公開されてきた私立学校法人を対象として考察を行う。私立学校法人は、教育機関として安定した環境で学生を教育するということから公的な制限や補助を受けながらも、財政的には、私企業としての独立的な採算が要求されている。このような学校法人の会計システムにおいてはどのような規制があり、その下でどのような帳簿記録が行われているかを考察することにより、その特徴を明らかにすることを中間的な目的としている

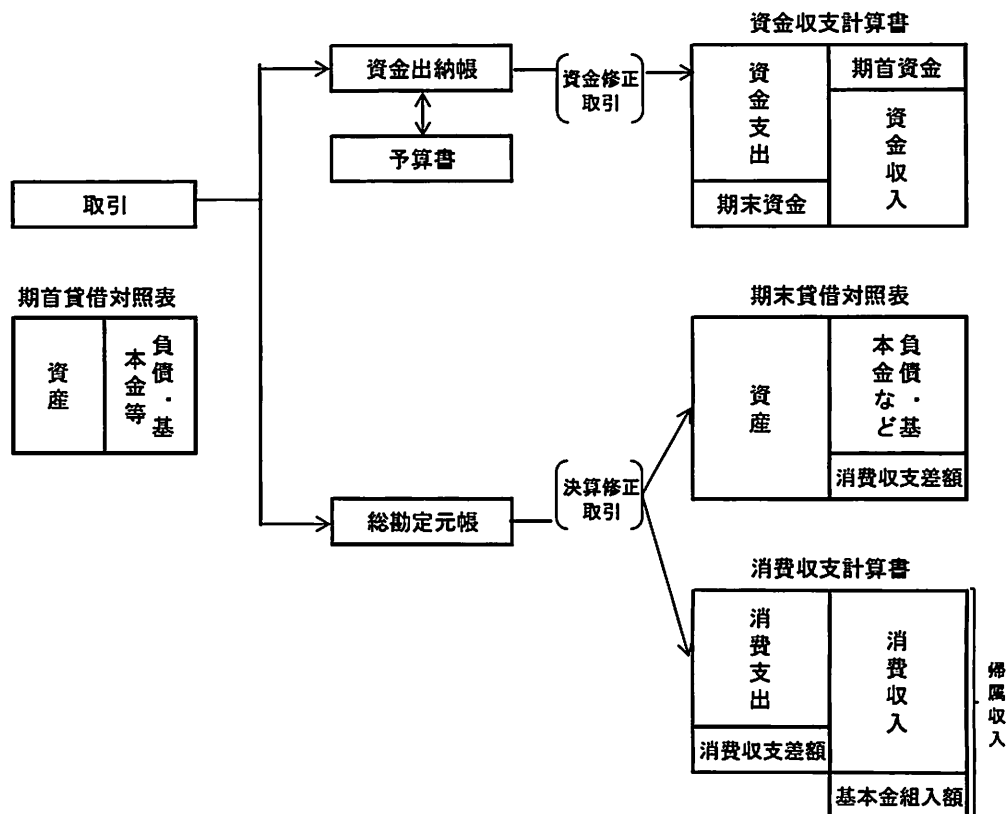
II. 私立学校法人における計算書類の種類とその構造的特徴

私立学校法人においては、昭和 24 年に制定された私立学校法に私立学校法人の作成する計算書類として、財産目録、貸借対照表および収支計算書の作成備え付けが義務づけられた。しかしながら、特定の官庁などへの届出の義務や計算書類の形式についての明確な基準は示されていなかった。

昭和 46 年には文部省令第 18 号として「学校法人会計基準」が制定され、文部省による公的な規制が行われることとなり、これにもとづいた、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、監査報告書の作成がおこなわれることとなった。

また、私立学校法により、「学校法人は毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作り、常にこれを事務所内に備えておかなければならない。」とされ、また私立学校振興助成法においては、経常費の補助を受ける学校法人は、文部科学大臣が定める基準に従って決算書を作成し、これを提出する（私立学校振興助成法第 14 条）とされており、学校法人会計の定める財務諸表の作成のみならず、開示、提出が行われている。図表 1 では、このような、私立学校法人の作成する計算書類の作成に関わる構造を示している。

図表 1：計算書類の作成と学校法人会計の構造例



学校法人会計においては、決算書類として資金収支計算書、貸借対照表、消費収支計算書が作成される。資金収支計算書が作成される一方で消費収支計算書が作成されるということは、二つのフローのデータ（一つは、資金のフロー、もう一つは損益フロー）がその基礎として必要とされる。そこで期中において取引をいくつかのシステムで記録することが次のように考えられる。① 資金収支、消費収支を別々に記録する ② 消費収支を記録し、計算書類作成時に資金収支報告のための修正計算を行う ③ 資金収支に基づいて記録し、計算書類作成時に消費収支報告のための修正計算を行う。①により学校法人の取引記録を行う場合には一つの取引について二記帳をおこなうこととなり、現行の会計システムの中では困難であると考えられる。②は、期中においては、損益計算が行われ貸借対照表、損益計算書が作成された後に間接法としてのキャッシュ・フロー計算書を作成し財務報告を行う企業会計と類似する記帳処理法といえる。しかしながら、私立学校法人においては③の記録システム、すなわち期中においては資金収支に基づいた帳簿への記録が行われ、資金収支計算に基づいた期末処理が行われ資金収支計算書の作成された後に消費収支計算及び消費収支に基づいた勘定データへの修正計算がなされ貸借対照表、損益計算書が作成される。

ここに、主体の設立目的による財務表の重要性の相違とそれに基づいた簿記処理の相違が現れているといえる。すなわち、学校法人会計においては、その主体である私立学校法

人の設立目的は教育研究活動であり、そこでは継続的な教育・研究の環境を提供するための継続的な活動が望まれており、その安定性の維持ため資金的な収支均衡が求められている。そこで、私立学校法人の行う活動は安定運営の尺度としての資金収支に関わるものとして記録され、また会計期間中には事業遂行のために計画された予算との比較により統制を受ける。そして計算書類の作成時に消費収支計算書、貸借対照表作成のための修正仕訳が行われ、これらの財務諸表が作成される。

また、企業会計においては、営利を目的とする企業がその企業活動を資本活動の増減としてとらえ、資産・負債・資本・収益・費用の増減をもって取引が記録され、期間利益が認識される。また、多くの企業では決算において、損益計算書、貸借対照表のデータに基づいて、間接法的にキャッシュ・フロー計算書が作成される。

私立学校法人の会計実務と企業会計の実務を見ることにより、主体の活動について、貸借対照表、損益計算書・消費収支計算書、資金収支計算書・キャッシュ・フロー計算書の財務諸表での写像が求められた場合、その報告主体の設立、活動目的によって、資金収支の取引記録から損益計算書・消費収支計算書、貸借対照表作成のための修正計算という簿記システムと資産・負債・資本・収益・費用の増減による取引記録からキャッシュ・フロー計算書作成のための修正計算という簿記のシステムの2つが現行の制度としてあることが指摘され、業種においては報告主体の設立・運営の目的にかかわらせて、それが選択されていることが理解される。

Ⅲ. 私立学校法人における「基本金」の構造的特徴

学校法人では、大学法人において、その設立・運営の目的として「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」（学校教育法 83 条）があげられているように、その目的のためには安定的継続的な運営が求められている。

貸借対照表において揭示される「基本金」は、私立学校法人が安定的・継続的にその事業を行うための基本財産を維持するために設けられていると考えられる。本節では、学校法人に特有な「勘定科目」である「基本金」についての基礎的な理解を図りその特徴を検討することとする。

学校法人会計基準において「基本金」は「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきもの」として規定されている。ここでは一号から第四号までの基本金が示されている。

第一号基本金は、「教育研究用固定資産」の価額に基づくものであり、当該固定資産を取得した場合、自己資金を持って取得した場合はその全額が「基本金」とされ、借入金または未払金により取得した場合には、当該借入金または未払金に相当する金額については、当該借入金または未払金の返済または支払を行った会計年度において返済または支払

いを行った金額に相当する金額を基本金へ組み入れるものとされている。

第二号基本金は「将来取得する固定資産」の価額を先行組み入れするものであり、基本金組入計画に基づき組み入れられる。第三号基本金は奨学金や研究基金などの価額を基に基本金に組み入れられる。第四号基本金は「恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額」とされ、年間の消費支出の中で支出を伴う金額のうち、一定額が基本金として組み入れられ保持される。

図表 2 貸借対照表の比較

貸借対照表		貸借対照表	
資産	負債	資産	負債
	基本金		資本
	消費収支差額		剰余金

学校法人会計

企業会計

基本金が設置される目的は、学校法人の経営の基盤を安定させることにあり、第一号から四号までの基本金の設置を規定することにより、当該資産額を自己資金で調達することが要求されると同時に取得額の法人内への留保が行われてきた。

図表 2 で示されているように、学校法人では借方側である基本金組入の対象となる資産の価額が基本金(貸方)の基本金の額を規定している。企業会計においては株主との取引または企業内留保等によって生じた資本の額が貸方に維持されるべき金額として表示され、その借方側に何らかの資産が維持されることは異なることも一つの特徴といえる。

また、消費収入と消費支出の差額である消費収支差額から基本金額が振り替えられるのではなく、消費収支計算において当年度の消費収入の額を計算する時点で差し引かれ、基本金へ振り返られる点も安定した学校法人の経営のための強制性が見られる点である。また、現行の学校法人会計では、基本金組入額は消費収入から直接控除されるため、将来の固定資産購入支出に備えて組み入れられる第二号基本金については、その蓋然性から結果として消費収支計算における消費収支差額の計算に客観性を欠くことも考えられる。

このような基本金の組入手法は、企業会計において当期発生した損益の差額が剰余金勘定に振り替えられ、後に株主総会等の議決を経て資本金とされることと大きく異なる点であるといえる。

また、企業の場合は図表 2 に示される資本ならびに剰余金の拡大(利潤の最大化)を目的とするが、学校法人の場合図表 2 に示される基本金ならびに消費収支差額を最大化するこ

とが目的とされておらず形式的には類似した構造を持ちながらもその拡大の方向性が異なることも、学校法人会計を見る上では重要である。しかしながら、基本金への組入は、消費収支計算に基づき一定の強制性を持って行われる。そのため新たな固定資産等の拡大は基本金の増加を意味することになり、固定資産の増加額(基本金への組入額)が当年度の消費収入と消費支出の差額を超えれば、当年度の消費収支差額がマイナスとして表示される。これは、教育、研究等のための資産や基金を維持するための基金を充足した上での差額であることを認識する必要がある。また、基本金への組入を行いつつ消費収支差額を均衡させることにした場合、基本金組入額を差し引く前の帰属収入は消費支出を常に上回ることになる。学校法人の主たる収入項目は学生からの納付金であり、また一定の規模水準を維持しながら教育研究環境を提供するために支出される金額も消費支出はある程度の硬直性を持つ。このために基本金を一定金額組入可能な財政構造を持つならば、基本金組入額を必要とする固定資産設備や基金などの増加が終了ないしは減少したとしても、帰属収入額に大きな変化はなく、結果として消費収支差額は収入超過となる。そうすると、収支の均衡の状態、すなわち消費収支差額を0とするために新たな基本金組入が行われうる可能性があり、そのために継続してその規模を拡大する可能性もあることも指摘される。

IV. おわりに

本稿は、学校法人の簿記を検討するため私学学校法人を対象として検討を行った。私立学校法人においては、企業会計における計算書類と同様な計算書類として資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表が作成されるが、期中の取引の記録は資金収支をベースとして行われており、企業会計における取引記録とは異なるものである。これは、報告主体である学校法人の設立・運営目的が教育・研究活動の維持・発展のため安定的な運営が求められていると考えられる。報告主体の設立・運営目的により主体の活動の認識において重視される要素が異なるために、期中の取引記録の形式が異なり、簿記の実務に影響を与えていることが理解されよう。

また、学校法人会計に特徴的な勘定科目として「基本金」概念について検討を行ったが、ここでも、学校法人が目的とする教育・研究活動の維持・発展のため安定的な運営の為に、安定した財政基盤が求められた結果としての学校法人が持つ固定資産や基金額を維持するシステムとして第一号から第四号までの「基本金」が設定されている。また「基本金」の組入額については、消費収入金額から消費支出金額が差し引かれる前に減額され、この残額と支出額との差額が消費収支差額となるという特徴があり、このために消費収支差額が企業の当期純利益の計算とは異なることにも特徴を持っている。またこのような構造を持つために、消費収支差額の均衡を図りながら固定資産の拡大に伴う基本金組入を行うことにより、学校法人の規模の拡大が持続する可能性も指摘される。

なお、私立学校法人については、平成27年度4月より特にディスクロージャー制度を

中心とした改正が行われる予定であるが、本年度の報告は、これまで行われてきた実務を検討するという観点から、平成 27 年度に施行される改正については、大きく触れてはいない。最終報告に向けては、本改正が学校法人会計の実務に対してどのような影響を与えるかについても踏まえて検討を進めていく予定である。

参考文献

片山 覺(2011)「学校法人会計基準の現状と課題」 『会計』179 巻第 4 号

学校法人会計基準のあり方に関する検討会(2013)「学校法人会計基準のあり方について」
(報告書)

私学振興財団 HP(<http://www.shigaku.go.jp/>) 2013 年 3 月 15 日閲覧

日本私立大学協会 HP(<http://www.shidaikyo.or.jp/>) 2013 年 3 月 15 日閲覧

VI 社会福祉法人の簿記実務 －社会福祉法人会計基準導入後を中心として－

木下貴博（松本大学松商短期大学部）

1 はじめに

日本では、1994年に人口に占める65歳以上の者の割合が14.5%を超え、国連の定義にいう「高齢社会」が到来し、介護需要が増大した（厚生労働省2013, 14）。2013年における65歳人口の割合は24.5%（総務省統計局2013, 1）に増加し、この少子高齢化の傾向は今後も一層強まるとされ、老人福祉・介護の充実が急務となっている。このような背景の中、老人介護・福祉事業において簿記会計が果たす役割も大きいと考える。

しかし、本稿2節で概観するように老人福祉・介護事業における法人形態は多岐にわたっており、その簿記実務も、適用される会計ルールが異なることから、必然的に違いが生じることになろう。本研究では、老人福祉・介護事業の中でも、特に社会福祉法人という法人形態を採っている事業体を中心に、他の法人形態をもつ事業体との差異も踏まえながら、簿記上の特徴および課題を検討することを最終的な目的とするが、中間報告においては、その前段階として、社会福祉法人全般における簿記上の特徴につき検討を加えたい。

本稿では、特に、社会福祉法人会計基準が2000年に設定され、2011年に改正されたことによって、簿記実務にどのような変化がもたらされたのかを中心に検討を加える⁽¹⁾。具体的には、社会福祉法人会計基準導入後の簿記上の特徴を、財務諸表および勘定体系、勘定科目、会計単位に関して検討していくことにしたい。

2 業種としての社会福祉法人

本節では、研究対象となる業種としての社会福祉法人について、その特徴を確認しておくことにしたい。社会福祉法人は、民法34条に基づき、社会福祉法の規定に従い定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。社会福祉法人法第22条においては、「社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法人法に定めるところにより設立された法人」とされている。また、社会福祉事業の遂行を目的とする公益性を有し、残余財産は最終的に国庫に帰属し、設立者や寄付者に持ち分は帰属しないという特徴を持つ。社会福祉法第2条に基づく社会福祉施設には、具体的に以下の施設が列挙されている。①保護施設、②老人福祉施設、③身体障害者更生援護施設、④婦人保護施設、⑤児童福祉施設、⑥知的障害者援護施設、⑦母子福祉施設、⑧精神障害者社会復帰施設、⑨その他の社会福祉施設。

本簿記実務研究部会のテーマである「業種別簿記実務」という観点から見れば、社会福

社法人は「業種」というより法人形態のひとつである。例えば、総務省統計局（2007）「日本標準産業分類」において、社会福祉法人の主要業務が該当する産業分類は、図表 1 の通りである。

一方で、図表 2 は、筆者の本務校所在地である長野県松本市周辺における老人福祉・介護事業を営む法人の例である。このように、同じ業種でありながらも法人形態が異なるのが実情であるといえよう。

図表 1 総務省統計局（2007）「日本標準産業分類」における医療・福祉分野の業種別分類

大分類「医療，福祉」	
中分類 85	社会保険・社会福祉・介護事業
850	管理，補助的経済活動を行う事業所
8500	主として管理事務を行う本社等
8509	その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
851	社会保険事業団体
8511	社会保険事業団体
852	福祉事務所
8521	福祉事務所
853	児童福祉事業
8531	保育所
8539	その他の児童福祉事業
854	老人福祉・介護事業
8541	特別養護老人ホーム
8542	介護老人保健施設
8543	通所・短期入所介護事業
8544	訪問介護事業
8545	認知症老人グループホーム
8546	有料老人ホーム
8549	その他の老人福祉・介護事業
855	障害者福祉事業
8551	居住支援事業
8559	その他の障害者福祉事業
859	その他の社会保険・社会福祉・介護事業
8591	更生保護事業
8599	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業

（出所）総務省統計局（2007）より抜粋

図表 2 老人福祉・介護事業における法人形態の違い（長野県松本市周辺）：筆者作成

非営利法人	
社会福祉法人	：「社会福祉法人恵清会」
公益財団法人	：「財団法人松本市福祉公社」
医療法人	：「老人介護施設山望苑」
NPO 法人	：「グループホーム波田の家」
営利法人	
株式会社	：株式会社ニチイ学館（E04930）

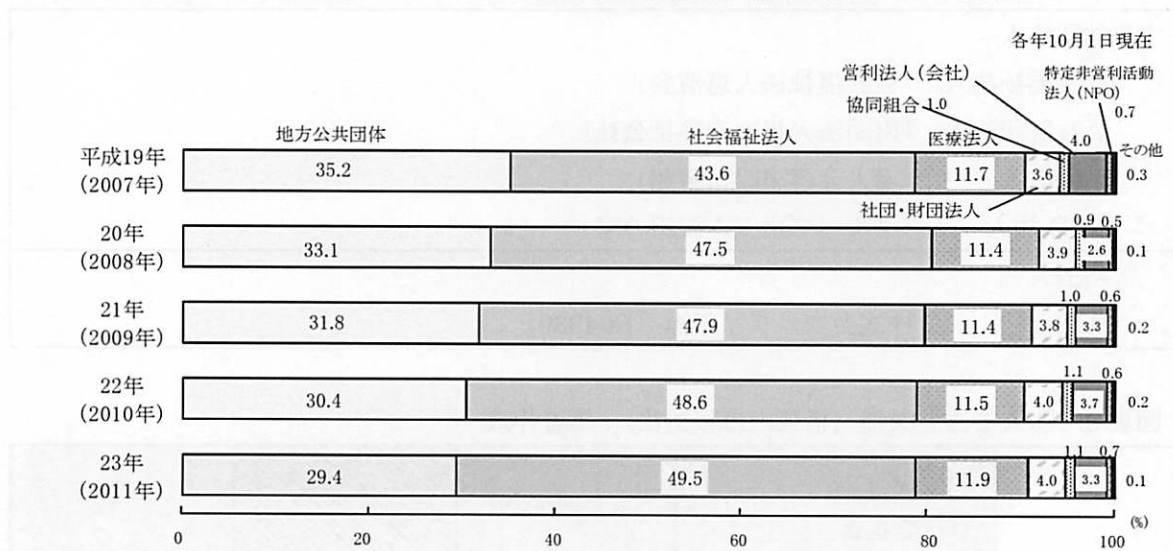
図表 3 法人形態と業種（括弧内は根拠法）：筆者作成

非営利法人	社会福祉法人 (社会福祉法)	児童福祉事業	老人福祉・ 介護事業	障害者福祉事業
	公益財団法人等 (公益認定法)			
	医療法人 (医療法)			
	NPO法人 (特定非営利活動促進法)			
	協同組合 (中小企業等協同組合法)			
営利法人	株式会社 (会社法)			

すなわち、図表 1 および図表 2 を併せて考えてみると、図表 3 のようになる。それぞれの事業でどのような法人形態を採用するかには大きな違いがあるが、老人福祉・介護事業においては、様々な法人形態をもった事業者が、同業種に併存していると言えよう。

後述するように、社会福祉法人会計基準は、2012 年から社会福祉法人が行う全ての事業に包括的に適用されることとなった⁽²⁾。他方で、介護予防支援事業を例にとれば、図表 4 のように、介護予防支援事業所に占める社会福祉法人の割合が年々高まっていることが窺える⁽³⁾。したがって、本稿冒頭でも言及したように、本研究では、老人福祉・介護事業の中でも、特に社会福祉法人という法人形態を採っている事業者を中心に、他の法人形態をもつ事業者との差異も踏まえながら、簿記上の特徴および課題を検討することを最終的な目的とする（図表 3 斜線部）。そこで、本稿では、その前段階として、次節以降において、社会福祉法人に係る簿記実務の全般的な特徴につき検討を加えていく。

図表 4 介護予防支援事業における経営主体別事業所数（構成割合）の年次推移



(出所) 厚生労働省 (2012, 4)

3 社会福祉法人会計制度の変遷

本節では、社会福祉法人会計制度の変遷と現状について概観する。社会福祉法人会計の変遷については、多くの先行研究で検討がなされており、概ね以下の3つの時代に区分することができる⁽⁴⁾。

まず、1951年の社会福祉事業法制定に基づく社会福祉法人創設の後、1953年に「社会福祉法人会計要領」に基づく会計が求められることとなった。この時代における社会福祉法人の会計は「項目を別にすれば企業会計制度とほとんど同じもの（守永 1997, 10）」であった。この要領に基づく会計においては、収入支出、財政状態と共に事業成績を明らかにすることが目的とされていた。

続いて、1976年に社施第25号「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について（以下「経理規程準則」とする）」が通知され、この経理規程準則によって社会福祉法人会計が行われることとなった。これは、資金収支計算を中心とした企業会計方式の理論や手法とは異なる独自性を持つものであった（吉田 2012, 159）。

そして、2000年には「社会福祉法」の制定とともに、「社会福祉法人会計基準」が設定された。この社会福祉法人会計基準によって、これまでの独自の会計制度から、企業会計制度への揺り戻しがあったと考えることもできよう。資金収支計算を中心とした計算構造に損益計算の思考が導入され、効率性の追求や経営の成果が反映されるシステムの構築を目指したものとなったからである。さらに、2011年の社会福祉法人会計基準が改訂されたことにより、社会福祉法人会計は、より一層企業会計に近づくこととなった。

4 社会福祉法人における簿記実務の特徴

本節では、社会福祉法人会計基準導入後の簿記上の特徴につき、財務諸表および勘定体系、勘定科目、会計単位という3つの観点から検討を加える。

(1) 財務諸表および勘定体系

新基準における財務諸表の関係は図表5の通りである。資金収支計算書は、企業会計上のキャッシュフロー計算書にあたる。また、事業活動計算書は、企業会計上の損益計算書と株主資本等変動計算書の機能を有する。

3節で概観したように、社会福祉法人の会計は、資金収支計算中心の独自性をもった勘定体系に、社会福祉法人会計基準の設定によって損益計算の思考が導入されたという点に大きな特徴がある。具体的には、2000年に設定された旧基準において、事業活動収支報告書(新基準において「事業活動計算書」と改称された)の作成が求められるようになった。事業活動収支報告書(事業活動計算書)は、社会福祉法人における事業活動の成果を明らかにする目的で作成され、企業会計における損益計算書に該当するものである。

また、新基準において、財産目録は作成されるものの、新基準が作成を求める「財務諸表」からは外されることとなった⁶⁾。経理規程準則から旧基準への移行時においても、掲げられた計算書類の体系において財産目録の順番が下位に位置づけられるという変化が生じていたが、これは、他の財務諸表が、法人の活動を貨幣の側面から捉えるのに対して、財産目録は、物量の側面から捉えることになり、こうした意義を持つ財産目録の地位の低下は、社会福祉法人の活動について、貨幣の側面を強調するものと考えられる(齋藤2001, 46)。そして、この傾向が、新基準により一層強まることとなった。

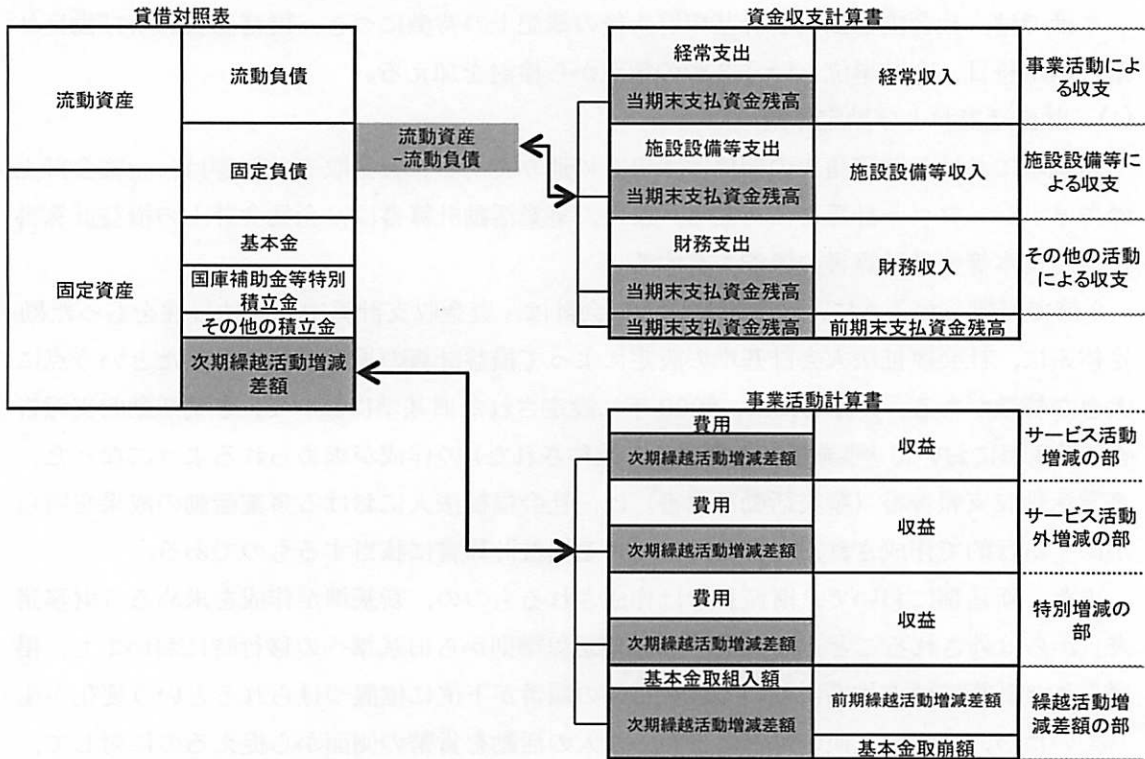
他方で、経理規程準則における簿記処理では、繰越金に相当する処分可能な資金が存在しているべきであるという考え方にもとづき、繰越金は常に流動資産マイナス流動負債で明らかにされる正味運転資金の額と等しくなるように計算構造が構成されていた(守永1997, 110)。この関係を維持するために行われていたのが、固定資産の取得や設備資金借入などの際に必要であった切返し仕訳という独自の会計処理である。切返し仕訳には2つの方法が存在するが、一例を示せば以下の通りとなる。

設例:事務用複写機を購入して代金30万円を小切手を振出して支払った(守永1997, 111)。

(借) 固定資産物品	300,000	(貸) 当座預金	300,000
(貸借対照表)		(貸借対照表)	
(借) 固定資産物品費	300,000	(貸) 運用財産基金	300,000
(資金収支計算書)		(貸借対照表)	

しかし、社会福祉法人会計基準においては、企業会計同様の損益計算による効率性の追求を選択し、固定資産の簿記処理に減価償却の思考を導入した。減価償却が行われる場合に切返し仕訳を行うと、非資金収支項目が資金収支計算書に計上されることとなる。

図表5 新基準における財務諸表の関係：筆者作成



このため、切返し仕訳を行う必要はなくなり、「貸借対照表の繰越金＝収支計算書の繰越金」という関係は成り立たなくなった。資金収支計算書と貸借対照表の勘定体系を通じたリンクが断ち切られたといえよう。一方で、資金収支計算は、社会福祉法人会計基準における簿記処理においても勘定体系に組み込まれており、1取引2仕訳が行われることに変わりはない。このため、貸借対照表上の流動資産マイナス流動負債の額は資金収支計算書上の当期末支払資金残高と一致するという関係は成り立つ。このように、資金収支計算中心の勘定体系に、損益計算の思考が導入された点が、現行の社会福祉法人会計の特徴である。

(2) 勘定科目

続いて、社会福祉法人会計基準導入後における勘定科目の特徴について検討したい。まず、前節でも述べたように、社会福祉法人会計には、資金収支計算が勘定体系に組み込まれているという特徴があった。そのため、「資金収支計算書と事業活動収支計算書において同一の勘定科目が多々存在する（須藤他 2006, 487）」という問題点が指摘されている。

設例：介護収入 100 が入金された（須藤他 2006, 489）。

(借) 現金預金 100 (貸借対照表) (借) 支払資金 100 (資金収支計算書)	(貸) 介護報酬収入 100 (事業活動収支計算書) (貸) 介護報酬収入 100 (資金収支計算書)
--	--

このように、介護収入があった場合は、資金収支計算書にも事業活動収支計算書にも「介護報酬収入」が計上され、現場の財務諸表作成者にとっても、財務諸表の作成や読解が困難なものとなる可能性がある（須藤他 2006, 487）。

また、従来、社会福祉法人の会計実務において、事業の根拠法が異なっていたことから、複数の会計ルールが併存しているという問題点が指摘されていた⁶⁾。この問題を改善するため、新基準では、社会福祉法人における全ての事業について、同基準が適用されることとなった。2000年から2011年まで適用されていた旧基準と、2011年に改訂され2012年より適応されている新基準における会計ルールの適用範囲は図表6に示す通りである。

旧基準においても、原則はすべての社会福祉事業へ同基準の適用が求められていた。しかし、その運用実態は、それぞれの事業によって、異なる会計ルールの適用が容認されていた。そのため、新基準による会計ルールの一本化は、旧来の会計ルールからの、新基準への移行に伴う実務上の問題を生じさせる可能性があるだろう。

複数の会計ルールが新基準へ統合された結果、勘定科目が変更されるとともに、その数は大幅に増加した。例えば、介護保険収入は、他の会計ルールの内容を踏まえて変更・細分化された（永田智彦・田中正明 2013, 185-186）。これに対しては、より一層の集約が必要であるとする見解もある（吉田 2012, 171）。円滑な実務上の移行という観点や社会福祉法人の特殊性から、過渡期における勘定科目の増加や多様化は容認せざるを得ない。しかし今後、これら細分化された勘定科目につき検討の余地があるのではなかろうか。

(3) 会計単位

経理規程準則では、「本部会計」「施設会計」「特別会計」という3つの会計単位が設定されていた。特に、経理規程準則において本部会計が区別されたのは、法人経営について恒久的に必要な資産設備のために運用された資金を、金額的に明らかにするとともに、

図表6 旧基準および新基準における会計ルールの適用範囲

事業	旧基準 (2000~2011)		新基準 (2012~)
	原則	運用実態	
障害者関係施設	社会福祉法人会計基準	社会福祉法人会計基準 (措置費支弁対象施設→経理規定準則に よることができる。)	社会福祉法人が行う全ての事業に新会計基準を適用
保育所			
その他児童福祉施設			
保護施設			
養護老人ホーム			
軽費老人ホーム			
特養等介護保険施設			
就労支援事業			
授産施設			
重症心身障害児施設			
訪問介護ステーション			
介護老人保健施設			
病院・診療所			
公益事業			
収益事業	企業会計の基準		

(出所) 厚生労働省 (2011b, 6)

実態的に貸借対照表および財産目録で明らかにするためであった（守永 1997, 109）。

しかし、簿記実務上、資金の管理を法人本部と各施設とで別々に行うために手続きの煩雑さを招き、また、法人全体としての運営状況を把握できないという重要な欠点を抱えるものであったため、旧基準では、原則として法人全体を1つの会計単位とした（高田 2000, 135）。例外として「公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない（社会福祉法人法 26 条 2 項）」という制約のため、旧基準においては、「社会福祉事業」「公益事業」「収益事業」の3つを別の会計単位とし、収益事業については、企業会計の基準を適用することとされていた（旧基準 2 条 3 項）。しかし、法人全体を1つの会計単位とすることにより、法人全体の活動を反映する財務諸表では、社会福祉活動の継続の裏付けとなる必須の固定的設備等に係る情報を独立して把握することができなくなるため、旧基準では、経理区分ごとに内訳表の作成が必要とされた（齋藤 2001, 52）。

一方、新基準においては、会計単位は公益事業及び収益事業を含めた社会福祉法人全体となり、図表 6 が示すように、すべての事業の簿記処理に同基準が適用されることとなった⁽⁷⁾。また、定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならないとされた（新基準第 1 章 1）。これは、社会福祉法人会計基準が、企業会計に近づくことにより、1会計単位に1つの会計ルールを適用しようという試みである。この変更が簿記実務に及ぼす影響について、今後の適用実績の分析が待たれるところである。

5 おわりに

本稿の目的は、老人福祉・介護事業の中でも、特に社会福祉法人という法人形態をとった事業体を中心に検討する前段階として、社会福祉法人に係る簿記実務の全般的な特徴を把握検討することにあつた。そこで、社会福祉法人会計基準導入後の簿記上の特徴を、財務諸表および勘定体系、勘定科目、会計単位に関して検討してきた。

社会福祉法人の簿記上の特徴は、財務諸表および勘定体系については、資金収支計算中心の勘定体系に、損益計算の思考が導入されたという点から生じていると思われる。また、勘定科目については、資金収支計算書と事業活動収支計算書において同一の勘定科目が多々存在する（須藤他 2006, 487-489）こと、および、複数の会計ルールが新基準へ統合され、勘定科目が変更されるとともに、その数が大幅に増加したことを指摘した。会計単位については、公益事業及び収益事業を含めた社会福祉法人全体を会計単位とすることとなり、新基準においては、すべての事業の簿記処理に同基準が適用されることとなった。

これらのことから、社会福祉法人の会計は、より一層、企業会計に近づいたと考えることができる。続く最終報告においては、老人福祉・介護事業に焦点をあて、営利法人との比較も踏まえながら、その簿記実務につき検討を加えていきたい。

注

- (1) 本稿においては、社会福祉法人会計基準について、改定後と改訂前の区別が必要となる場合には、2000年設定のものを「旧基準」、2011年改訂のものを「新基準」とする。
- (2) 2015年4月1日に完全移行される（厚生労働省2011a, 3項）。
- (3) 介護予防支援事業所とは、平成18年4月より施行された改正介護保険法の規定により、要介護状態へ移行することを予防する観点から、介護予防ケアマネジメントを行う施設である。一方で、訪問介護等を行う法人形態別の推移では、営利法人の割合が一番高く、その割合も増加傾向にある（厚生労働省2012, 4）。
- (4) 例えば、齋藤（2001, 42-44）、須藤他（2006, 486-487）などを参照されたい。また、吉田正人（2012, 172）においては、新基準導入後を第4の時代と位置付けている。
- (5) 新基準において財産目録は財務諸表の位置付けからは外されたが、その作成は求められている。
- (6) 適用会計基準が複数存在すること、特に現行基準（旧基準）と指導指針のダブル・スタンダードは指導指針が通知された当初から批判が集中されていた（吉田2012, 164）。
- (7) なお、新基準における内訳表については、「社会福祉事業」「公益事業」「収益事業」の3つの事業区分ごとに作成が必要となる。

参考文献

- 厚生省（1976）「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」。
—（2000）「社会福祉法人会計基準の制定について」。
- 厚生労働省（2011a）「社会福祉法人会計基準の制定について」。
—（2011b）「社会福祉法人の新会計基準について」。
—（2012）「平成23年介護サービス施設・事業所調査結果の概況」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>（2013年7月30日）。
—（2013）『平成24年版 厚生労働白書』。
- 齋藤真哉（2001）「社会福祉法人会計基準」の課題『青山経営論集』第36巻第1号, pp.39-58。
須藤芳正, 齋藤観之助, 荒谷真由美, 田中伸代, 谷光透（2006）「社会福祉法人会計システムに関する一考察」『川崎医療福祉学会誌』第15巻2号, pp.485-495。
- 総務省統計局（2007）「日本標準産業分類」。
—（2013）「人口推計—平成25年7月報—」
<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/201307.pdf>（2013年7月30日）。
- 高田京子（2000）「社会福祉法人会計の特徴と有用性」『人間福祉研究』3号, pp.127-144。
永田智彦・田中正明（2013）『社会福祉法人の会計実務』TKC出版。
守永誠治（1997）『社会福祉法人の会計』税務経理協会。
吉田正人（2012）「社会福祉法人会計基準の特性と今後の方向性」『千葉商大論叢』第49巻2号, pp.159-175。

Ⅶ 保育所の簿記実務
～制度の概要と簿記処理の特徴～

大塚浩記（埼玉学園大学）

1 はじめに

保育所の設置運営には、ここ十数年で大きな変化が生じている。

1つは、社会福祉法人にのみ設置運営が認められてきた私立保育所が、2000（平成12）年より社会福祉法人以外のものに設置運営を認められたことである。株式会社の参入もこれを機に可能となった。もう1つは、2015（平成27）年度より「子ども子育て新支援制度」が開始されようとしていることである。2013（平成25）年4月現在、認定こども園（幼保連携型（594件）・幼稚園型（317件）・保育所型（155件）・地方裁量型（33件））が認定されている。

これまで私立の保育所の運営は、社会的弱者の保護・援助を目的とする社会福祉法人を中心に行われてきた。また、措置制度の影響を受け、現在でも保育所の設置運営は公費の負担によるところが大きい。さらに、2011（平成23）年には新しい社会福祉法人会計基準が公表され、現在はその適用への移行期間である。このような状況にある保育所について、制度の概要と保育所運営費に係わる簿記処理の特徴を整理する。

2 保育所の分類と設置運営

(1) 分類

保育所は「日本標準産業分類（平成19年改訂）」（総務省統計局）で次のように位置づけられる。

大分類	中分類	小分類	細分類
P 医療, 福祉	85 社会保険・社会福祉・介護事業	853 児童福祉事業	8531 保育所

また社会福祉法では、第二種社会福祉事業に「児童福祉法に規定する保育所を運営する事業」が含まれる（社会福祉法 第2条3-2）。児童福祉法では、児童福祉施設に保育所が含まれ（児童福祉法 第7条）、「日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」（児童福祉法 第39条第1項）と定義される。

(2) 設置運営

①通達に基づく設置認可

保育所は、児童福祉法における児童福祉施設の設備・運営等を満たし、かつ一定の基準

を満たす場合に認可される（「保育所の設置認可等について」児発第 295 号（2000（平成 12）年），最終改正：雇児発 0330 第 19 号（2011（平成 24）年 3 月））。これにより，いわゆる認可保育所と無認可保育所とに分けられる⁽⁴⁾。以下，認可保育所を前提として内容をみていくことにする。

②保育所の設置主体

2000（平成 12）年まで，私立の保育所は社会福祉法人（社会福祉法人とすること著しく困難なものは財団法人）にのみに設置運営が認められてきたが，上記通達により，社会福祉法人以外にも設置運営が認められるようになった。

下表のとおり，近年の設置主体の動向は概ね市町村，財団法人や個人が減少傾向にあり，社会福祉法人，学校法人や株式会社が増加傾向にある。

	市町村	社会福祉法人	社団法人	財団法人	学校法人	宗教法人	NPO法人	株式会社	個人	その他	計
2007年	11,603	10,163	4	227	171	277	54	118	212	19	22,848
2008年	11,328	10,417	20	220	227	266	59	149	201	22	22,909
2009年	11,008	10,703	11	210	266	268	66	157	190	46	22,925
2010年	10,766	11,026	6	197	321	260	66	215	176	35	23,068
2011年	10,515	11,434	6	175	434	257	75	288	167	34	23,385

（各年 4 月 1 日現在，単位：か所）

厚生労働省保育課調べ※2011年は岩手県，宮城県，福島県の 8 市町を除く。

出典：全国保育団体連絡会/保育研究所『保育白書 2012年版』ひとなる書房，2012年 8 月，67 頁。

③認可保育所の運営主体

保育所の設置者と運営者は，次のように示すことができる。

	公立		私立
	(公設公営)	(公設民営)	(民設民営)
設置者	地方公共団体	地方公共団体	社会福祉法人等
運営者	地方公共団体	社会福祉法人等	社会福祉法人等

公立保育所の民営化といった場合，広義には，地方公共団体から社会福祉法人等に運営を委託すること（公設民営）または民設民営に移管することをいう。公設民営の場合の委託方式には，業務委託と指定管理者制度がある。

3 「社会福祉法人会計基準」と保育所

(1) 「社会福祉法人会計基準」の適用

「社会福祉法人会計基準の制定について」（雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号（2011（平成23）年7月27日））によれば，社会福祉法第44条第2項に定める，社会福祉法人が毎会計年度終了後2月以内に作成しなければならない財産目録，貸借対照表及

び収支計算書は、「社会福祉法人会計基準」（以下『社福基準』とする。）により作成し、全ての法人について適用するとされている（2(1)）⁽²⁾。

また、「保育所の設置認可等について」（児発第 295 号（2000（平成 12）年 3 月 30 日）、最終改正：雇児発 0330 第 19 号（2012（平成 24）年 3 月 30 日））によれば、社会福祉法人以外の者による保育所の設置認可申請に際しては、審査基準の 1 つに財務内容が適正であるという基準を設けた上で、設置者の類型を勘案しつつ、収支計算書又は損益計算書に『社福基準』に基づく保育所事業区分を設置し、その区分における資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書（資金収支計算書等）及び積立金・積立資産明細書の作成を条件とすることが望ましいとされる。なお、学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者については、指定された様式の資金収支計算分析表の作成によって代替可能である（第 1 2(3)）。

このように、保育所を設置運営する者は、その設置者の類型にかかわらず『社福基準』に基づくあるいは『社福基準』の内容を反映するように読替可能な会計処理を行うことになる。

(2) 「社会福祉法人会計基準」の財務諸表等

①財務諸表等

『社福基準』に示されている財務諸表は、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表であり、附属明細書と財産目録も合わせて作成しなければならない（第 1 章 2）。また、財務諸表には、資金収支内訳表・事業区分資金収支内訳表・拠点区分資金収支計算書、事業活動内訳表・事業区分事業活動内訳表・拠点区分事業活動計算書、貸借対照表内訳表・事業区分貸借対照表内訳表・拠点区分貸借対照表を含む（注 1）。

②会計帳簿等

「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」（雇児発 0727 第 3 号，社援発 0727 第 1 号，障障発 0727 第 2 号，老総発 0727 第 1 号（2011（平成 23）年 7 月 27 日）。以下、『運用指針』とする。）によれば、社会福祉法人は事業計画をもとに資金収支予算書を作成し、資金収支予算書は各拠点区分ごとに収入支出予算を編成し、勘定科目は資金収支計算書勘定科目に準拠することになっている（2.(1)）。また、会計帳簿は、原則として、各拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備えおくものと指示されている（2.(3)）。

このような記帳を行う際の特徴として、支払資金の流れの計算と経営成績の計算を記録する必要性から通常 2 系列の帳簿組織を採用しているといわれる。すなわち、1 つの会計処理から 2 回以上の転記を行い、支払資金の流れのみを示す資金収支元帳と、事業活動計算の流れを示す総勘定元帳を継続記録により作成し、その結果から資金収支試算表および事業活動試算表・貸借対照表試算表を同時に作成すると説明される（鈴木 2012, 100）。

(3) 保育所が作成する財務諸表

『社福基準』における財務諸表は次のような関係にある⁽³⁾。

法人全体	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表
法人全体 (事業区分別)	資金収支内訳表	事業活動内訳表	貸借対照表内訳表
事業区分 (拠点区分別)	〇〇事業区分 資金収支内訳表	〇〇事業区分 事業活動内訳表	〇〇事業区分 貸借対照表内訳表
拠点区分 (一つの拠点を表示)	〇〇拠点区分 資金収支計算書	〇〇拠点区分 事業活動計算書	〇〇拠点区分 貸借対照表
サービス区分別(拠点区分の会計を サービス別に区分表示)	〇〇拠点区分 資金収支明細書	〇〇拠点区分 事業活動明細書	—

ただし、すべての社会福祉法人ないし保育所がこれらの財務諸表を作成しなければならないわけではなく、事業区分が社会福祉事業のみであるとか、拠点区分が1つであるとか、拠点区分が1つの事業区分であるといった場合には、省略可能な財務諸表がある。例えば、すべての拠点で社会福祉事業のみを運営している法人は、法人全体の事業区分別の内訳表を省略できる(『運用指針』7)。なお、保育所運営費によって事業を実施している拠点は、拠点区分資金収支明細書を作成するものとし、拠点区分事業活動明細書の作成は省略することができる(『運用指針』5(3))。

このように、法人の運営している事業や拠点などによって一部の財務諸表の作成を省略可能であるが、事業や拠点区分を集計して法人全体の財務諸表を作成する仕組みになっている。したがって、例えば資金収支計算書上では、次節でみるような『社福基準』に示されている大区分の勘定科目(例えば、保育事業収入)のみが表示されるが、その勘定に集計される内訳表等を作成するため中区分や小区分などの勘定科目による記帳が必要となる。

4 保育所における特徴的な簿記処理

(1) 「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」

保育所の簿記処理に対する通達として「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」(児保第13号(2000(平成12)年,最終改正:雇児保発1014第1号2010(平成22)年))がある⁽⁴⁾。

この通達は2000(平成12)年の『社福基準』公表時から適用が継続されているものであり、移行規定や勘定科目の名称変更などを含む。特徴的な内容として、保育所運営費との関係から、保育所の土地・建物に係る賃借料は独立した土地・建物賃借料の科目を設定しなければならないといったことや、法人本部に帰属する経費(役員報酬など)の保育所の経理区分への計上禁止といったことがあげられる。

(2) 『社福基準』における保育所の特徴的な勘定科目

資金収支計算書の事業活動による収入の保育事業収入(大区分)の内訳として示されている勘定科目例を抜粋すると次のとおりである(『運用指針』別添3「勘定科目例」)。

中区分	小区分	説明
保育所運営費収入		保育所等における保育の実施等に関する運営費収入をいう。
私的契約利用料収入		保育所等における私的契約に基づく利用料収入をいう。
私立認定保育所利用料収入		私立認定保育所における利用者等からの利用料収入をいう。
その他の事業収入	補助金事業収入	保育所等に関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
	受託事業収入	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。受託事業に係る利用者からの収入も含む。
	その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。

上記の勘定科目に係る仕訳例は次のとおりである⁶⁾。

①×月分の保育所運営費 1,800 円が〇〇市から普通預金に入金された。

(借) 普通預金 1,800 (貸) 保育所運営費収益 1,800
(B / S) (P / L)

(借) (支払資金) 1,800 (貸) 保育所運営費収入 1,800
(C / S)

②民間施設運営費補助金（法外援護費）1,000 円が〇〇市から普通預金に入金された。

(借) 普通預金 1,000 (貸) 補助金事業収益 1,000
(P / L)

(借) (支払資金) 1,000 (貸) 補助金事業収入 1,000
(C / S)

③延長保育の委託料 600 円が〇〇市から普通預金に入金された。

(借) 普通預金 600 (貸) 受託事業収益 600
(P / L)

(借) (支払資金) 600 (貸) 受託事業収入 600
(C / S)

中でも、保育所の運営において保育所運営費収入は財源として大きい。また、その使途である保育所運営費は別に厚生労働省の通達で処理が指示されている。

(3) 保育所運営費の定義と性格

①保育所運営費の定義

保育所運営費は、児童福祉法の規定による「保育の実施」に伴う施設の設備及び運営の基準を維持するための費用であり、次の範囲内の経費のことをいう。

(1)事業費	ア 一般生活費	入所児童の給食用する材料費 保育に直接必要な保育材料費，炊具食器費，光熱水費等
	イ 児童採暖費	入所児童の冬季採暖費
(2)人件費	保育所の長，保育士（定数あり），調理員その他の職員の人件費	
(3)管理費	保育所の管理費に必要な経費	

出典：「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（厚生省発児第59の2（1976（昭和51年）4月16日，最終改定：2012（平成24年）年4月5日厚生労働省発雇児0405第5号）第1-1。

このような保育所運営費は、保護者からの徴収額を除き、公立保育所の場合には地方自治体が全額負担し、民間保育所の場合には国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担することになっている（児童福祉法 第50-56条）。

②保育所運営費の性格

1997（平成9）年の児童福祉法の改正により、保育所への入所方式が措置制度から利用契約制度（直接契約制度）に改められた。その制度は次のように説明される⁶⁾。

ア 措置制度

措置制度とは、利用者のサービス必要度を行政が判定し、施設・事業者の利用者へのサービス実施を委託する方法である。この制度では利用者とは施設等の間には契約関係がない。施設等の収入は、サービス提供に係る費用を行政から措置費として受領し、利用者は所得に応じた利用料を行政に納付する。施設等における収入は公的な資金の性格を有しているため、措置費の用途については厳格な管理・指導が行われる。

イ 直接契約制度

直接契約制度とは、利用者とは施設等が直接契約する方法である。一定のサービスの質を担保するために、行政が一定のサービスの質を満たしている施設に「認可」や「指定」を与え、認可施設等と契約した利用者に対して公的助成を行う。施設等の利用料は利用者負担が原則であり、その負担を軽減するために保険給付等が行われる。負担軽減のため、施設等が利用者の代理で給付申請するが、その利用料には公的資金という性格はなく、資金用途制限は存在しなくなる。

厚生労働省「社会福祉施設の利用契約制度と措置制度別概要」によれば、現在、保育所の利用は利用契約制度のうち「行政との契約」と示されている。その概要は、利用者は希望する施設を選択し地方公共団体に利用申込を行い、地方公共団体は利用者が選択した施

設に対してサービス提供を委託する。本人・扶養義務者は利用者負担額（応能負担）を支払い、地方公共団体はサービス実施に要した費用を支給すると説明されている⁽⁷⁾。この支給される費用すなわち保育所運営費は措置制度として支弁されるものではないが、次にみる保育所運営費の弾力運用に関する通知があるように、その用途は制限されている。このため、保育所運営費は措置費に近い性格であるといえる。

(4) 保育所運営費の記帳

保育所運営費に関しては「保育所運営費の経理等について」（児発第 299 号：2000（平成 12）年 3 月 30 日）（最終改正：雇児発 0330 第 20 号，2011（平成 24）年 3 月 30 日）。以下、児発第 299 号とする。）をはじめとして、その取扱いや運用に関する通達が厚生労働省から公表されている。

児発第 299 号は、保育所運営費が前述の経費に支出されなければならないことを明示している。この通達の内容は、例えば『水道光熱費（支出）』『燃料費（支出）』『賃借料（支出）』『保険料（支出）』については原則、事業費（支出）にのみに計上できる。ただし、措置費、保育所運営費の弾力運用が認められないケースでは、事業費（支出）、事務費（支出）双方に計上するものとする。』（『運用指針』13(2)）にみられるように、『社福基準』の適用より優先されている。この点から、保育所の簿記処理には保育所運営費の用途を明確にする記帳が求められているといえる⁽⁸⁾。

続けて、児発第 299 号は一定の要件を満たす場合に、保育所運営費の用途を緩和する弾力運用について示している。その内容には、経費間での流用、積立預金の設定による次年度以降の経費への充当、建物・施設の整備・修繕といった経費への充当、他の事業・保育所等の経費への充当や、前期末支払資金残高の取崩による経費への充当や当期末支払資金残高の保有といったものがある。次に示す例のような内容で記帳自体は可能であるが、そもそもその取引が正当な取引として認められるか否かは、通達に示されている要件と運用を満たしているか否かが前提となる。

このような取引を記録する仕訳例は次のとおりである⁽⁹⁾。

①事業費にあたる電気料金 3,000 円と管理費にあたる電気料金 1,000 円が普通預金から引き落とされた。

(借)	水道光熱費	4,000	(貸)	普通預金	4,000
	(P / L)			(B / S)	
(借)	水道光熱費支出	4,000	(貸)	(支払資金)	4,000
	(C / S)				

②人件費積立資産 3,000 円、修繕積立資産 2,000 円、備品等購入積立資産 1,000 円を普通預金から積み立てた。

(借)	保育所繰越積立資産	6,000	(貸)	普通預金	6,000
	(B / S)			(B / S)	

(借)	保育所繰越積立資産支出 (C / S)	6,000	(貸)	(支 払 資 金)	6,000
(借)	人件費積立金積立額	3,000	(貸)	人 件 費 積 立 金	3,000
	修繕積立金積立額	2,000		修 繕 積 立 金	2,000
	備品等購入積立金積立額	1,000		備品等購入積立金	1,000
	(P / L)			(B / S)	

③A 保育所の保育所施設・設備整備積立金 3,000 円を同一法人内の B 保育所の改築に充てる承認を理事会で得たので、これを取崩し、B 保育所の普通預金に入金した。

●A 保育所拠点区分

(借)	普 通 預 金 (B / S)	3,000	(貸)	保育所施設・設備整備積立資産 (B / S)	3,000
(借)	(支 払 資 金)	3,000	(貸)	保育所施設・設備整備積立資産取崩収入 (C / S)	3,000
(借)	拠点区分間繰入金費用 (P / L)	3,000	(貸)	普 通 預 金 (B / S)	3,000
(借)	拠点区分間繰入金支出 (C / S)	3,000	(貸)	(支 払 資 金)	3,000

●B 保育所拠点区分

(借)	普 通 預 金 (B / S)	3,000	(貸)	拠点区分間繰入金収益 (P / L)	3,000
(借)	(支 払 資 金)	3,000	(貸)	拠点区分間繰入金収入 (C / S)	3,000

④保育所の拠点区分における保育事業サービス区分の普通預金から、同一拠点内の法人本部名義の普通預金へ 10,000 円を振り込んだ。

●保育事業サービス区分

(借)	サービス区分貸付金 (B / S)	10,000	(貸)	普 通 預 金 (B / S)	10,000
-----	------------------------	--------	-----	----------------------	--------

●本部サービス区分

(借)	普 通 預 金 (B / S)	10,000	(貸)	サービス区分借入金 (B / S)	10,000
-----	----------------------	--------	-----	------------------------	--------

※ 長期の貸付・借入であれば支払資金が変動するが、児発第 299 号によりこの取引は当該年度名に限って認められるため、支払資金に変動はない。

5 むすびに代えて

認定保育所は児童福祉法に基づく施設であり、その運営は公費による負担によって行われている。中でも、保育所運営費の性格は措置費に近いものであり、その使途が制限され

ている。したがって、保育所の運営に関する簿記処理は資金収支計算書の作成が重視されるとともに、保育所運営費の使途を明確にすることが求められる。さらに、保育所運営費は厚生労働省の通達により一定の要件を満たすことで弾力運用が認められている。このため、その通達を理解した上での記帳が求められ、『社福基準』でいう中分類や小分類といった最終的に作成する財務諸表では集計されたり、相殺消去されたりするような勘定科目による記録も重要である。

また、横浜市が開示している「施設指導監査結果一覧（保育所）」によれば、2008（平成 20）年度・2009（平成 21）年度には、財務諸表の不適切な作成や財務諸表の年度間での不整合といった指摘事項が少なからずあった。2015（平成 27）年度以降は、社会福祉法人等に『社福基準』が全面適用され、資金収支計算書に関する記録だけでなく、事業活動計算書と貸借対照表を作成するための仕訳日記帳と総勘定元帳が拠点区分ごとに備えられる。これにより簿記は財務諸表作成のための記録、また会計期間間の記録の整合性を保持する役割を果たすと考えられる。

また、上記の資料によれば、2010（平成 22）年度以降も含めて保育所運営費の弾力運用について誤った運用を少なからず指摘している。これらの指摘の多くは記帳結果に基づいて行われているとみられるため、簿記は保育所の財産管理に役立つとともに、公金受領に対する地方自治体への説明責任を果たすことに役立っていると考えられる。

今回は保育所運営費を中心に簿記処理に与える影響を検討したが、引き続き保育所の運営に関連して、施設整備に関連する取引を検討する予定である。

<注>

- (1) 無認可保育所の中には、待機児童の問題から東京都認証保育所や横浜保育室といった地方公共団体独自の基準を定めてその基準を満たす保育所がある。
- (2) なお、同通達で『社福基準』は平成 24 年 4 月 1 日から適用されるが、平成 27 年 3 月 31 日（平成 26 年度決算）までの間は、従来の会計処理によることも認められている(2(2))。
- (3) 厚生労働省 2011，スライド 10 より作成した。太線より上の財務諸表は毎年度所轄庁へ提出する財務諸表である。
- (4) 社会福祉法人以外の保育所経営事業者についても本通達の内容を適用する旨が示されている。
- (5) 仕訳例は永田・田中 2013 を参照している。
- (6) アとイは松本 2013，251-254 を参照し、まとめている。
- (7) 厚生労働省「社会福祉施設の利用契約制度と措置制度別概要」(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html)。なお、1997 年の児童福祉法の改正により「措置」という文言が削除されたが、「保育に欠ける」子どもを保育する市町村の義務に変更はなく、それまで措置制度と呼ばれてきた仕組みの基本は変更されていないとみられている（田村 1999，37-41）。

(8) 「社会福祉法人会計基準の制定について」(社援第 310 号, 2000 (平成 12) 年) の前文には「これまで, …社会福祉法人会計については, 主として措置費等公的資金の収支を明瞭にし, その受託責任を明らかにすることを基本目的としていた。」が, 法人全体の経営状況が把握でき, 損益計算の考え方を取り入れることにより効率性が反映される会計基準を制定しているといった説明がある。また, 2011 (平成 23) 年の『社福基準』の制定についての前文でも「法人全体の財務状況を明らかにし, 経営分析を可能とするとともに, 外部への情報公開に資するものとする。」とある。保育所運営費の性格に基づいて公的資金の受託責任を明らかにすることは, このような全体的な目的と併存していると思われる。なお, これら目的についての検討は長谷川 2012 でなされている。

(9) 仕訳例は永田・田中 2013 を参照している。

<主要参考文献等>

倉田賀世(2009)「保育所入所の法的性質をめぐる考察」『社会保障研究』Vol.45No.1 (2009 年夏号), 36-45 頁。

厚生労働省(2011)「社会福祉法人の新会計基準について (H23.7)」2011 年 7 月。

鈴木敏明(2012)「財務諸表と帳簿組織の関係」渡部裕監修(2012)『新社会福祉法人会計基準の実務 会計処理』全国社会福祉協議会, 第 4 章所収。

全国社会福祉法人会計研究会編著(2012)『実務に役立つ 社会福祉法人の会計基準 Q&A』清文社。

全国保育団体連合会・保育研究所編(1999-2012)『保育白書』1999-2012 年版, ひとなる書房。

田村和之(1999)「iv 保育所法制の課題」全国保育団体連絡会・保育研究所編(1999)『保育白書 1999 年版』草土文化, I-2-iv 所収。

中央法規出版編集部(2012)『保育所運営ハンドブック 平成 24 年版』中央法規出版。

永田智彦・田中正明(2013)『社会福祉法人の会計実務』TKC 出版。

長谷川哲嘉(2012)「非営利会計の混迷」『早稲田商学』第 432 号 (2012 年 6 月) 111-174 頁。

松本和也(2013)「新会計基準と資金運用通知の考え方」総合福祉研究会編(2013)『第 3 版 よくわかる社会福祉法人の決算実務』清文社, 第 4 章所収。

松本和也・高田寛(2013)「『子ども・子育て支援法』時代の保育所経営」『生活福祉研究』第 83 号 (2013 年 2 月) 1-19 頁。

横浜市こども青少年局(2008-2012)「施設指導監査結果一覧 (保育所)」平成 20 年度 - 平成 24 年度。

Ⅷ 林業の簿記実務

丸山 佳久（中央大学経済学部）

はじめに

2011年3月に全国森林整備協会が「林業公社会計基準（最終報告）」を発表し、この新基準に基づく財務諸表を、日本各地の林業公社が作成・公表し始めている。森林・林業を対象とする会計・簿記の実務には、かつての林業会計から現在に至るまで、保続性原則・法正林や持続可能な森林管理という環境会計の考え方が息づいている¹。このような環境会計の観点から、本稿は、林業公社会計基準を考察して、その特徴を明らかにする。

1. 日本の森林・林業、林業公社

森林は、再生可能資源としての木材やバイオマスエネルギーを生み出し、温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収・固定し、水源をかん養し、そして、多様な生き物のゆりかごとなっている。このように多面的な機能がある森林には、地球温暖化や生態系保全を始め、地球環境問題に対する関心が高まるとともに、かつてないほど人々の期待が高まっている。

平成24年度森林・林業白書によると、日本は2,510万haの森林面積を有し、国土の66%が森林で覆われている。このうち41%にあたる1,035万haは、1950年代から1970年にかけて造成されたスギやヒノキ等の人工林である。人工林は、間伐や枝打ちを始め人の手による森林整備があつて始めて健全な状態が維持される。

しかし、森林の管理を担う林業は1980年代以降、長期的な木材価格の低迷や生産性の低い高コスト構造のために採算が取れず衰退していて、人工林を中心に荒廃した森林が増えている。林業の衰退は、中山間地域の過疎化や高齢化とも結びついている。日本の森林と中山間地域を支える基盤として、林業の活性化が課題となっている²。

林業公社は、「計画的な森林資源の造成や山村の振興等を目的として、地方公共団体等の出資により設立された公益法人」³である。資金上の制約から森林所有者による森林整備が進みにくい地域を対象に、分収方式によって森林整備を行ってきた。分収方式は、分収林

¹ 例えば、民有林においては、事業者は税法・通達にしたがって森林資産の会計処理をしている。法令解釈通達の基本通達・法人税法（山林立木の取得価額）によると、数十年にわたって発生する造林・育林にかかる経費はその全額が立木原価となるが、おおむね毎年（将来にわたる場合を含む）輪伐を行うことを通例とする法人については、初年度の植林経費のみを立木原価とし、その他は、当該経費の属する事業年度の損金の額に算入することが認められている。丸山（2013a），pp45-48。この例外規定は、保続性原則・法正林の概念を根拠とする。

² 林業の活性化のために、農林水産省は2009年12月に「森林・林業再生プラン」を発表した。これは、林業の再生を通じ森林を適切に整備する体制を構築して、2020年までに木材自給率を50%以上まで高めることを目指している。

³ 林野庁（2013），pp.90-91。

特別措置法に基づき、林業公社が森林所有者から土地を借りて森林を造林（植林をして森林を造成すること）、あるいは、育林し、将来的に樹木が成長してその伐採時に木材の販売による収益を森林所有者と一定の割合で分け合う（分収する）制度である⁴。分収方式でつくられた森林を、分収林という。2011年度末現在、35都道府県に37の林業公社が設置されている⁵。分収林の面積は、2012年3月末現在、日本全国で約38万haあり⁶、そのほとんどは間伐等が必要な育成段階にある。

林業公社は、基本的に自己資本がないために、森林整備に対する投資をほぼすべて借入金により賄っていて、借入金の返済は、伐採時に（森林所有者と分け合った）木材の販売による収益によって行われる。この借入金は地方自治体によって損失保証がなされているために、長期的な木材価格の低迷や生産性の低い高コスト構造が、将来の投資回収に対する懸念として、地方自治体の財政に影響を与えている。

このような状況において、2007年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、2008年4月に「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定に関する基準」が告示された。地方自治体の損失補償債務を算定するために、林業公社が抱える森林資産（立木資産）⁷の“含み損”を明らかにすることが要求されるようになった。

2008年12月には、「債務調整等に関する調査研究報告書」において「第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進について」が発表された。また、2009年6月には、「林業公社の経営対策等に関する検討会報告」が最終報告された。これらは、林業公社の経営改革とともに、経営状況の実態を把握・開示することを要求している。特に後者は、林業公社に対して、公益法人制度改革関連三法⁸を受けて2008年4月に改正された新「公益法人会計基準」の早期適用と、投資を行ってから利益を得るまでの期間が長期にわたるといふ林業の特殊性を踏まえた森林資産の具体的な評価方法の検討、そして、利害関係者への適切な情報開示を要求している。

2011年3月に全国森林整備協会は「林業公社会計基準（最終報告）」を発表した。

林業公社会計基準において課題となったのは、2010年7月に発表された中間報告から明らかのように⁹、「森林資産に係る会計処理について」である。森林資産の会計処理は、具体的には、①林業公社が抱える森林資産の“含み損”を明らかにできる評価方法、②森林・林業に固有の考え方である保続性原則・法正林や持続可能な森林管理を反映する資産評価及び損益計算（注記を含む）、という2つの方向性から考えることができる。

⁴ 分収方式は、植栽時に契約を結ぶ分収造林と、生育途上の森林を対象として契約を結ぶ分収育林がある。

⁵ 林野庁（2013），p.90。

⁶ 林野庁（2013），p.90。

⁷ 森林は土地とその上にある立木竹（上物）に区分できるが、林業公社会計基準は、上物という従来からの林業会計が用いる立木資産と同じ意味で、森林資産という用語を用いている。

⁸ 公益法人制度改革関連三法とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（一般法人法）、公役社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公役社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（整備法）のこと。これらは、2008年12月に施行された。

⁹ 全国森林整備協会 林業公社会計基準策定委員会（2010）pp.1-28。

このような 2 つの方向性のうち、本稿は、中間報告として、保続性原則・法正林や持続可能な森林管理という森林・林業における環境会計の観点を中心として、林業公社会計基準を考察して、その特徴を明らかにする。第 2 節では保続性原則・法正林の概念、第 3 節では持続可能な森林管理の概念を整理して、森林・林業における環境会計の考え方を明らかにする。

2. 保続性原則と法正林の概念

日本の森林管理では、森林の長期的な整備・経営管理計画（森林計画）の作成について、明治期にドイツから森林経理学が導入されて以降、その理念を、国有林野事業を始め森林所有者や森林組合等は基本的に変更のないまま用いている。森林経理という言葉の意味は、「経営森林を一つの生産組織と考え、この生産組織を整理する」¹⁰ ことであり、生産組織の整理のために、「材木育成の長期性その他の森林の特質に立脚して、長期的観点に立った体系的な森林施業を継続的に実施することが必要」¹¹ とされる。森林経理学の実践的適用が、森林計画の作成ということになる。

森林経理学は森林管理の目的をいくつかの指導原則として体系化するが¹²、それらの指導原則のうち、森林管理に独自のものとして、中心となるのが保続性原則である¹³。保続性原則は、将来にわたって伐採（木材生産）が毎年均等に継続できるような森林管理（収穫の保続）を求める指導原則である¹⁴。また、主として保続性原則に関係し、森林経理学において基本理念となるのが法正林の概念である。

法正林とは、収穫の保続を実現する条件を備えた森林のことで¹⁵、具体的には、齢級分配、林分配置、立木蓄積¹⁶、成長量を法正状態の条件とする。法正齢級分配とは、各林齢、あるいは、5年くりの各齢級の森林区画（林分）が¹⁷、樹木が成長して伐採できるようになるまでの年数（伐期齢）に等しい数だけそろっていて、それらが同面積ずつ存在することをいう。法正林分配置とは、伐採によって周囲に風害、直射日光等の被害を与えたり、搬出の際に隣接の林分に損傷を与えたりしないような位置関係が林分相互で保たれていることをいう。齢級分配と林分配置が法正状態にある森林において、そこにある立木蓄積が法正

¹⁰ 南雲・岡 (2002), p.3.

¹¹ 南雲・岡 (2002), p.3.

¹² 例えば、南雲・岡 (2002) は、森林管理の目的を 7 つの指導原則として体系化している。7 つの指導原則は公共性原則、経済性原則、生産性原則、収益性原則、保続性原則、合自然性原則、国土保全原則である。南雲・岡 (2002), pp.6-10.

¹³ 保続性原則は、①毎年の伐採量（木材収穫）を均等にすること、②造林・保育・間伐・主伐等といった一連の施業を継続して行うこと、③森林からの毎年の収入が均等になるよう、かつ継続できるようにすること、そして、④生産資本たる立木蓄積を維持すること、という 4 つの見解に大別される。南雲・岡 (2002), pp.7-8.

¹⁴ 南雲・岡 (2002), p.3.

¹⁵ 南雲・岡 (2002), p.11.

¹⁶ 立木蓄積とは、森林計画対象の森林における樹木（立木）の容積（材積）のことをいう。

¹⁷ 実務では、林齢に代えて、1~5年生をⅠ齢級、6~10年生をⅡ齢級というように、林齢を5年刻みでひとくくりにした齢級が用いられる。

蓄積であり、各林齢、あるいは、各齢級の毎年の成長量が法正成長量である。

法正林では、「毎年の成長量の合計＝平均成長量の合計＝伐採時期にある樹木（立木）の容積（材積）」という関係が成立する。伐採時期になった林分を伐採することは毎年の成長量を収穫するということであり、成長量を維持できるだけの造林を行うことによって、生産資本たる立木蓄積が一定に保全できる。

3 持続可能な森林管理の概念

森林生態系（森林における生き物や空気・水等との共存関係）を保全しながら、森林に対する人々の多種多様なニーズを将来にわたって満たしていこうという考え方は、日本を始め世界各国における森林・林業政策の基本理念となっている。このような考え方を、持続可能な森林管理（sustainable forest management）という。持続可能な森林管理は、1992年の地球サミットで採択された「森林に関する原則声明」によって打ち出された考え方である。日本はモントリオール・プロセスに参加して、基準や指標の決定等、具体的なフォローアップ作業を進めている。

人々が森林に寄せるニーズは、森林の多面的な機能として、継続的・安定的な木材生産や木質バイオマス供給という物質生産機能と、温暖化の抑制、土砂災害や洪水・渇水の防止（水源涵養）等の公益的機能に分類・整理できる¹⁸。

例えば、温暖化の抑制という公益的機能は、森林が光合成により、温暖化の原因であるCO₂を吸収・炭素を固定することによる。また、土砂災害防止は、森林の下層植生や落枝落葉が地表の浸食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ機能である。

森林の多面的な機能は、樹冠・幹・根系等の樹木全体を始め、落葉落枝、下層植生、地中小動物・土壌微生物の活動等が有機的に結びつくことによって高度に発揮される。間伐を始め、木材利用を通じた森林整備は、森林生態系における物質生産・循環を促進するので、樹木の成長を促すと同時に下層植生を豊富にする。落葉・落枝や枯死等、有機物の地表への供給量も多くなり、これらの有機物を分解還元する小動物・微生物も活発に活動するようになる。このような連鎖関係は、物質生産機能や公益的機能が多面的に存在すること、その高度な発揮が木材利用と結びついていることを説明している¹⁹。

森林生態系における連鎖関係に見るように、森林の多面的な機能は旺盛な樹木の成長に帰着し、樹木の成長は木材利用と結びついている。このような関係に基づく、保続性原則を中心とする森林経理学の指導原則は、木材生産を重視してはいるものの、持続可能な森林管理と同じことを求めていると考えられる²⁰。すなわち保続性原則は、収穫の保続のために、伐採と造林の均衡を通じて、生産資本たる立木蓄積を保全しようというものだが、森林の多面的な機能が重視される現在においては、森林生態系を保全して、将来にわたっ

¹⁸ 日本学術会議（2001），pp.60-63，三菱総合研究所（2001），pp.24-56.

¹⁹ 林野庁（1972），pp.96-98.

²⁰ 南雲・岡（2002），p.8，p10.

て多面的な機能を高度に発揮できるようにすることと理解できる。

保続性原則・法正林の概念を立木資産の会計処理に反映した事例として、国有林野事業において、1972年度まで採用されていた蓄積経理がある²¹。

4. 環境会計の観点による林業公社会計基準の特徴

林業公社会計基準における森林資産の会計処理には、①林業公社が抱える森林資産の“含み損”を明らかにできる評価方法、②保続性原則・法正林及び持続可能な森林管理を反映する資産評価及び損益計算（注記を含む）、という2つの方向性から考えることができる。①の森林資産の“含み損”を明らかにするために、林業公社会計基準は、将来の経済的便益（投資回収の可能性）の変化に対応した森林資産の減損処理及び回収能力見込額の注記を求めている。

また、②の保続性原則・法正林及び持続可能な森林管理を反映するために、林業公社会計基準は、公益的機能による「サービス提供能力」の変化に対応した森林資産の減損処理、森林資産の取得原価について損益計算を経た資産勘定への振り替え、公益的機能の「サービス提供能力」の経済評価（推計）の注記を求めている。これらのうち森林資産の減損処理は、森林生態系として森林資産を捉えたストックの評価といえる。損益計算及び経済評価の注記は、森林整備のコストと、森林が生み出す多面的なサービスを効果（ベネフィット）として対比させるフローのコスト・ベネフィット分析といえる。

5 森林資産の減損処理と回収見込額の注記

林業公社会計基準において、森林資産は、固定資産である森林資産と、流動資産である販売用森林資産に分かれる。森林資産は、「多面的な公益的機能の提供という公共的な目的を持つ社会基盤資産」として固定資産に属する²²。主伐が決定したとき販売用資産としてその性質が変化して、流動資産に振り替えられる²³。なお、主伐が決定したときは、林業公社の事業計画（森林施業計画）や予算等において、主伐（長期施業計画等における計画的な利用間伐を含む）の意思決定がなされた場合をいう²⁴。

森林資産の取得原価は、造林・育林という超長期にわたる森林整備に要した直接事業費及び間接事業費等（支払利息、管理費を含む）から、森林整備に係る収入を控除した実事業費によって構成される²⁵。森林整備に係る収入とは、補助金（資産形成補助金を直接減額する場合²⁶）や間伐収入等（合理的に配分された受取利息等を含む）である。森林資産の取

²¹ 蓄積経理方式による森林資産（立木資産）の会計処理については、丸山（2013b），pp.46-51. を参照。

²² 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会（2013），p.7，第26条第1項。

²³ 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会（2013），p.7，第26条第2項。

²⁴ 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会（2013），注23第1項。

²⁵ 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会（2013），p.7，第26条第1項、注22第1項。

²⁶ 資産形成補助金は、森林資産に係る直接的な補助金のことである。林業公社会計基準は、公益法人会計基準の補助金の会計処理に準拠し、資産形成補助金を正味財産の部の指定正味財産に計上し、その同額を資産の部の森林資産に計上することを原則とする。しかし、過去に多数的林業公社が取得原価から資

得原価は、決算において損益計算を経たうえで森林資産勘定に振り替えられる。決算における損益計算は、第6節において説明する。

(5-1) 森林資産の「サービス提供能力」の変化に対応した減損処理

林業公社会計基準は、固定資産としての森林資産を単なる樹木の集合として考えるのではなく、森林生態系として、多面的な公益的機能を有する社会基盤資産と捉えている。そのため森林資産の価値は森林生態系に基づくと考えて、例えば、災害、火災や獣被害等により公益的機能が著しく低下して、その回復の見込みない場合（サービス提供能力の著しい低下）、機能回復等に要する費用相当価額を取得原価から減額する²⁷。

森林資産の「サービス提供能力」の変化に対応した減損損失は、表5-1に見るように、正味財産増減計算書（企業会計における損益計算書に相当する）において、一般正味財産増減の部の経常外費用に計上される²⁸。また、森林資産は、取得原価から減損損失を直接控除して表示される²⁹。減損処理は次のように仕訳できる。

(借方)	減損損失	xxx	(貸方)	森林資産	xxx
------	------	-----	------	------	-----

(5-2) 森林資産の将来の経済的便益の変化に対応した減損処理

主伐時期に応じた一定の林齢に達した森林資産（流動資産としての販売用森林資産）は、将来の木材の販売収入を基礎とした正味売却価額³⁰が著しく下落³¹したとき（将来の経済的便益が著しく下落したとき）、その回復の見込みがあると認められる場合を除き、取得原価を正味売却価額まで減額する³²。このような減損処理は、林業公社が抱える森林資産の“含み損”を明らかにするためといえる。

森林資産の将来の経済的便益の変化に対応した減損は、表5-1に見るように、正味財産増減計算書において、一般正味財産増減の部の経常外費用「販売用資産評価損」に計上される³³。また、販売用森林資産は、取得原価から販売用資産評価損を直接控除して表示される³⁴。減損処理は次のように仕訳できる。

(借方)	販売用資産評価損	xxx	(貸方)	販売用森林資産	xxx
------	----------	-----	------	---------	-----

産形成補助金を直接減額する方式を採用してきた実態を考慮して、この方式を容認している。直接減額する方式を採用する場合には、その旨を重要な会計方針として注記しなければならない。全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会（2013）第3「財務諸表標準様式」, p.4. を参照。

²⁷ 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会（2013）, p.8, 第27条第1項第1号、注24第1項。

²⁸ 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会（2013）, 第27条第2項。

²⁹ 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会（2013）, 第27条第3項。

³⁰ 森林資産の将来の経済的便益の変化に対応した減損処理で用いる正味売却価額は、現在の木材の市場価格を基礎として、将来の立木材積から販売収入を算定し、その販売収入から今後の実事業費（事業費から関連する収入を差し引いた額）及び分収交付金を控除した価額をいう。全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会（2013）, 注24第2項第3号。

³¹ 正味売却価額の著しい下落とは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいう。全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会（2013）, 注24第2項第4号。

³² 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会（2013）, pp.8-9, 第27条第1項第2号、注24第2項。

³³ 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会（2013）, 第27条第2項。

³⁴ 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会（2013）, 第27条第3項。

表 5-1 林業公社会計基準に基づく正味財産増減計算書

正味財産増減計算書 (単位:円)

2012年4月1日から2013年3月31日まで

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部	1,667,774,	1,535,787,	131,986,
(1) 経常収益			
① 公益目的事業会計			
森林整備事業収益	1,667,774,	1,535,787,	131,986,
公社造林整備事業収益	1,613,469,	1,468,364,	145,105,
県営林整備事業収益	45,299,	57,209,	△11,910,3
水源林整備事業収益	9,005,8	10,213,	△1,208,0
② 法人会計	14,633,	13,521,	1,112,6
③ 内部取引の消去	0	0	0
経常収益計	1,682,408,	1,549,308,	133,099,
(2) 経常費用の部			
① 公益目的事業会計			
販売用資産原価	20,350,	1,131,6	19,218,
森林整備事業費	1,090,777,	896,260,	194,516,
公社造林事業費	1,036,634,	829,039,	207,594,
県営林事業費	45,299,	57,209,	△11,910,3
水源林事業費	8,844,5	10,012,	△1,167,5
② 法人会計	14,633,	13,521,	1,112,6
③ 内部取引の消去	0	0	0
経常費用計	1,125,761,	910,913,	214,847,
森林資産勘定振替前当期経常増減	556,646,	638,395,	△81,748,7
森林資産勘定振替額	517,153,	443,491,	73,662,
当期経常増減額	1,073,800,	1,081,886,	△8,086,3
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産受贈益	0	150,0	△150,00
その他経常外収益	2,092,6	63,188,	△61,096,2
指定正味財産からの振替額	5,224,1	42,4	5,181,6
経常外収益計	7,316,7	63,381,	△56,064,5
(2) 経常外費用			
固定資産除却損			
販売用資産評価損	58,885,	12,145,	46,740,
減損損失	246,573,	103,086,	143,487,
災害等臨時損失	114,542,	514,633,	△400,091,2
経常外費用計	420,001,	629,873,	△209,872,1
当期経常外増減額	△412,684,7	△566,492,3	153,807,
当期一般正味財産増減額	661,115,	515,394,	145,721,
一般正味財産期首残高	3,484,320,	2,968,925,	515,394,
一般正味財産期末残高	4,145,435,	3,484,320,	661,115,
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
森林資産形成補助金資産評価損	△5,224,1	△42,48	△5,181,6
指定正味財産運用益	12,864,	12,864,	0
一般正味財産への振替額	△1,156,898,0	△1,105,896,0	△51,002,0
当期指定正味財産増減額	674,167,	650,642,	23,525,
指定正味財産期首残高	1,530,642,	880,000,	650,642,
指定正味財産期末残高	2,204,809,	1,530,642,	674,167,
III 正味財産期末残高	6,350,244,	5,014,962,	1,335,282,

(5-3) 森林資産の回収能力見込額の注記

森林資産に対する投資は、主伐による収益を得るまでの期間が長期にわたるために、将来の回収能力はその間の社会経済情勢の変化に大きく影響される。そこで、標準伐期齢以上の森林資産に関して³⁵、(森林施業計画等において、主伐時期がまだ明確でなくても)現時点における回収能力見込額が³⁶、表 5-2 のように、事業運営の重要な情報として注記事項となり開示される³⁷。回収能力見込額の注記は、林業公社が抱える森林資産の“含み損”を明らかにするためといえる。

表 5-2 森林資産の貸借対照表価額と回収能力見込額 (単位：円)

森林資産	貸借対照表価額				回収能力見込額
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
標準伐期齢未満	61,455,276,127	482,125,159	3,074,463,168	58,862,938,118	—
標準伐期齢以上	4,380,514,795	2,298,543,145	296,838,889	6,382,219,051	1,494,470,385
計	65,835,790,922	2,780,668,304	3,371,302,057	65,245,157,169	—

(注1) 回収能力見込額については、標準伐期齢未満の資産は未だ生育途中の森林であり、その測定は極めて困難であることから除外している。

(注2) 貸借対照表価額及び回収能力見込額には、正味財産の森林資産形成補助金が含まれる。

(出典) 公益社団法人 おかやまの森整備公社 2012年度(2012年4月1日～2013年3月31日)「財務諸表に対する注記」より引用

6 持続可能な森林管理等に基づくコスト・ベネフィット分析

(6-1) 森林資産の取得原価について損益計算を経た資産勘定への振り替え

森林資産の取得原価は、損益計算を経て資産勘定に振り替えられる。具体的には、毎期の森林整備に係る費用と収入を正味財産増減計算書に計上し、そこから取得原価を貸借対照表の森林資産に振り替える。

表 5-1 に見るように、毎期の森林整備に係る経常的に発生する費用と収入は、正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部の経常費用「森林整備事業費」及び経常収益「森林整備収入」に記載される³⁸。また、経常費用には、販売用森林資産から振り替えられる主伐による売上原価や、分収方式による森林所有者の分け前(分収交付金)等が「販売用資産

³⁵ 標準伐期齢未満の森林資産は、森林法で伐採が規制されていること、また、未だ生育途中の森林であり、木材価格を基礎とした回収能力の測定は極めて困難であることから、回収能力の測定から除外される。全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会(2013)、注25第1項。

³⁶ 森林資産の回収能力見込額は、現在の木材の市場価格を基礎にした将来の販売収入の見込額に補助金収入を加えた金額から、今後の直接事業費及び分収交付金を控除した金額を現在価値に割り戻した金額として算定される。ここで用いる割引率は、林業公社の現実の資金調達コストを基礎に算定される。全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会(2013)、注25第1項。

³⁷ 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会(2013)、p.8、第28条第1項第1号。

³⁸ 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会(2013)、注22第3項。

原価」³⁹として計上される⁴⁰。このようにして、経常収益から経常費用を差し引く形で「森林資産勘定振替前当期経常増減」を計算する。そして、「森林資産勘定振替前当期経常増減」に、付属明細書における「当期の森林資産取得原価算定明細表」によって計算した森林資産の取得原価を、「森林資産勘定振替額」として加算して（すなわち森林資産勘定に振り替える形で）「当期経常増減額」を計算する⁴¹。

このような損益計算を行う理由は、持続性原則・法正林及び持続可能な森林管理の概念の観点から、森林整備に係るコストとベネフィットの対応として説明できる⁴²。

森林資産は、多面的な公益的機能の提供という公共的な目的を持つ社会基盤資産であり、その本質は、樹冠・幹・根系等の樹木全体を始め、落葉落枝、下層植生、地中小動物・土壌微生物の活動等の連鎖関係からなる森林生態系である。森林生態系を保全するために森林整備を行うとき、そのためのコストは毎期経常的に発生する費用等である。また、森林生態系の保全から生み出されるベネフィットは、主伐による木材の販売収入と、多面的な公益的機能による毎期のサービス等である。このようなコストとベネフィットの関係を、林業公社会計基準は、(公益的機能による毎期のサービスの開示については注記を通じてではあるが、) 損益計算において反映しようとしている。

(6-2)公益的機能の「サービス提供能力」の経済評価（推計）の注記

持続性原則・法正林及び持続可能な森林管理の概念に基づくコスト・ベネフィット分析において、コストは実際に発生する費用として正味財産増減計算書に計上できるが、多面的なベネフィットのうち実際の収入として正味財産増減計算書に計上できるのは、利用間伐による木材の販売収入を始めとする一部である。そこで、林業公社会計基準は、コストとベネフィットの対応を反映できるように、注記事項において、森林の有する公益的機能の「サービス提供能力」の経済評価（貨幣評価）を、利害関係者への有用な情報として提供しようとしている⁴³。

森林の公益的機能の経済評価の注記については、表 6-1 に見るように、当面の間は、日本学術会議による 2001 年の答申の評価手法を参考に算出した「公益的機能評価額」を（単純に面積ベースで按分して）開示するものとされている⁴⁴。その年間あたりの経済評価額は、(合理的な推計ができるものに限ってみても) 経常収益の 50 倍に近い巨額なものである。利用間伐による木材の販売収入等だけを収益として考えれば、林業公社の経営は大赤

³⁹ 林業公社会計基準の第 3 財務諸表標準様式によると、正味財産増減計算書において、販売用資産原価は森林整備事業費に含まれるが、表 5-1 の事例では、区分して計上されている。

⁴⁰ 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会 (2013), 注 23 第 3 項。

⁴¹ 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会 (2013), 注 22 第 4 項。

⁴² 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会 (2013), p.7. によると、「実事業費を森林資産勘定に直接的に繰り入れた場合には、超長期の事業期間にわたって正味財産増減計算書上に、森林整備事業に係る費用・収益が一切計上されないことになる。…このような会計処理による財務諸表は、その森林事業活動の成果の把握ないし多面的な公益的機能の達成状況の情報開示が困難となるなど、必ずしも林業公社固有の財務・経営状況の適切な情報提供とは成り難く、財務諸表の本来の目的を損なう結果となる」と説明される。

⁴³ 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会 (2013), p.9, 第 28 条第 1 項第 2 号。

⁴⁴ 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会 (2013), 注 25 第 2 項。

字かもしれないが、森林・林業が果たしている社会的役割に適切な対価が支払われる場合、巨額の黒字が計上できると考えられる。

なお、公益的機能の経済評価は、林野庁による1972年の試み⁴⁵が最初である。その後、地球温暖化を始め地球環境問題が深刻化して、公益的機能に対する人々の関心が高まり、また、公益的機能に関するさまざまな研究が行われてきたことを踏まえて、林野庁は1972年の経済評価のやり方を基本的に踏襲しつつ、評価項目の追加や算出手法の見直しを行い、2001年に新たな経済評価を行った⁴⁶。林野庁による2001年の経済評価を踏まえて、地方自治体は個別の経済評価を行っている⁴⁷。

表 6-1 森林資産とその公益的機能評価額(単位：億円／年)

機能の種類	全 国	岡山県	公 社
(評価対象面積)	(25,097千ha)	(484,500ha)	(24,340ha)
水源かん養	298,454	3,713	187
洪水緩和(洪水防止)	64,686	1,494	75
水資源貯留(流域貯留)	87,407	716	36
水質浄化	146,361	1,503	76
表面浸食防止(土砂流出防止)	282,565	6,308	317
表層崩壊防止(土砂崩壊防止)	84,421	1,628	82
二酸化炭素吸収	12,391	245	12
化石燃料代替	2,261	81	4
野生鳥獣保護	37,792	729	37
保健休養	22,546	350	18
合計	740,430	13,054	657

(注1) 森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について、日本学術会議の評価額を参考に算出

(注2) 岡山県の評価額は、「暮らしを守る森林の働き(H18.11)」から転記

(注3) おかやまの森整備公社の評価額は、岡山県の評価額を面積按分により算出している。

(出典) 公益社団法人 おかやまの森整備公社 2012年度(2012年4月1日～2013年3月31日)「財務諸表に対する注記」より引用

まとめ

本稿は、森林・林業を対象とする会計・簿記について、林業公社会計基準(2011年3月)を取り上げて、環境会計の観点から考察した。

⁴⁵ 森林の公益的機能の経済評価の具体的な推計方法は、林野庁(1972), pp.21-68. を参照。なお、中間報告となっているが、最終報告にあたるものは存在しない。

⁴⁶ 2001年の公益的機能の経済評価は、日本学術会議(2001), pp.56-90. を参照。なお、答申は経済評価の理論分析が中心で、経済評価の具体的な推計方法は、三菱総合研究所(2001), pp.39-56. が詳しい。

⁴⁷ 例えば、広島県は、日本学術会議による2001年の答申の評価手法を参考に、県内の森林の公益的機能を、17,780億円と試算している。広島県農林水産部林務総室(2002), pp.1-14.

林業には、保続性原則・法正林及び持続可能な森林管理の概念に見るように、森林生態系の保全という発想がある。森林生態系の保全を意図した森林整備を行うことで、将来にわたる木材の販売収入が期待できたり、多面的な公益的機能が高度に発揮できたりする。森林・林業を対象とする会計・簿記の実務には、かつての林業会計から現在に至るまで、保続性原則・法正林や持続可能な森林管理の考え方が息づいている。

林業公社会計基準における森林資産の会計処理の特徴は、林業公社が抱える森林資産の“含み損”を明らかにできる評価方法、②保続性原則・法正林及び持続可能な森林管理を反映する資産評価及び損益計算（注記を含む）にある。①に関連して、将来の経済的便益（投資回収の可能性）の変化に対応した森林資産の減損処理及び回収能力見込額の注記が行われる。

②に関連して、公益的機能による「サービス提供能力」の変化に対応した森林資産の減損処理が行われる。これは、森林生態系としての価値に基づくストックの評価である。また、②に関連して、森林資産の取得原価について損益計算を経た資産勘定への振り替えと、公益的機能の「サービス提供能力」の経済評価（推計）の注記が行われる。これらは、森林生態系の保全のコスト・ベネフィット分析、すなわち森林整備のコストと、森林が生み出す多面的なサービスを効果（ベネフィット）として対比させるフローの枠組みである。

表 5-1 の財産増減計算書に見るように、森林資産の取得原価について損益計算を経た資産勘定への振り替えは、保続性原則・法正林及び持続可能な森林管理の概念に基づき、環境会計の考え方を従来からの損益計算に取り入れる意欲的な枠組みである。このようなフローの枠組みと、森林生態系に基づくストックの評価という、ストックとフローの関係を検討するのは課題となる。

林業公社会計基準は意欲的な枠組みを採用しているが、いくつか改善すべき事項がある。①販売用森林資産の売上原価が森林整備費用に計上されているために、その分だけコストが二重計上となっている。②原価管理や見積価格の算出が予定されておらず、経営管理の観点で不十分である（原価計算を実施するかは不明）。これらの事項の改善を図るためには、森林整備のコストとそのマネジメントについて、さらなる検討が必要である。また、③森林生態系の価値に基づくストック評価は森林資産の減損処理のときだけで、森林資産は原則として取得原価で評価される。取得原価が森林生態系の価値に基づく適切なストック評価となるかについては検討が必要である。

- 公役社団法人 おかやまの森整備公社（2013）「平成 24 年度 事業及び財務状況」（<http://www.okayamanomoriseibikousha.or.jp/koukai/zyouhou.html>），2013 年 7 月 31 日閲覧。
- 篠田六郎（1961）『林業会計における材木資産に関する研究』林野共済会。
- 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会（2010）「林業公社会計基準の策定について（中間報告） - 森林資産に係る会計処理について -」。
- 全国森林整備協会林業公社会計基準策定委員会（2011）「林業公社会計基準（最終報告）」。

- 南雲秀次郎・岡和夫 (2002) 『森林経理学』森林計画学会出版局。
- 日本学術会議 (2001) 「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について (答申)」。
- 農林水産省 (2009) 「森林・林業再生プラン - コンクリート社会から木の社会へ - 」。
- 広島県農林水産部林務総室 (2002) 「広島県内における森林の公益的機能の計量および評価について」。
- 丸山佳久 (2013a) 「民有林における立木資産の会計処理の考察 - 王子製紙・前田林業・速水林業を事例として - 」『経済学論纂 (中央大学)』第 53 巻第 2 号, pp.39-57, 中央大学経済学会。
- 丸山佳久 (2013b) 「森林・林業の経営改善と立木資産の会計モデルの検討 - 国有林野事業特別会計における立木資産の計理を中心として - 」広島修道大学森林バイオマス研究会『森林バイオマスの活用と地域開発 - 鍵を握る産業クラスター - 』, pp.41-65, 中央経済社。
- 三菱総合研究所 (2001) 「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書」。
- 林野庁 (1972) 「森林の公益的機能に関する費用分担および公益的機能の計算, 評価ならびに多面的機能の高度発揮の上から望ましい森林について (中間報告)」。
- 林野庁 (2013) 「平成 24 年度 森林及び林業の動向」『平成 24 年度 森林・林業白書』 (<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/24hakusyo/zenbun.html>), 2013年7月31日閲覧。

IX IFRS・農業会計の現状と課題

浦崎直浩（近畿大学）

I オーストラリア農業会計基準（AASB141）の概要

1 農業会計基準の対象

本章は、IAS41「農業」が規定する生物資産・農産物に関する認識と測定に関する規定の特徴を明らかにすることを目的としている。検討にあたっては、次の二つの研究を前提としている。

- ① 姚小佳「IAS41が日本の農業会計へ及ぼす影響」141-154頁。
- ② 浦崎直浩・姚小佳「IAS41『農業』にみる公正価値会計の実務とその問題点」155-174頁。

上記のいずれの論文とも、日本簿記学会・簿記実務研究部会『地域振興のための簿記の役割－農業・地場産業を対象として－』（最終報告書、2012年9月）に収録されているものである。また、農業会計における生物資産・農産物の公正価値による測定や評価の実務を検討するために、IAS41が公表される以前から当該実務が先行して行われていたオーストラリアの農業会計基準を取り挙げることにする。

オーストラリアでは、1998年8月にAASB1037「自生資産および再生資産（Self-Generating and Regenerating Assets：以下、SGARAsと表記する）」が公表され、2000年7月30日に終了または開始する会計年度から2005年6月30日に終了する年度まで適用されてきた。その後は、IAS41「農業」を国内化したAASB141「農業」（2004年7月15日発行・2005年7月1日より適用、2009年10月改訂）が適用されることとなった。

AASB1037は、事業目的のすべてのSGARAsを対象としており、対象資産の認識・測定に関する特徴は次の通りである（AASB1998, para.4.1）。

- ① SGARAsの測定は正味市場価格(net market value)で行う
- ② SGARAsの正味市場価格の増減はその発生した年度の損益として認識する
- ③ SGARAsから抽出した農産物(non-living produce)の正味市場価格は抽出費用を差し引いた金額を収益として認識する
- ④ SGARAsから得られる農産物は、AASB1019「棚卸資産」を適用するために、その農産物が収穫された時点の正味市場価格がその原価となる
- ⑤ SGARAsは貸借対照表において独立科目で表示する

AASB1037は、5年間適用されたが、上記のとおりIAS41を国内化したAASB141に置き換わった。AASB141が対象としている資産は、(a)生物資産、(b)収穫時点の農産物、(c)

政府補助金である（AASB2009, para.1,4）。そのうちの生物資産と農産物の実例を示したものが、表1である。収穫後の加工品は、AASB141が適用されるのではなく、棚卸資産となるために他の関連する会計基準が適用されることとなる。

表1 AASB141の対象となる生物資産・農産物の実例

生物資産	農産物	収穫後の加工品
羊	羊毛	毛糸、カーペット
植林地の樹木	伐採木	丸太、材木
植物	綿／収穫された砂糖黍	木綿糸・服地／砂糖
乳牛	牛乳	チーズ
豚	枝肉	ソーセージ、塩漬けハム
灌木	葉	茶、煙草
葡萄木	葡萄	ワイン
果樹	果物	加工フルーツ

2 農業会計基準の認識・測定に関する規定

生物資産・農産物は、以下の条件を満たした時点で認識を行うこととなる（AASB2007, para.10）。

- ① 企業が過去の事象の結果として資産を支配していること
- ② 当該資産に結びついている将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと
- ③ 当該資産の公正価値またはコストの信頼できる測定が可能であること

この場合の公正価値とは、取引に精通し取引を行う意思のある当事者が独立当事者間取引として行う資産の交換あるいは負債の弁済に要する金額である（AASB2007, para.8）。

生物資産は当初認識時および期末毎に公正価値から販売費用を控除した金額で測定する。この場合の販売費用とは、金融費用と所得税を除いた資産の処分に直接帰属する増分の費用のことである（AASB2007, para.12）。また、生物資産から収穫した農産物は収穫時点の公正価値から販売費用を控除した金額で測定する。この金額が農産物の原価となる（AASB2007, para.13）。なお、公正価値の決定については、活発な市場の相場が公正価値を決定する時の基準となる（AASB2007, para.17）。活発な市場がない場合、次の条件を用いて公正価値を決定する（AASB2007, para.18）。市場価格が利用できないときは、公正価値を決定するために、現在の市場利率で割り引いた生物資産の正味期待キャッシュフローの現在価値を用いる（AASB2007, para.20）。

- ① 直近の市場取引価格
- ② 差異調整後の類似資産の市場価格
- ③ 品目別標準価格

また、生物資産の当初認識時に生ずる販売費用を差し引いた公正価値による利得または

損失、および、その後の公正価値の変動による利得または損失は、当期の損益に算入する (AASB2007, para.26)。農産物の当初認識時に生ずる販売費用を差し引いた公正価値による利得または損失は、当期の損益に算入する (AASB2007, para.28)。生物資産の当初認識時に信頼できる公正価値測定を行うための、市場価格または代替的な見積もりが利用できないときには、生物資産は減価償却累計額と減損損失累計額控除後のコストで測定する。生物資産の公正価値の信頼できる測定が可能となったときには、原則を適用する (AASB2007, para.30)。

さらに、販売費用控除後の公正価値で測定した生物資産に対する無条件の政府補助金は、交付が内定した時点で損益として認識する (AASB2007, para.34)。政府補助金が条件付きである場合には、企業がその条件を満たしたときに損益として認識する (AASB2007, para.35)。

II オーストラリア農業会計基準 (AASB141) の適用事例

1 Australian Vintage Ltd 社のプロフィール

ここでは、オーストラリア企業 Australian Vintage Ltd 社(以下、Vintage 社と表記する)の 2011 Annual Report を取り上げ、AASB141 の適用実態を明らかにするとともに、公正価値測定の手記処理について検討を行うものである。Vintage 社は、オーストラリア証券取引所に上場している公開会社(略称 AVG)である。会社設立はオーストラリア国内で、事業活動はオーストラリアと連合王国が中心である。本店の登記所在地は、275 Sir Donald Bradman Drive Cowandilla SA 5033 である。また、事業内容は、ワインの生産・販売、葡萄園の管理と開発である(Australian Vintage Ltd. 2011, 39)。

2 Vintage 社の財務報告書作成の会計方針等

(1) 生物資産の測定

葡萄木は、AASB141 の規定に従って生物資産として分類される。生物資産は、取得時、および、各報告期間末において、販売費用を控除した公正価値で測定される。ただし、市場が決定した価格または価値を利用することができない場合、そして、公正価値の代替的な見積数値が明らかに信頼性をもって計算できないときは、そのかぎりではない。当会計年度と前会計年度においては、各葡萄園について割引キャッシュ・フロー分析に基づいてその公正価値を取締役が見積もっている。また、公開市場において直近で取引された類似資産の現在市場価値も参考に見積計算を行っている。自社所有の葡萄木から収穫した農産物は、収穫時点の見積販売費用(生産コストを含む)控除後の公正価値で収益として測定する。見積販売費用控除後の公正価値の変動から生じる利得または損失は、発生した期間の損益として認識する。農産物は棚卸資産に含めて表示される(Australian Vintage Ltd. 2011, 46)。

(2) 生物資産の再評価

葡萄園の長期的価値に関する見直しは、2011年6月30日に終了する期間について取締

役の評価として将来キャッシュ・フローの正味現在価値を用いて行っている。生物資産の再評価によって生じている差額は、葡萄木に対して加減算を行い、重要事項として記録している。生物資産の公正価値を測定するときに、葡萄園からの予測キャッシュ・フローは税引前の割引率として 15.62% (2010 年度は 15.55%) で割引計算を行った(Australian Vintage Ltd.2011, 50)。

3 財務諸表における公正価値の表示と簿記処理の分析

(1) 連結包括利益計算書－見積販売費用控除後の摘み取り葡萄の公正価値

Vintage 社の連結財務諸表は、連結包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、財務諸表の注記で構成されている。IFRS ベースの財務諸表の特徴は、連結包括利益計算書から連結キャッシュ・フロー計算書の掲載ページが A4 サイズで 4 ページであるのに対して、財務諸表の注記のページ数は 46 ページあることである。原則主義の会計基準で作成される財務諸表は、その内容を補足説明するための注記情報が膨大になると言うことは、その点からも容易に理解できるであろう。

連結包括利益計算書では、見積販売費用控除後年間摘み取り葡萄の公正価値が、金額 A\$5,036,000 で表示されている。これは、葡萄木からワインの生産のために摘み取った農産物の公正価値である。既述のように、Vintage 社は、自社所有の葡萄木から収穫した農産物は、収穫時点の見積販売費用控除後の公正価値で収益として測定している。

(2) 果実生成型生物資産の簿記処理の特徴とその効果

葡萄木のような果実生成型生物資産の公正価値測定は、生物資産の本体と果実の成長を期末時点と収穫時点で行い、その利得ないし損失を認識する。表 2 に示すように、井上(2011)によれば、収穫時点までに生物資産の本体（葡萄木）に公正価値の変動はなく、果実の成長のみを公正価値で測定し、その結果を利得として認識する。収穫後は、成長した果実の摘み取り部分は、生物資産の価値の減少であり、これを損失として認識する。また、収穫した葡萄は棚卸資産として認識し、収穫による利得を同時に認識する。表 2 の簿記処理を Vintage 社に適用すると、表 3 のようになる。

表 2 果実生成型生物資産の簿記処理

認識時点	借方	金額	貸方	金額
収穫時点まで	生物資産（葡萄木）	1,100	生物資産の売却費用控除後の公正価値の変動による利得	1,100
収穫後	棚卸資産（葡萄）	1,100	葡萄の収穫による利得	1,100
	生物資産の損失	1,100	生物資産（葡萄木）	1,100

出典：井上(2011)による設例に基づき、勘定科目の表記を IAS41 の規定に合わせて、1 表の形式で示したものである。

表 3 Vintage 社の生物資産の簿記処理

認識時点	借方	金額	貸方	金額
収穫時点まで	生物資産（葡萄木）	5,036	生物資産の売却費用控除後の 公正価値の変動による利得	5,036
収穫後	棚卸資産（葡萄）	5,036	見積販売費用控除後年間摘み 取り葡萄の公正価値（利得）*	5,036
	生物資産の損失	5,036	生物資産（葡萄木）	5,036

*連結包括利益計算書（表 7）において利得として表示されている

表 3 に示す Vintage 社の仕訳が正しいと仮定すると、次のような問題点があることが理解できる。

1. まず、葡萄という果実の成長に伴い葡萄木あるいは葡萄園の価値の増加が発生するが、それについて収穫時点までの価値増加の総体を次の仕訳で認識することができる。

（借）生物資産（葡萄木）××× （貸）生物資産の売却費用控除後の ×××
公正価値の変動による利得

しかし、Vintage 社の注記の生物資産の期中の変動に 5,036 千オーストラリアドルの価値増加の記録は見られない。

2. 収穫後の処理として、ワインを製造するために摘み取った葡萄は、注 17(c)の会計方針の通り農産物として記録される。その仕訳は、次の通りである。

（借）棚卸資産（葡萄）××× （貸）見積販売費用控除後年間摘み取り ×××
葡萄の公正価値（利得）

貸方の仕訳は、連結包括利益計算書において利得として表示されているが、借方の棚卸資産は、財務諸表の流動資産と非流動資産の内訳に関する注記を見ても細目（パルクワイン、原材料、仕掛品、瓶詰めワイン等）の表記のみで、棚卸資産（葡萄木）5,036 がどの勘定科目に配分されているかは、公表資料では不明である。

3. 上の②の仕訳で理解できるように、農業会計における農産物の公正価値測定は、農産物の帳簿価額を公正価値で決定するというところに本質がある。すなわち、Vintage 社の場合は、摘み取り後の葡萄は、注 17(d)にあるように「経営者が見積もった市場価格」で評価する。そして、関連するコストを控除して正味市場価値 5,036 を算出している。

4. 収穫後の処理として、葡萄木（葡萄園）としての生物資産の価値減少を損失として認識する。その仕訳は次の通りである。ただし、その損失処理は、Vintage 社の財務諸表では明らかではない。

（借）生物資産の損失××× （貸）生物資産（葡萄木）×××

5. 以上の指摘事項を考慮すると、表 9 に示した IAS41 に基づく理論的な簿記処理は、それを実践する会計実務においては、次の仕訳における下線部の利得と損失の相殺関係があることが理解できる。

(借) 棚卸資産 (葡萄) ×××	(貸) <u>見積販売費用控除後年間摘み取り</u> ×××
	<u>葡萄の公正価値 (利得)</u>
(借) <u>生物資産の損失</u> ×××	(貸) 生物資産 (葡萄木) ×××
	↓
(借) 棚卸資産 (葡萄) ×××	(貸) 生物資産 (葡萄木) ×××
	…… (A)

そのような相殺関係の結果として生じる (A) の仕訳は、固定資産に分類されている生物資産の期中の増価額 (生育した葡萄木の实) が棚卸資産 (ワイン原料としての葡萄) に振替えられることを示している。歴史的原価で帳簿価額が記録されている場合には、その振替に伴う金額の確定は容易である。しかし、果実生成型生物資産の場合、期中に成長した果実の公正な評価額は過去の支出で測定できないわけであるから、IAS41「農業」における公正価値による測定の意義は、過去のキャッシュ・フローで測定できない自社資産の評価額を確定することにあると言える。

Vintage 社の財務諸表を分析する限りにおいて、貸借対照表において明示的ではないが上の (A) の処理が行われ、利得勘定において収穫前の利得 (生物資産の売却費用控除後の公正価値の変動による利得) が収穫後の利得 (見積販売費用控除後年間摘み取り葡萄の公正価値) に振り替えられ、利得の 2 重計上を回避している。しかも、収穫後の段階での公正価値測定は、繰り返すまでもなく農産物の帳簿価額を決定し、それがその後の農業製品の製造原価に価値移転していく関係が読み取れるのである。

以上の考察が合理的であるとすると、公正価値会計の農業会計への導入といっても、金融商品会計における評価益の計上と異なり、農業会計における公正価値測定は農産物 (棚卸資産) の帳簿価額を公正価値で測定することに本質があるのではないか。そのため販売時点でのコスト回収計算では、支出ベースの費用額 (肥料、人件費等) に市場の評価額 (Vintage 社の場合は経営者の見積による正味市場価値 5,036) を加算した金額が控除される。そこから計算される利益情報は、市場の公正な評価を反映した客観的な企業の収益性に関する情報であるから、投資家にとっても一定程度の信頼性ある情報として自らの意思決定に役立てることができる。これまでの農業会計では、農産物の帳簿価額が、補助金や相対取引により決定され、公開の株式会社という事業体を考えたときには、従来の会計処理では農業経営の実態を把握することができないということから IAS41 の策定がおこなわれたのではないかということが、本論文での考察を通じて得られた結論の 1 つである。

参考文献

- Australian Accounting Standards Board (1998) *Self-Generating and Regenerating Assets*, AASB1037, Accounting Standards.
- Australian Accounting Standards Board (2009) *Agriculture*, AASB141, compiled accounting standard.
- Australian Vintage Ltd. (2011), *2011 Annual Report*.
- Elad, C. and K. Herbohn(2011) *Implementing fair value accounting in the agricultural sector*, The Scottish Accountancy Trust for Education and Research, The Institute of Chartered Accountants of Scotland.
- IASB (2001) *International Accounting Standard IAS 41: Agriculture*, London, International Accounting Standards Committee.
- 池田健一(2007)「農業に関する国際会計基準 (IAS41) と我が国への影響」『会計・監査ジャーナル』第 19 巻第 5 号 (通巻 622 号), 2007 年 5 月, 137-143 頁。
- 石崎忠司(2001)「農業経営の問題点と会計の役割」『JICPA ジャーナル』第 13 巻第 3 号 (通巻 548 号), 2001 年 3 月, 85-89 頁。
- 井上善文(2011)「国際会計基準第 41 号『農業』の概要と特徴」『九共大紀要』第 2 巻第 1 号, 2011 年 9 月, 51-59 頁。
- 浦崎直浩・姚小佳「IAS41『農業』にみる公正価値会計の実務とその問題点」155-174 頁、日本簿記学会・簿記実務研究部会(2012)所収。
- 日本簿記学会・簿記実務研究部会(2012)『地域振興のための簿記の役割—農業・地場産業を対象として—』(最終報告書、部会長・戸田龍介、2012 年 9 月)。
- 姚小佳「IAS41 が日本の農業会計へ及ぼす影響」141-154 頁、日本簿記学会・簿記実務研究部会(2012)所収。
- 岸保宏(2012)「日本の農業会計における収益認識について—米作を例にして—」『財務管理研究』第 23 号, 2012 年 3 月, 167-174 頁。

X 規制法規等から見た業種別勘定科目・報告項目の調査

坂上 学 (法政大学)

1 はじめに

現在、日本における上場企業の財務情報はすべて、金融庁が運用する EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) において入手が可能となっている。ここで入手できる情報のうち、XBRL 形式の財務データ (EDINET では報告インスタンスと呼んでいる) には、財務諸表に表示されるすべての項目について、一つ一つタグがつけられており、どのような勘定科目・報告項目が用いられているかを、計量的に把握することが可能となっている。

EDINET で入手できる XBRL データに記述されている項目は、基本的には EDINET タクソノミに定義されているものを使わなければならない。したがって、企業固有の項目を開示したい場合は、タクソノミの拡張をおこなって対応することが求められる。EDINET タクソノミの特徴としては、多くの企業が用いるであろう標準的な項目だけでなく、特定の業種において規制法規等で開示が強制されている項目について、業種別タクソノミがあらかじめ用意されている点である⁽¹⁾。

EDINET で入手できる XBRL データに記載される項目は、当然ながら財務諸表上で開示される項目であり、企業内部の簿記処理で用いられている勘定科目そのものとは異なるはずである。しかしながら、ある意味「より標準的な名称」に統一されたもの、あるいは「統合勘定」としての性格をもったものとしてとらえることもできるので、財務諸表上の項目を調査することによって、実際にどのような簿記処理がなされているかをうかがい知ることができるのではないか。そこで本稿では、この業種別タクソノミに注目し、どのような業種のタクソノミが容易されているのか、業種別タクソノミの中にどのような項目が定義されているのか、これらの項目が実際にどのように使われているのか、あるいは使われていないのかという点について、明らかにすることにしたい。

2 研究方法

EDINET 上で入手可能な XBRL データという公開資料を対象にして、サーベイをおこなう。まず EDINET タクソノミの業種別タクソノミに定義されている項目とその根拠となる法規等について、タクソノミの「参照リンク」(~reference.xml) の記述の調査をお

こなう。これにより、関連法規等としてどのようなものがあるのか、その法規等のどの部分が開示根拠となっているのかについて明らかにする。続いて、過去に EDINET において公表されたすべての報告インスタンス (XBRL データ) の中で、実際に用いられている業種別項目について頻度分析をおこない、さらに使用されていない項目がどの程度あるのかについても調査をおこなうことにする。

2-1 関連法規等の調査

開示根拠となる関連法規等については、EDINET タクソノミの参照リンクベース (Reference Linkbase) を調査することで、ほぼ完全に把握することが可能である。執筆時点で最新のタクソノミである「一般商工業タクソノミ 2013 年 3 月 1 日版」を EDINET のサイト (執筆時点の URL は <https://info.edinet-fsa.go.jp/E01EW/BLMainController.jsp>) よりダウンロードし解凍すると、<jp>というフォルダが出てくる。さらに<fr>、<gaap>とフォルダをたどると、<o> (その他タクソノミ)、<r> (関係層タクソノミ)、<t> (語彙層タクソノミ) という 3 つのフォルダが出てくるので、語彙層タクソノミである <t> フォルダに入ると、共通語彙タクソノミ (フォルダは <cte> で 2372 個のエレメントが定義されている) のほか、業種別タクソノミとして 20 のフォルダ (各フォルダは以下の 3 文字の記号となっている) 以下に、2,324 個のエレメントが定義されている。各項目には、1 : 1 対応で関連法規等の情報がヒモ付けされている。

図表 1 業種別記号とエレメント数

	記号	業種	エレメント数
1	bnk	銀行・信託業	253
2	cmd	商品先物取引業	49
3	cna	建設保険業	44
4	cns	建設業	31
5	edu	学校法人	90
6	elc	電気通信事業	108
7	ele	電気事業	169
8	fnd	投資信託	135
9	gas	ガス事業	96
10	hwy	高速道路事業	173
11	ins	保険業	239
12	inv	投資業	132
13	ivt	投資運用業	49
14	lea	リース事業	66
15	liq	資産流動化業	114
16	med	社会医療法人	62
17	rwy	鉄道事業	295
18	sec	第一種金融商品取引業	102
19	spf	特定金融業	50
20	wat	海運業	67

各業種別フォルダの中にはバージョンを示す日付が記載されており、更にその下位のフォルダには、複数のファイルが格納されている。このうち～reference.xml というファイルが参照リンクである。たとえば銀行業タクソノミの参照リンクのファイル名は、jpfr-t-bnk-2013-03-01-reference.xml となる。

参照リンクには、法規等の「発行元」、「法令・規則名等」、「発行日」、「付表名等」などのほか、章番号、条番号、項番号などの情報も含まれている場合がある。以下は、参照リンクにおける記述例である。

図表 2 参照リンクの見方

```
<documentation>
  <referenceLink >
    <reference>
      <ref:Publisher> 発行元 </ref:Publisher>
      <ref:Name> 法令・規則名等 </ref:Name>
      <ref:IssueDate> 発行日 </ref:IssueDate>
      <ref:Appendix> 付表名等 </ref:Appendix>
      ※この他に条文番号やパラグラフ番号などが記載
        されることもある。
    </reference>
    . . .
  </referenceLink>
</documentation>
```

2-2 項目の表示名称について

各エレメントにはユニークな識別名がつけられているが、英語のアルファベットで記述するのが普通である。したがって日本でどのように表示されるかについての情報は、別途名称リンク（日本語の表示名称については、参照リンクと同じフォルダに格納されている～labe.xml というファイルを見ればよい）の中に定義されている内容を知る必要がある。

財務諸表上で表示される「標準ラベル」の他、「冗長ラベル」も定義されている。冗長ラベルには、当該エレメントの標準的な日本語名称の他、該当する表示区分や業種に関する情報も含まれている。たとえば銀行業・信託業タクソノミの中には、エレメント名が「CashAndDueFromBanksAssetsBNK」という項目がある。この項目の標準ラベルは「現金預け金」であるが、冗長ラベルだと「現金預け金、資産の部、銀行業」といった表記になる⁽²⁾。

3 業種別タクソノミと関連法規等の調査結果

以下は、業種別タクソノミと関連法規等の対応関係についての調査結果を一覧にしたものである。

図表3 業種別タクソノミと関連法規等

識別子	関連法規等	エレメントの詳細
bnk 銀行・信託業	内閣府『銀行法施行規則』別紙様式 (2012-09-28) 第1号および第1号の2 第3号および第3号の2 第5号および第5号の2	全部で253個のエレメントが定義されている。 エレメント名の末尾に「BNK」という文字列が付加されている (例えば CallLoansAssets <u>BNK</u> 等)
cmd 商品先物取引業	日本商品先物取引協会『商品先物取引業統一経理基準』(2012-05) 『商品先物取引業における金融商品取引法に基づく開示の内容について』(2012-05)	全部で49エレメントが定義されている。 エレメント名の末尾に「CMD」という文字列が付加されている (例えば Operating Expenses <u>CMD</u> 等)
cna 建設保険業	国土交通省『公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則』(2009-04-01) 様式第2号 別表(5)	全部で44エレメントが定義されている。 エレメント名の末尾に「CNA」という文字列が付加されている (例えば OperatingRevenue <u>CNA</u> 等)
cns 建設業	国土交通省『建設業法施行規則』 (2012-10-01) 様式 第十五号、第十六号	全部で31エレメントが定義されている。 エレメント名の末尾に「CNS」という文字列が付加されている (例えば RealEstateForSale <u>CNS</u> 等)
edu 学校法人	文部科学省『有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則』(2007-10-3) 様式 第2号、3号、4号、5号、6号	全部で90エレメントが定義されている。 エレメント名の末尾に「EDU」という文字列が付加されている (例えば Books <u>EDU</u> 等)
elc 電気通信事業	総務省『電気通信事業会計規則』 (2012-04-18) 様式 第2号、3号、4号、5号、6号 別表 第1、別表第2様式第1、別表第2 様式第2	全部で108エレメントが定義されている。 エレメント名の末尾に「ELC」もしくは「Telecommunications」という文字列が付加されている(例えば OperatingRevenueIncidental <u>ELC</u> 等)

識別子	関連法規等	エレメントの詳細
ele 電気事業	経済産業省『電気事業会計規則』 (2012-06-18) 別表第2 第1表、第2表	全部で169のエレメントが定義されている。 エレメント名の末尾に「ELE」という文字列 が付加されている（例えば ConstructionInProgressELE等）
find 投資信託	内閣府『投資信託財産の計算に関する規則』 (2011-11-16) 社団法人投資信託協会『投資信託に関する 会計規則に関する細則』(2009-03-19)	全部で135エレメントが定義されている。 エレメント名の末尾に「FND」という文字 列が付加されている (例えば DividendsFND等)
gas ガス事業	経済産業省『ガス事業会計規則』 (2012-03-23) 様式第1、第2	全部で96エレメントが定義されている。 エレメント名の末尾に「GAS」という文字列 が付加されている (例えば GasSalesGAS等)
hwy 高速道路 事業	国土交通省『高速道路事業等会計規則』 (2009-04-01) 別表第二 第1号様式、第2号様式、第3号 様式	全部で173エレメントが定義されている。 エレメント名の末尾に「HWY」という文字 列が付加されている (例えば LandNCARelatedHWY等)
ins 保険業	内閣府『保険業法施行規則』(2012-09-28) 別紙様式 第6号、第6号の3、第7号、 第7号の3 社団法人日本損害保険協会『損害保険会社 有価証券報告書作成要領』(2009-06-11)	全部で239エレメントが定義されている。 エレメント名の末尾に「INS」という文字列 が付加されている (例えば CashAssetsINS等)
inv 投資業	内閣府『投資法人の計算に関する規則』 (2011-11-16) 企業会計基準委員会『株主資本等変動計算 書に関する会計基準』(2011-11-16) 企業会計基準第6号	全部で132エレメントが定義されている。 エレメント名の末尾に「INV」という文字列 が付加されている (例えば CapitalSurplusINV等)
ivt 投資運用 業	内閣府『金融商品取引業等に関する内閣府 令』(2012-07-06) 「2 経理の状況 様式B」	全部で49エレメントが定義されている。 エレメント名の末尾に「IVT」という文字列 が付加されている (例えば MarginReceivedIVT等)
lea リース事 業	リース事業協会『リース会社における金融 商品取引法に基づく開示モデル』 (2008-06-30)	全部で66エレメントが定義されている。 エレメント名の末尾に「LEA」という文字列 が付加されている（例えば LeaseIncomeSalesLEA等）

識別子	関連法規等	エレメントの詳細
liq 資産流動 化業	内閣府『特定目的会社の計算に関する規則』 (2011-11-16) 企業会計基準委員会『企業会計基準第6号』 (2010-06-30) 日本公認会計士協会『業種別委員会実務指 針第47号』(2012-08-30) 貸借対照表(ひな型)、損益計算書(ひな型)、 社員資本等変動計算書(ひな型)	全部で114エレメントが定義されている。 エレメント名の末尾に「LIQ」という文字列 が付加されている (例えば MembersEquity <u>LIQ</u> 等)
med 社会医療 法人	厚生労働省『社会医療法人債を発行す る社会医療法人の財務諸表の用語、様 式及び作成方法に関する規則』 (2008-07-09) 様式 第二号、三号、四号、五号、六 号	全部で62エレメントが定義されてい る。 エレメント名の末尾に「MED」という 文字列が付加されている (例えば AlternateFund <u>MED</u> 等)
rwy 鉄道事業	国土交通省『鉄道事業会計規則』 (2009-04-01) 別表第2 第1号表、第2号表	全部で295エレメントが定義されてい る。 エレメント名の末尾に「RWY」という 文字列が付加されている (例えば LeaseholdRight <u>RWY</u> 等)。 一部のエレメントにはRWYの代わりに 以下のようなさまざまな記号が付さ れている(判別しづらい) Automobile、Development、 Incidental、Other、RealEstate、 Related、SideLine
sec 第一種金 融商品取 引業	内閣府『金融商品取引業等に関する内 閣府令』(2012-07-06) 「2 経理の状況 様式A」 日本証券業協会『有価証券関連業経理 の統一に関する規則』(2012-03-19)	全部で102エレメントが定義されてい る。 エレメント名の末尾に「SEC」という 文字列が付加されている (例えば FinancialExpenses <u>SEC</u> 等)

識別子	関連法規等	エレメントの詳細
spf 特定金融業	社団法人全国貸金業協会連合会『消費者金融業における標準財務諸表様式』(2001-05-10) 「消費者金融業における標準財務諸表様式の制定について」、「証券取引法に基づく標準財務諸表(例示)」 日本公認会計士協会『業種別委員会報告第37号』(2012-05-15) 消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い	全部で 50 エレメントが定義されている。エレメント名の末尾に「SPF」という文字列が付加されている (例えば <u>OperatingRevenueSPF</u> 等)
wat 海運業	国土交通省『海運企業財務諸表準則』(2007-03-15) 別表 第一号表、第二号表、第三号表	全部で 67 エレメントが定義されている。エレメント名の末尾に「WAT」もしくは「Shipping」という文字列が付加されている (例えば <u>ShippingBusinessIncomeWAT</u> 、 <u>OtherRevenueShipping</u> 等)

以上をみると、関連法規等には、内閣府の公表する各種内閣府令・規則、関係省庁が公表する各種規則、業界団体が公表した各種の文書、公認会計士協会が公表した委員会報告書等、に大別されることが分かる。

EDINET タクソノミを作成するにあたって、どのような規準でこれらの関連法規等に対応する業種別タクソノミが作成されたのか、たとえば金融庁(2013b)の説明など見ても、明確な記述はみられない。詳しくは後述するが、ほとんど使用されていない関連法規等に対応したタクソノミが存在することから、使用頻度に基づいて選ばれているわけではないようである。内閣府令や各省庁の規則以外にも、業界団体や公認会計士協会が公表した文書も採用されているが、すべての業種において網羅的に採用されているかどうかについても、タクソノミの解析だけでは分からない部分も多い。

この他、鉄道業や海運業があるのだから、当然ながら航空業についても業種別タクソノミが作成されていてもおかしくないはずである。航空業法という法律が存在し、開示についても規制がなされているからだ。しかし実際には航空業タクソノミは存在しない。タクソノミを詳しく調べてみると、航空業に関する項目については、標準タクソノミ(cte)の中に含まれていることが判明した。なぜ航空業特有の項目は標準タクソノミの中に含まれるのかについて、今回の調査ではその合理的な理由を知ることができなかった。

3 業種別項目の使用状況の調査

業種別タクソノミには2,324もの項目が定義されているが、これらの項目は実際にどのように使われているのだろうか。そこで、はじめてXBRL形式の報告インスタンスが公表された2008年7月29日より、調査時点の2013年5月29日までのデータを使って、実態調査をおこなった⁽³⁾。

以下は、全報告インスタンスにおける業種別エレメントについての基本的な統計である。

- 対象期間（2008年7月29日～2013年5月29日）
- 全報告インスタンス：137,091個（全市場）
- 全エレメント数：28,929,233個
- 業種別エレメント数：3,680,464個（12.72%）

使用されている業種別項目の頻度分析を実施したところ、過去に一度も使われたことがない業種別タクソノミというものが存在することが分かった。以下の2つである。

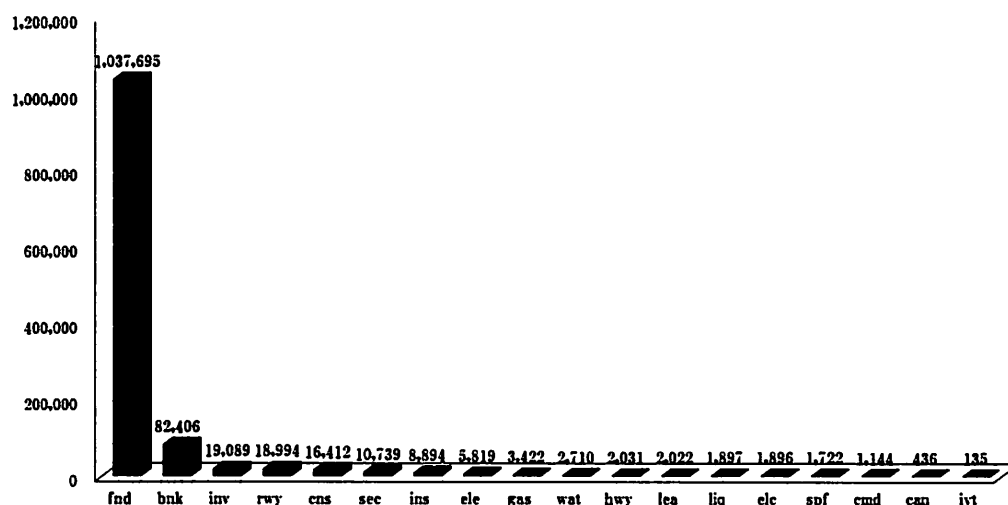
- edu（学校法人）
- med（社会医療法人）

多角経営などで、学校を運営したり、クリニックなどを運営したりする企業がありそうなものであるが、実際に提出されている報告インスタンスの中には一つも見つけることができなかったことは、ある種の衝撃を感じざるをえない。誰も利用したことのない業種別タクソノミというものが存在し、コストをかけて作成され、メンテナンスされているのだ。将来での利用を見越して作成されているということもあるかもしれないが、業種別タクソノミを作成する規準が不明確となっている要因でもある。

調査対象期間に公表された各エレメントの出現頻度を調査するにあたって、コンテキスト情報（各エレメントに記述されているcontextRef属性の値）について言及しておく必要がある。各報告インスタンスには、基本的に当該年度データだけでなく、その前年度データも含まれるため、そのまま単純にカウントしてしまうと、たとえば2012年度決算の報告インスタンスに記載されている「今年度」のデータと、2013年度決算の報告インスタンスに記載されている「前年度」のデータとが重複してカウントされてしまうことになる。これを避けるため、コンテキスト情報で今年度のデータ（contextRef属性の値にCurrentとあるもの）のみを抽出し、カウントすることにした。なお連結・個別については、特に区別せず、どちらもカウントしている。具体的には、連結（contextRef属性の値にConsolidatedとあるもの）と、個別（同じくNonConsolidatedとあるもの）の両方をカウントしているということになる。

出現頻度が圧倒的に高かった業種は、投資業（fnd）であった。1998年の投資信託法の改正により、投資信託のディスクロージャー制度が適用となり、ファンドや信託財産の状況等の情報を広く一般に公開してファンドの運用に透明性を持たせるため、ファンドの募集・販売に際しては有価証券届出書を、継続開示として有価証券報告書等（半期報告書、四半期報告書、臨時報告書等）の提出が義務付けられている。多くのファンドがこの制度により大量の有価証券報告書等を EDINET を通じて開示しており、その際用いられるタクソノミが投資業（fnd）タクソノミであるため、出現頻度も多いという結果となっているのである。

図表 4 業種別科目・項目の出現頻度のグラフ



続いて各業種別に定義されている項目の使用状況について、未使用の元素がどの程度あるのか、未使用率についても調べてみた。当然ながら未使用率が低いほど、その業種別タクソノミが活用されていることになる。

図表 5 は、業種別の出現数と項目の未使用率をまとめたものであるが、未使用率が低い業種をみると、銀行業・信託業（bnk）が 3.11%と一番低く、ほぼすべてのタクソノミの項目が使用されていることがわかった。続いて建設業（cns）が 6.45%、第一種金融商品取引業（sec）が 7.27%と低く、9 割以上の項目を使用していることが分かった。

反対に業種別タクソノミの使用率が低いのは、元素が全くない学校法人（edu）と社会医療法人（med）は別として、投資運用業（ivt）が 65.31%と多く、約 3 分の 2 の項目が使用されていなかった。続いて債権流動化業（liq）の 52.63%、投資信託（fnd）の 46.67%、高速道路業（hwy）の 41.04%、などが高い。半分程度の項目しか利用されていないという実態が明らかとなっている。

図表5 業種別項目の出現頻度順と未使用率

順位	業種	出現数	全項目数	未使用項目数	未使用率
1	fnd	1,037,695	135	63	46.67%
2	bnk	82,406	257	8	3.11%
3	inv	19,089	132	41	31.06%
4	rwy	18,994	299	49	16.39%
5	cns	16,412	31	2	6.45%
6	sec	10,739	110	8	7.27%
7	ins	8,894	239	38	11.72%
8	ele	5,819	175	22	12.57%
9	gas	3,422	96	29	30.21%
10	wat	2,710	67	14	20.90%
11	hwy	2,031	173	71	41.04%
12	lea	2,022	67	14	21.88%
13	liq	1,897	114	60	52.63%
14	elc	1,896	109	20	18.35%
15	spf	1,722	51	9	17.65%
16	cmd	1,144	51	12	23.53%
17	cna	436	44	14	32.82%
18	ivt	135	49	32	65.31%
19	edu	0	90	90	100.00%
19	med	0	62	62	100.00%

ここで、なぜ未使用率が高い業種と低い業種があるのかについて、考察してみたい。業種別でもっとも未使用率が低い（もっとも業種別タクソノミを活用している）業種は銀行業・信託業（bnk）であるが、上位20位の項目をみてみることにしよう。

(項目名)	(出現数)
1. 有価証券利息配当金、経常収益、銀行業	983
2. 貸出金、資産の部、銀行業	982
3. 貸出金利息、経常収益、銀行業	981
4. 役務取引等収益、経常収益、銀行業	980
5. 資金調達費用、経常費用、銀行業	980
6. 資金運用収益、経常収益、銀行業	980
7. 役務取引等費用、経常費用、銀行業	979
8. その他経常費用、経常費用、銀行業	979
9. その他経常収益、経常収益、銀行業	979

10. その他業務費用、経常費用、銀行業	979
11. その他業務収益、経常収益、銀行業	978
12. その他負債、負債の部、銀行業	976
13. 貸倒引当金、資産の部、銀行業	975
14. 経常費用、銀行業	975
15. 経常収益、銀行業	975
16. その他資産、資産の部、銀行業	975
17. 預け金利息、経常収益、銀行業	974
18. 有価証券、資産の部、銀行業	974
19. その他の受入利息、経常収益、銀行業	973
20. 預金、負債の部、銀行業	972

冗長ラベルのデータを示したため「～、銀行業」となっているが、標準ラベルで見れば共通語彙タクソノミ (cte) の項目とあまり変わらない項目が多く並んでいることに気がつく。たとえば「貸倒引当金」という項目は、銀行業・信託業 (bnk) ではなく共通語彙タクソノミにあるものを使うことも可能である。共通語彙タクソノミの中になく項目のみを選択して使用したとすれば、未使用率はもっと高くなるはずだ。銀行業・信託業 (bnk) は業種柄、律儀に業種別タクソノミの項目を使ったのかもしれない。

しかしながらもっとも未使用率が高い (もっとも業種別タクソノミを活用していない) 業である投資運用業 (ivt) ではどうだろうか。結論から言えば、業種固有の項目のみを利用しているので、未使用率が高いのかということではなく、やはりその傾向は変わらなかった。以下は上位 17 位の項目である。

(項目名)	(出現数)
1. 営業収益、投資運用業	39
2. 一般管理費、投資運用業	38
3. 旅費交通費、一般管理費、投資運用業	12
4. 器具備品 (純額)、有形固定資産、投資運用業	11
5. その他営業収益、営業収益、投資運用業	7
6. 営業費用、投資運用業	6
7. 未収委託者報酬、流動資産、投資運用業	4
8. 委託者報酬、営業収益、投資運用業	4
9. 未払手数料、流動負債、投資運用業	4
10. 支払手数料、営業費用、投資運用業	2
11. 交際費、一般管理費、投資運用業	2
12. 広告宣伝費、営業費用、投資運用業	1
13. 委託計算費、営業費用、投資運用業	1
14. 営業雑経費、営業費用、投資運用業	1
15. その他未払金、流動負債、投資運用業	1
16. 調査費、営業費用、投資運用業	1
17. 退職給付費用、一般管理費、投資運用業	1

これらの項目を眺めてみると、特に業種別タクソノミを用いなければならないという必然性を感じられないであろう。業種別タクソノミに定義されている項目は、必ずしも業種

固有の項目のみでなく、一般的な項目も多く含まれており、項目の使用頻度も業種固有の項目が優先して使われているということもなく、業種別タクソノミの位置付けについてはよく分からない部分があることが認識されることとなった。

5 おわりに

本稿は、EDINETタクソノミの中に定義されている業種別タクソノミの情報から、関連法規等においてどのような項目が定義されているかについて、執筆時点で最新のタクソノミである「一般商工業タクソノミ 2013年3月1日版」を対象としてサーベイをおこなった。これらの報告項目は、かならずしも企業の内部で用いられている勘定科目と同じではないが、より標準的な名称に統一されたものとして、もしくはある種の統合勘定としてみなすこともでき、これらの報告項目を見ることで、内部でどのような勘定科目を使用しているのか、窺い知ることができる。

この実態調査によってわかったのは、関連法規等には、内閣府の公表する各種内閣府令・規則、関係省庁が公表する各種規則、業界団体が公表した各種の文書、公認会計士協会が公表した委員会報告書等、に大別されることが分かった。ただ、航空業のように共通語彙タクソノミの中に組み入れられている業種もあり、これらの法規等がどのように取捨選択されているのかについて明確な規準は判明しなかった。続いて実際に開示された報告インスタンスの中で、これらの業種別タクソノミの項目がどのように使用されているかについても調査をおこなった。その結果、学校法人(edu)と医療福祉法人(med)のエレメントは、過去に一度も使われたことはないことが判明した。業種別でいえば、投資信託業(fnd)の項目が圧倒的に多かったが、これは投資信託のディスクロージャー制度によるもので、多数の報告インスタンスが公表されているためであることが分かった。また、各業種別に未使用率を調査したが、銀行業・信託業(bnk)の未使用率が低く、逆に投資運用業(ivt)の未使用率が高かった。項目の未使用率とは関係なく、各業種で使われている項目を見ると、取り立てて業種別に定義する必要のない項目も多々見られた。

またこれらの結果から、関連法規等で規制されている項目については、かなり正確に関連法規等との対応関係を把握することができると同時に、業種別タクソノミとして定義する必然性を感じられない項目も多々含まれており、業種別タクソノミを調査したとしても、業種特有の項目の使用状況を的確に把握することは難しいことも判明した。業種別タクソノミを含んだEDINETタクソノミ全体の設計について、やや改善する余地があるのではないかとの印象を持つこととなった。

(注)

1. XBRLとは、財務情報の作成・流通・利用が容易となるように、XML言語を用いて標準化されたコンピュータ言語である。世界共通の仕様書(現在のバージョンは2.1)

に基づき、各国の会計基準にあわせて電子的な雛形であるタクソノミが作成され、そのタクソノミに定義されている勘定科目・報告項目に実際の会計数値を埋め込んだインスタンス文書を提出する。XBRLについての詳細は、たとえば坂上（2011）を参照されたい。

2. 執筆時点の最新バージョンの EDINET タクソノミに定義されている項目（エレメント）の一覧は、http://www.fsa.go.jp/search/20130301/01_d1.xls の URL から Excel 形式のファイルで入手することができる。こちらには、標準ラベルと冗長ラベルが並記されている。
3. 実際の調査にあたっては、テキスト処理コマンドである `grep` を使い、正規表現を多用してデータを抽出・処理している。たとえば、括弧付き数字（たとえば(1)、(321)等）を指定するための正規表現は「`(\d+)`」、XBRL の終了タグを指定するための正規表現は「`</.+?>`」、エレメントの `id` 属性を指定するための正規表現は「`id="(.)+?"`」、といった表記で指定し、テキストを加工した。なお正規表現の書き方については、結城（2006）などを参照されたい。

参考文献

- 金融庁（2013a）「EDINET タクソノミ」（<https://info.EDINET-fsa.go.jp/E01EW/BLMainController.jsp>）
- 金融庁（2013b）「2013 年版 EDINET タクソノミ及び関連資料の公表について」（2013 年 3 月 1 日）（<http://www.fsa.go.jp/search/20130301.html>）
- 坂上学（2011）『新版 会計人のための XBRL 入門』同文館。
- 結城浩（2006）『新版 Perl 言語プログラミングレッスン入門編』（第 7 章および第 8 章に正規表現の記述がある）ソフトバンククリエイティブ。